

令和3年第5回

# 美浜町議会定例会会議録

令和3年9月 1日から  
会 期 17日間  
令和3年9月17日まで

美浜町議会事務局 調製

## 令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和3年9月1日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和3年9月1日 午前10時10分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	仲 嶋 正一	8番	松 下 照幸
	2番	高 橋 修	9番	崎 元 良栄
	3番	寺 田 順一	10番	山 口 和治
	4番	梅 津 隆久	11番	藤 本 悟
	5番	河 本 猛	12番	兵 庫 賢一
	6番	辻 井 雅之	13番	北 村 晋
	7番	川 畑 忠之	14番	竹 仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 川崎 宏和			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸 嶋 秀樹	健康福祉課長	浜 野 有美
	副 町 長	西 村 正樹	<small>子ども子育て サポートセンター所長</small>	山 本 英子
	教 育 長	森 本 克行	観光戦略課長	早 見 明哲
	総務課長	伊 藤 善幸	産業振興課長	今 安 宏行
	まちづくり推進課長	丸 木 大助	土木建築課長	野 村 治和
	エネルギー政策課長	片 山 真一郎	上下水道課長	浜 野 利彦
	会計管理者兼 税務課長	瀬 戸 睦	<small>教育委員会事務局長</small>	瀬 戸 慎一
	住民環境課長	山 口 れい子		

## 令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第1日)

町長提出議案 の 題 目	<p>[報告]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について</li></ul> <p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事(第4期)請負契約について</li><li>○ 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第3号)</li><li>○ 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)</li><li>○ 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)</li><li>○ 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)</li><li>○ 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)</li><li>○ 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第1号)</li></ul>
-----------------	--

## 令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第1日)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○ 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○ 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について</li> <li>○ 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定について</li> </ul>			
議員提出議案 の 題 目	/			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	6番	辻井 雅之 議員	9番	崎元 良栄 議員

## 令和3年第5回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和3年9月1日 午前10時  
開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 3 号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第 54 号 令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事(第4期)請負契約について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 55 号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 56 号 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 57 号 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 58 号 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 59 号 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 60 号 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 61 号 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 62 号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 63 号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 64 号 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 65 号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 66 号 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第 17 議案第 67 号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 18 議案第 68 号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 19 議案第 69 号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第 20 議案第 70 号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第 21 議案第 71 号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第 22 議案第 72 号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第 23 議案第 73 号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 74 号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 75 号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止す  
る条例の制定について
- 日程第 26 議案第 76 号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 27 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

議長

本日は、全員出席されております。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(開会宣言 午前10:10)

議長

ただいまより、令和3年第5回美浜町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

6番 辻井雅之君

9番 崎元良栄君

の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告をいたします。

報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、諸般の報告を総務課長に求めます。

総務課長

議長。

議長

総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、私のほうから諸般の報告を行います。

報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不

足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告する。別紙。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書。

1、健全化判断比率。

単位、パーセント。

区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の順に読上げをさせていただきます。

令和2年度決算健全化判断比率一、一、8.8、92.0（早期健全化基準）（15.00）（20.00）（25.0）（350.0）（財政再生基準）（20.00）（30.00）（35.0）

2、資金不足比率。

単位、パーセント。

会計名、資金不足比率（経営健全化基準）の順に読上げをさせていただきます。

上水道事業会計一（20・0）。簡易水道事業特別会計一（20.0）。集落排水処理事業特別会計一（20.0）。公共下水道事業特別会計一（20.0）。産業団地事業特別会計一（20.0）。住宅団地事業特別会計一（20.0）。

令和3年9月1日提出。美浜町長 戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長

以上で諸般の報告を終わります。

これより議案を上程いたします。

日程第4 議案第54号 令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事（第4期）請負契約についてから、日程第27 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてまでの23議案及び陳情第1号を一括上程いたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町 長

議長。

議 長

町長。

町 長

本日、ここに令和3年第5回美浜町議会定例会を開催いたしました。

たところ、議員各位におかれましては、お忙しい中お繰り合わせ御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回御提案いたします議案等の概要について御説明申し上げます。

初めに、令和3年度全国高等学校総合体育大会ボート競技大会について申し上げます。

本町におきまして、昭和42年以来、約50年ぶりとなります本大会が、8月14日から19日までの6日間にわたり、県立久々子湖漕艇場を会場に開催されました。

大会には、全国各地から130校、約1,000人の選手が出場され、男女3種目で熱戦が繰り広げられましたが、舵手つきクォドルプルで地元美方高校が男女アベック優勝するなど、「ボート王国福井」・「ボートの町美浜」、その名にふさわしい輝かしい成績を上げられました。

今回は、コロナ禍での大会であり、無観客とするなど、感染防止対策に細心の注意を払いながらの大会運営となりましたが、大きな混乱もなく、成功裏に大会を終えることができたところであります。

改めて、福井県ボート協会をはじめ多くの高校生スタッフ、関係者の皆さんのボート競技にかける熱い思いと御尽力に敬意を表するとともに、御礼申し上げます次第であります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

現在、10月中の接種完了に向け、順調に接種を進めているところでありますが、依然として20代をはじめとした若い世代の接種希望が低調な状況となっております。

そうした中、全国的にも感染力の強いデルタ株が猛威を振るい、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域が33都道府県に広がっております。とりわけ、20歳代から40歳代の若い年齢層を中心に感染が拡大していることから、まちでは、こうした世代のワクチン接種が進むよう、様々な媒体を介して、理解醸成に努めているところであります。

あわせて、圏域を越えた不要不急の往来の中止や延期など、県民

行動指針の遵守の徹底を図り、引き続き感染予防、感染拡大防止に取り組んでまいります。

次に、JR小浜線について申し上げます。

まちでは、県や関係市町と共に、小浜線の維持、活性化について、JR西日本へ要請活動を続けてまいりましたが、先般、10月から運行本数を2割減便する旨の方針が公表されたところであります。誠に残念な結果となりましたが、我々の意見を踏まえ、JR西日本としても小浜線の活性化を図るべく、地域と共に観光誘客の推進や鉄道利用の促進に取り組んでいくとのこととあります。

本町といたしましても、小浜線を地域の足としてしっかりと維持、活性化できるよう、利用促進に向けた事業に積極的に取り組んでまいりますので、町民の皆さんの御理解と御協力をお願いするものであります。

次に、防災力の強化に向けた地域を支え合う体制づくりについて申し上げます。

近年頻発する自然災害に対応できる地域防災力の強化を図るため、本年5月に国の災害対策基本法が改正され、市町村には避難行動、要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたところであります。障害のある人や高齢者等、災害時に1人の命も取り残さない活動には、共助の力が不可欠であります。

本町におきましても、避難行動要支援者名簿に基づき、個別避難計画を策定するシステムの導入を進めることはもとより、日頃から地域住民同士の交流や連携、各集落における防災意識の醸成を図ることで、地域課題を地域で解決できる力を高めていただけるよう取り組んでまいり所存であります。

次に、鳥獣害対策の強化について申し上げます。

近年、猿による農作物被害が深刻化しております。

本町におきましても、嶺南地域有害鳥獣対策協議会や猟友会美浜支部と連携を図り、猿おりによる捕獲など、様々な対策を講じてまいりましたが、その被害は後を絶たないところであります。そこで今回、猿対策の一環として、集落内に猿対策部隊を組織していただき、猿を追い払う活動に積極的に取り組む集落を支援することで、行政と地域住民が一体となって猿による農作物等への被害軽減を図

ってまいりたいと考えております。

それでは、本日御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。

議案第54号は、令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事（第4期）について、去る8月19日に制限付一般競争入札を行い、落札者が決定いたしましたので、請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号から議案第66号までの12議案は、令和2年度の一般会計及び各特別会計並びに上水道事業会計の決算の認定についてであります。去る7月20日、21日及び8月16日の3日間に、監査委員による決算審査を受けましたので、その審査意見書を確認いただき、御承認賜りたくお願い申し上げます。

令和2年度の町財政は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な事業を強力に推進したことから、一般会計において、令和元年度と比較いたしますと、歳入で15億9,410万4,000円増の113億6,774万8,000円、歳出で16億2,426万6,000円増の106億4,518万5,000円と、過去最大の決算規模となったものであります。その他、各特別会計、上水道事業会計を含めまして、種々の経費につきましては、決算書等において詳細に説明をさせていただいておりますが、第5次美浜町総合振興計画及び美浜創生総合戦略に掲げる施策を着実に推進するとともに、選択と集中による堅実な行財政運営に取り組んだところであります。

また、財政健全化法に基づく本町の令和2年度財政健全化判断比率並びに公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては、いずれの指標におきましても基準値内であり、町財政の健全性は確保されていると判断しているところであります。

今後とも、財政指標等を注視しながら一層の行財政改革に努めるとともに、持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第67号、令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ6億4,398万1,000円を追加し、予算総額を101億8,671万5,000円とするも

のであります。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、総務費においては、振興計画の優先施策であります人口減少対策の一環として、県外から移住・定住の促進と中小企業の人手不足の解消を図ることを目的に、U・Iターン移住就職等支援事業を創設し、その支援経費として、150万円を計上いたしました。

また、JR小浜線の利用促進を図るため、小浜線に乗車し、美浜駅前の観光農園を利用する場合、入園料を割り引くなどのクーポン券の発行経費や、10月以降の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費、令和2年度の歳入歳出決算上生じた剰余金の積立金などで3億4,147万7,000円を計上いたしました。

民生費においては、高齢者や障害者など自力で避難することが難しい要支援者の個別避難計画の策定等に係るシステム導入経費として、地域支え合い体制づくり事業に375万3,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、深刻化している猿による農作物被害対策として、猿の追い払いに使用する資材の購入費等を助成する経費や、本年4月に国の指定棚田地域の指定を受けた菅浜集落協定への支援のほか、老朽化及び取水機能が低下している農業用排水路の機能回復のための改修工事費など3,696万7,000円を計上いたしました。

土木費では、にぎわいゾーン整備の一環として、町道駅前線の駅前線道路改良工事や街路灯などの設置工事、道の駅に隣接する県道美浜停車場線の歩道拡幅などの改良工事のほか、無電柱化工事等に係る県営事業負担金など1億8,922万1,000円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の主なものでありますが、これに対する歳入といたしましては、前年度繰越金2億9,400万円や、国からの交付額が確定いたしました普通交付税1億6,950万1,000円、町債6,584万4,000円、国県支出金5,047万6,000円などを充当し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、各特別会計の補正予算であります。議案第68号、令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、

保険料の還付金として10万円を追加し、予算総額を1億3,508万2,000円とするものであります。

議案第69号、令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事業勘定において、前年度における介護給付等国県負担金等の精算、返還金などで、1,797万8,000円を追加し、予算総額を11億6,449万6,000円とするものであります。

議案第70号、令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、坂尻地区と佐柿地区の公共下水道接続に伴い廃止となる各処理場内の設備等解体工事費など、1,615万4,000円を追加し、予算総額を1億6,930万4,000円とするものであります。

議案第71号、令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、不明水調査や国道27号の道路改良に伴う管渠の布設工事費や、金山、大藪地区の中継ポンプの更新に係る経費など、897万円を追加し、予算総額を5億2,276万7,000円とするものであります。

議案第72号、令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、産業団地の街路灯の設置に要する費用、40万2,000円を追加し、予算総額を581万2,000円とするものであります。

議案第73号、美浜町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人町民税の非課税範囲等の見直し及び固定資産税の課税標準特例の見直しに係る規定を整備したく本案を提出した次第であります。

議案第74号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止したく本案を提出した次第であります。

議案第75号、美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、美浜町体育センターの廃止に伴い、関係条例を廃止したく本案を提出した次第であります。

議案第76号、美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定

については、指定管理者の候補者として、美浜町公の施設指定管理者選定審議会の意見を聞いて、株式会社みはまアグリチームを選定したので、同者を指定管理者として指定したく議会の議決を求めるものであります。

以上、御提案をいたしました議案についてそれぞれ概要を御説明申し上げましたが、不備な点につきましては、その都度、私または関係者から御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、妥当な御決議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定によって議案表題部分についてのみとし、他は省略したいと思います。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。説明は議案表題部分についてのみお願いいたします。

総務課長

議長。

議 長

総務課長。

総務課長

それでは議案の表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第54号 令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事(第4期)請負契約について。

議案第55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について。

議案第56号 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第57号 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第58号 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第59号 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第60号 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第61号 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第62号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第63号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第64号 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第65号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第66号 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定について。

議案第67号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）。

議案第68号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第69号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第70号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第71号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第72号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

議案第76号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定について。

令和3年9月1日提出、美浜町長 戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長

以上で、各議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を全員協議会での審議またはそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

お諮りします。

日程第4 議案第54号 令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事(第4期)請負契約については、本日採決が必要ですので、この後、全員協議会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、全員協議会で審議することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 議案第56号 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 議案第57号 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 議案第58号 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 議案第59号 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 議案第60号 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 議案第61号 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 議案第62号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 議案第63号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 議案第64号 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

日程第15 議案第65号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16 議案第66号 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定について、日程第17 議案第67号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）、日程第18 議案第68号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19 議案第69号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第20 議案第70号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21 議案第71号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第22 議案第72号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第1号）、以上18議案は、予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第72号までは、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第23 議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24 議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25 議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、日程第27 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、以上3議案及び陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長

御異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第75号まで及び陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第26 議案第76号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち、議案第54号について理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

10時55分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

(休憩宣言 午前 10:44)

(再開宣言 午前 10:59)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第54号 令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事(第4期)請負契約についてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第54号について討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決いたしました。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、先ほど上程いたしました議案のうち、議案第73号から議案第76号までの4議案について理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

全員協議会は直ちに行いますので、全員協議会室へお集まりください。

(休憩宣言 午前 11:00)

令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和3年9月2日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和3年9月2日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	仲 嶋 正一	8番	松 下 照幸
	2番	高 橋 修	9番	崎 元 良栄
	3番	寺 田 順一	10番	山 口 和治
	4番	梅 津 隆久	11番	藤 本 悟
	5番	河 本 猛	12番	兵 庫 賢一
	6番	辻 井 雅之	13番	北 村 晋
	7番	川 畑 忠之	14番	竹 仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 川崎 宏和			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸 嶋 秀樹	健康福祉課長	浜 野 有美
	副 町 長	西 村 正樹	<small>子ども・子育て サポートセンター</small> 所長	山 本 英子
	教 育 長	森 本 克行	観光戦略課長	早 見 明哲
	総務課長	伊 藤 善幸	産業振興課長	今 安 宏行
	まちづくり推進課長	丸 木 大助	土木建築課長	野 村 治和
	エネルギー政策課長	片 山 真一郎	上下水道課長	浜 野 利彦
	会計管理者兼 税務課長	瀬 戸 睦	<small>教育委員会</small> 事務局長	瀬 戸 慎一
	住民環境課長	山 口 れい子		

令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第2日)

町長提出議案 の 題 目			
議員提出議案 の 題 目			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。		
	6番	辻井 雅之 議員	9番 崎元 良栄 議員

## 令和3年第5回美浜町議会定例会議事日程(第2日)

開議日時 令和3年9月2日 午前10時

開議場所 美浜町議会議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議 長

本日は、全員出席されております。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:00)

議 長

ただいまより、令和3年第5回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

6番 辻井 雅之君

9番 崎元 良栄君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

2番、高橋修議員の一般質問を許します。

2番

議長。

議 長

高橋修君。

2番

2番、高橋。

おはようございます。よろしく願いいたします。

世界的に新型コロナウイルス感染症の拡大が止まりません。ワクチン接種先進国であるイスラエル・イギリス・アメリカ等においても、感染が再び拡大し、ブースター接種といわれる3回目の接種が開始されました。日本においては、デルタ株による感染が急激に拡大し、21都道府県に緊急事態宣言、12県にまん延防止等重点措置が発出されています。

そうしたことより、今回は新型コロナウイルス感染症対策に関する事柄について質問いたします。なお、今回のこの一般質問通告書は、8月初旬に作成をしており、日々変化する最新情勢とは幾分

乖離している部分もあるかと思いますが、本質的には変わらないと  
考えますので、御理解のほどをお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

ワクチン接種が鋭意進められていますが、いまだ感染拡大が収ま  
りません。関係者の御尽力にもかかわらず医療体制の崩壊が懸念さ  
れ、また人流抑制を目的とした緊急事態宣言等の度重なる発出もあ  
り、社会活動や経済活動の停滞と困窮の危機も訪れていると考えま  
す。

現時点の対策の切り札はワクチン接種であり、美浜町においても  
これまで順調に接種が進められてきたと認識しておりますが、現在  
の進捗状況及び当町の年代別の接種率についてお尋ねします。また、  
これまでのワクチン接種業務を通じて得られた知見や課題と反省、  
また住民に対する要望等がございましたら、御回答願います。

副 町 長  
議 長  
副 町 長

議長。

副町長。

美浜町のワクチン接種の現状につきまして、御質問をいただきま  
した。新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの統括を担わせ  
ていただいておりますので、まず、私のほうからお答えをさせてい  
ただきたいというふうに思います。

本年この4月から、ワクチン接種の予約受付を開始をいたしまし  
て、5月から町内医療機関での個別接種を皮切りに、6月12日か  
らは集団接種を行い、今日に至っているところでございます。ワク  
チン接種の予約受付当初につきましては、想定以上に電話が混み合  
うなど、混乱を招いたことにつきましては、反省をいたしているこ  
ろでございます。

その後、ほぼ問題もなく、スムーズに接種の予約であったり、ワ  
クチン接種が進められてきたところでございます。このワクチン接  
種につきましては、町内の医療機関や医療スタッフ及び福井大学、  
敦賀市立看護大学など、県内の関係機関の御理解と御協力をいた  
だいて接種が進められてきたこと、また町内の福祉団体や事業所及び  
関係協議会などの皆さんから高齢者の接種につきましては、接種の  
周知であったり、サポートをいただいたこと。そして、何よりも町  
民の皆さんの御理解と御協力をいただきながらワクチンを進めさせ

ていただいていたことに対しまして、改めて感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

さらに、町民の皆様には、これまで感染予防対策に御理解と御協力をいただき、取り組んでいただいたことに対してお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは。具体的な御質問内容につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長。

健康福祉課長。

御質問の当町のワクチン接種の進捗状況でございますけれども、65歳以上の方につきましては、ワクチン接種を希望される方の1回目、2回目の接種は7月末でおおむね完了しております。また、64歳以下の方につきましては、7月上旬から1回目の接種を開始しており、順次2回目の接種についても進めております。

8月23日現在、対象者の年代別接種状況ですけれども、それぞれ1回目の接種では10から20歳代は約4割、30から40歳代は約6割、50から64歳は約8割、65歳以上は約9割の接種率となっております。

特に、40代より若い方の接種率が低い状況となっておりますが、全国的にも20から40歳代の方の新型コロナウイルス感染症が増えており、若い年代でも重症化したり、場合によっては味覚障害など後遺症が残る場合もあります。

ワクチンには高い発症予防効果と重症化を防ぐ効果も認められております。町では、ワクチン接種の効果や若者のワクチン接種メリットとデメリットの考え方など、新型コロナウイルス感染症やワクチンに関する正確な情報をホームページ等で発信しております。

自分自身の健康はもちろんですけれども、家庭内や職場での感染が広がることも多いことから、御家族や職場、周囲の方々の健康と命を守るためにも、早めにワクチン接種を済まされるよう、また、ワクチン接種後もマスクの着用や手洗いなど、基本的な感染予防対策の継続をお願いしたいと思っております。

議長。

健康福祉課長  
議長  
健康福祉課長

2 番

議長 高橋議員。

2番 ただいま1回目の接種の接種率を報告いただきましたけども、2回完了したという接種率は把握されていないのでしょうか。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 2回目の接種率でありますけれども、町全体で言いますと、約55%。それから、ワクチン接種の打てる年齢の12歳以上で率を見ますと、約60%の方が2回目接種を終えているところでございます。

2番 議長。

議長 高橋議員。

2番 1回目接種と同じように、年代別のパーセンテージは出ないんですか。把握しにくいんですか。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 2回目の接種済み者の年齢別なんですけれども、12から20代では約13%、30から40歳代では約35%、50から64歳代では約63%となっております。

2番 議長。

議長 高橋議員。

2番 分かりました。では、次の質問に移りたいと思います。

デルタ株は感染力が強く、集団免疫を得るためには理論上90%以上の接種率が必要という報告がございます。しかし、イギリスにおいては、感染者が多く発生し既に抗体獲得が進んでいたこともあり、接種率が60%を超えた辺りから新規感染者が減少に転じたようです。

日本においては、新規感染者が減少に転じるためには、接種率70%程度、これは2回でございますけども、が目標になると言われていますが、美浜町においては、2回目の接種率が70%に達する時期はいつ頃になるかについてお尋ねをいたします。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 1回目の接種率につきましては、8月23日現在で全町民の約7

0%となっております。御質問の2回目の接種率が70%に達する時期につきましては、9月の中旬頃を見込んでおります。なお、その後も土曜日の集団接種や町内医療機関での個別接種を進め、接種率のさらなる向上を図っていきますが、おおむね10月中旬以降は規模を縮小した接種体制に切り替える予定をしております。ただ、先ほども申しましたとおり、若い年代の方の接種が思うように進んでおりません。また9月の予約枠にも、まだ空きがある状況ですので、引き続き接種勧奨のほうを図っていききたいというふうに考えております。

2番 議長。

議長 高橋議員。

2番 8月初めの新聞報道によれば、その時点の接種のペースで進めば、日本全体で10月上旬には70%に達すると、2回目ですね。そういうふうには言われていました。今、9月の中旬というお話でしたので、少しそれよりも早めに70%に達するのかなというふうにお聞きをいたしました。

最近では、ワクチンの効果や持続期間には限界があるとの報道がなされていますが、現時点での頼りはワクチン接種でありますので、鋭意進めていただきたいとお願いいたします。よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

ワクチン接種の対象年齢が下がり、接種予約率が低下していると聞きます。先ほども申したとおり、現在の対策の決め手はワクチン接種ですので、できるだけ多くの人に接種を受けていただきたいと考えますが、美浜町における接種予約の現状と今後の見通し、これは若年層ですね。及び接種率アップのための対策等についてお尋ねいたします。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町の年代別の予約状況ですけれども、おおむね10から20歳代で約5割、30から40歳代で約7割、50から64歳で約8割となっております。若い年代ほど予約率も低い状況となっております。

これまで、周知広報は町の広報紙、ホームページ、行政チャネル

ルや音声告知放送、新聞折り込みチラシや各種会合等へ出向いての説明など、様々なツールを用いて行ってまいりました。また、それに加えまして、若い年代への周知対策といたしましては、保育園の保護者への案内チラシの配布や町内公共施設や金融機関、美浜駅、コンビニエンスストアなど、人の多く集まる場所に勧奨ポスターを掲示をしたり、さらには町内の企業や事業所に直接伺うなどして、接種の呼びかけを行っているところでございます。

なお、10月中旬以降は、規模を縮小した接種体制に切り替える予定としていることから、1回目の接種予約を9月上旬までに行っていただく必要があるため、まだ予約をされていない方へは、個別にはがきによる接種案内の呼びかけを行いました。町としましては、正確な情報発信の下、若い年代の方のワクチン接種が進むよう、今後も周知に進めてまいりたいと考えております。

2番

議長。

議長

高橋議員。

2番

最近では、児童や学生を含む若年層の感染と重症化が問題になっています。若年層は学校や職場における活動が不可欠になり、集団感染のリスクが非常に高いと思われれます。そうしたリスクにさらされる方々のワクチン接種率をいかに早く高めるかが重要だと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

次の質問に移ります。

現在美浜町においては、道の駅、レークセンター及び観光電池船、そして観光イチゴ園等の集客施設の建設が進んでいます。ワクチン接種を2回受けたとしてもその効果は徐々に低下し、またウイルスも変異を繰り返しますので、今のワクチン接種がある程度一巡した後も、繰り返し接種が必要になる可能性が高いと報じられています。

このように、新型コロナウイルス感染症との戦いは今後も長く続くと考えられますが、これらの新施設については、どのような感染予防対策が講じられているのかについてお尋ねいたします。

観光戦略課長

議長。

議長

観光戦略課長。

観光戦略課長

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。議員御質問の各施設については、不特定多数の利用を前提としていることから、

施設の整備段階から必要な感染予防対策を講じることとしております。

具体的には、換気の重要性を踏まえまして、感染防止ガイドラインに基づき、機械換気設備はもとより、道の駅では施設中央に配置した「みはまプラザ」を中心に、自然換気を強化するための開閉可能な開口部を設け、吹き抜け空間を最大限活用した風の流れをつくる計画としております。

次に、新レークセンターではテラスデッキに通じる待合室等の湖側は、全て開放可能な窓とするなど、自然換気が促進される構造としております。

次に、遊覧船につきましては、今年度の改修時において、新たな換気設備を追加するなど、換気機能の向上を図ることとしております。2隻目についても同様の対応とすることとしております。

次に、観光農園につきましては、完全予約制を導入し、入場を制限することで3密を少しでも回避できるよう、来園者を受け入れることとしております。

また、各施設のトイレの手洗い場につきましては、自動洗浄設備とするほか、手や指の接触する部分は極力抗菌仕様とするなど、感染予防対策に努めているところであります。それぞれの施設運営においては、県の指針はもとより、業種ごとに全国レベルの社団法人が感染予防対策ガイドラインを定めておりますことから、それに基づき適切な対応がなされるよう、事業者指導を徹底してまいります。

議長。

高橋議員。

分かりました。

先日、大野市に開設されました道の駅「荒島の郷」に立ち寄りしました。コロナという目で行ってきたんですが、ドアの開閉あるいは蛇口等々は全てタッチレスでございました。飲食スペースの中心部には、もちろんタッチレスの蛇口の手洗い場、特に子ども用に低い位置での手洗い場が整備されておりました。今後いろいろ情勢が変わりまして、対応策が必要になると思いますけれども、迅速かつ柔軟に対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番  
議長  
2番

ワクチン接種を2回受けた人の有効期間内の発症や予防効果は95%程度というふうに言われてきました。8月初旬の新聞報道によれば、8月5日時点の日本の65歳以上の高齢者への接種率は、1回目接種率が87.3%、2回目接種率は80%に上っており、東京都の新規感染者に占める高齢者の比率は2から3%とのことで、ワクチン接種の効果が実証されていると思われま

す。そうした中、これまで行われてきた人流抑制を目的とした緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等は、ワクチン接種を受けたかどうかにかかわらず、全住民に一律に適用されており、経済活動や社会活動に甚大なダメージを与えて多くの困窮者を生み、家族や地域の絆をも希薄にしている嫌いがあります。

もちろんワクチン接種により感染リスクがゼロになることはありませんし、医療崩壊を防ぎ、人命を守ることが基本でございますが、感染症との戦いは長期戦が予想されますので、これからは社会活動や経済活動を回復し、いろんな困窮リスクを軽減することが重要な局面に入ってくると考えます。

そうした意味で、ワクチン接種の有無、改良が重ねられると思われる接種したワクチンの種類、その接種時期と回数等の個人のワクチン接種履歴の証明等によって、参加が可能な社会活動や経済活動の範囲を広げる仕組み、欧米ではワクチンパスポートというふうに言われておりますけども、あってもよいのではないかとと思いますが、お考えをお尋ねします。

町議  
町長

議長。

町長。

ただいまのワクチン接種履歴、これを考慮した経済対策についてのお尋ねをいただいたところでございます。

御承知のように、ヨーロッパや東南アジアではワクチン接種証明を活用して、経済対策にかじを切る、こうした動きが広がっておりまして、感染の抑制と経済活性化の両立を図る手段として有効というふうに考えておりますけども、接種の有無を区分することによります影響など、一方で課題が言われているところでございます。

我が国でも経済界から接種証明書の飲食店や旅行、イベント等での早期活用を求める提言がなされておりまして、国はこれを受けま

して、現在書面で発行しております接種証明書をデジタル化した上で、国内での活用に向けて検討するとしておりますけれども、現時点では、その主張が明確になっているというわけではございません。町といたしましては、経済活動への活用は町単位で実行できるものではございませんし、ましてやその効果も十分に見出せるものではないというふうに考えております。今後とも、国や県の動向を見極めながら、適切に対応してまいりたいなというふうに考えております。また、引き続き若い世代のワクチン接種の推進、これが必要でございますし、マスクの着用、手洗い、3密の回避など、感染防止対策の徹底はもとより、感染状況を勘案しながらの消費喚起対策や事業者支援、こういった経済活性化に対する対策、これをしっかり講じてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

2 番 議長。

議 長 高橋議員。

2 番 なかなか一市町で独自にやるということは難しいというふうには、もちろん考えております。ただ、先ほどもありました若年層の接種率を上げる手段としても、例えば証明書を見せる、あるいは陰性証明を見せるというような仕組みがありますと、どうしてもワクチン接種を受けようというような弾みになるのかというような提言も結構あるように聞いております。そういうことで、ぜひ検討していただきたいんですが、8月下旬の福井県の発表によれば、7月20日から8月26日の福井県の新規感染者は975人でございましたが、そのうちの96%はワクチン接種ができていない人ということでございます。ワクチン接種が済んだ人の感染割合は4%、かつこの中には重症者はおられないということでございます。

そうしたことより、ワクチンを2回接種して2週間経過した人の感染率は98%減少すると、そういう結果になるという発表があります。これは8月27日だったと思うんですが、これだけ大きな効果のあるワクチン接種を受けた人も、そうでない人も一律に制約を受け、社会活動や経済活動に大きなダメージを与える方法は改善の余地が大いにあるのではないかとこのように思います。

欧米では、先ほど申しましたけれども、接種率を上げる目的もあり、例えば飲酒店での接種証明書の提示を求めるなどの、いわゆる国内

向けワクチンパスポートが運用されている国が多くあります。この問題は倫理的な側面が、課題が多々あり、よく議論をしていく必要がございますけれども、ワクチン接種先進国の例を踏まえれば、ここが日本では介護施設での面会条件、多人数での飲食条件、県外との往来条件等々として、一定の基準として取り込んでいく。基準に取り込んでいくという必要性があると思います。福井県は積極的疫学調査ということで、進んでいる県だというふうに私は受け止めておりますけれども、今から先駆けて議論と準備をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

今年3月の一般質問で、私は「観光面での美浜の魅力・売りは何で、どのように磨きをかけるのか」という質問をしました。御回答は「海・山・川・湖の自然の恵みを、短時間移動で体感できる自然環境が売りである。そしてそれらにアクティビティ・食・人情等を織り込み磨き上げたい」ということでした。的を射ているなというふうに考えております。

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴うICTの進展により、魅力のある地方への人口分散が進む兆しがありますが、御回答されたこの美浜の魅力のコンセプトは観光に限らず、住民の住環境の魅力・住みやすさ、美浜に人をひきつける魅力に直結するものと考えます。

先ほども触れましたが、北陸新幹線の敦賀開業を機に、観光電池船とその発着基地となるレークセンターそして道の駅と観光イチゴ園等の建設が進んでおり、やると決めた以上はレインボーラインや水晶浜に続く集客エリアに育てなければなりません。

しかしながら、これらの施設は、美浜の魅力である自然環境を生かす施策としては十分ではないと考えます。新型コロナ感染症の影響もあり、求められているのは、自然を生かした、住む人に優しい憩いの空間の整備だと思います。そうした意味でまず思い浮かぶのは、2017年11月に国史跡に指定された興道寺廃寺跡の整備です。指定当時は2年をかけて保存活用計画をつくらせていただきましたが、いまだ具体的な進展が見られません。整備が計画されている美浜駅からなびあすまでのにぎわいゾーンの延長上にあり、歴史の

香りが漂う360度風光明媚なその地に、自然を生かしあまり手を加え過ぎない公園を整備するべきだと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

町議  
町議  
町議

議長。

町長。

ただいまの興道寺廃寺跡の整備の進捗状況と公園整備についてのお尋ねをいただいたところでございます。御提案のとおり、やはり私は住んでる人に幸せと誇りを実感できるまちづくりをこれからもしっかり進めてまいりたいなというふうに思っております。

まず、興道寺廃寺の跡でございますけども、これは貴重な国家的文化遺産との評価がなされまして、平成30年2月に国指定の史跡に指定されたところでございます。これを受けまして、平成30年度には有識者や地元関係者等によります委員会を立ち上げまして、史跡の保存活用と整備に関する計画書を、また令和2年度には、より踏み込んだ具体的な整備計画案として基本構想をそれぞれ取りまとめたところでございます。

こうした計画に基づきまして、用地の公有化と整備を進めるためには、まずは当該指定地を農業振興地域から除外をする必要がございます。現在関係機関との協議など、農振除外申請に向けた準備を進めているところでございます。なお、この保存活用計画と整備基本構想では、周辺の自然を取り込み、古代の景観がイメージできる構想としておりますけども、これから策定をいたします具体的な整備計画では、一部の技巧の立体復元、園路の整備と芝張り、植栽等の緑化を中心とした整備を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

こうした整備によりまして、このエリアを町民の皆さんが広く歴史に触れる場所としての活用に加えまして、健康づくりや学校・保育園の遠足、イベント等での活用など、町が進めますにぎわいゾーンの一画をなす自然景観を生かした公園として整備をしてまいりたいなというふうに考えております。町といたしましても、こうした利活用が町の活性化につながるよう、農振除外等の法的な手続、指定地の公有化、整備基本計画策定など、これから着実に進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

2 番 議長。  
議長 高橋議員。

2 番 ただいま進めると、進めたいというような御説明でございましたけど、いつ頃をめどにやるのかということは、御提示いただけないのでしょうか。

町 議長。  
議長 町長。

町 議長 今現在、農振の手続の御説明をさせていただきました。引き続きまして、公有化に係るための不動産鑑定、それから建物調査っていうものを行う予定にしております。まずは、農振の除外の許可をいただくと。それに引き続き調査をするということでございますし、それができれば、先ほど申し上げた整備基本計画というものをつくり、それを基に国からの支援をいただきながら整備に着手するというのを考えております。着手までに数年は要するというふうに考えております。1年でもしっかり形にできるように、1年でも早く、しっかり形にできるように我々はしっかり取り組んでまいりたいなというふうに思いますし、関係者の御協力を賜りたいなというふうに思います。

2 番 議長。  
議長 高橋議員。

2 番 2017年の国史跡に指定されたときには、2年をかけて計画をつくるというふうに発表されてるんですよね。これ残ってますよね。そういうふうな御説明があることが、まだ着手までに数年かかると、それでいいのですかというふうに私は思いますね。もっとどうやったら、もっと早く物事ができるのか。順番に物事を積み重ねていったら数年先になるじゃなくて、2年後につくるから、今こうするんだというふうな、そういう発想で考えていただかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。それ以上の質問はしませんけれども、次の質問に移します。

次の質問に移ります。

同様に、美浜の自然環境の魅力を生かす施策として、久々子の寺山公園等にある彫刻の森を再整備すべきだと考えます。

過日、寺山公園を歩いてみましたが、樹木が大きくなって眺望を

妨げ、雑草も生い茂り彫刻も一部朽ちていますが、道路や通路は健全だと思いました。久々子湖湖畔で場所的にも恵まれており、芸術の香りがする眺めのよい公園兼運動コースになると考えますが、お考えをお尋ねします。

町  
議  
町  
長  
長  
長

議長。

町長。

ただいまの久々子の寺山公園、これの再整備等、活用についてのお尋ねをいただいたところでございます。

寺山公園でございますけども、これは山頂が約標高50メートルございます。こういった眺望の非常にいいところに、彫刻のモニュメントを備えた公園として、今から約30年前に整備をされたものでありますけども、今御指摘のとおり、木々も生い茂りまして、立ち寄る人も少ないという現状になってございます。

町といたしましては、三方五湖ゾーンに係ります周遊観光の資源の一つとして活用していきたいというふうに考えておりました、町の三方五湖ゾーン主要観光拠点整備計画、これにおきましても、この寺山公園の整備の方向性、これを取りまとめているところでございます。この計画に基づき、事業を進めていくこととしておりますけども、まずは園地からの眺望を確保するため、樹木の伐採、これが必要でございますので、これに向けて、ここ名勝三方五湖の第1種の区域になっておりますので、文化庁の許可を得るべく、伐採範囲等について、現在協議検討しているところでございます。また、園路などの施設の改修等でございますけども、観光開発審議会や関係者の御意見、文化庁との協議を、こういったものを踏まえながら検討してまいりたいなというふうに考えております。

なお、冒頭申し上げました彫刻、モニュメントにつきましては、平成2年の美浜町国際野外彫刻ビエンナーレにおきまして、全国公募の優秀作等8点が「自然の中に彫刻を」こういった目的を持って町内各所に野外展示されたものでございまして、そのうち5点、これが寺山公園に設置をされているというところでございます。そこには、30年前の先人の文化の香り高いうるおいと安らぎのあるまちづくり、こういった願いが込められているというふうに私は感じております。整備から約30年が経過し、彫刻作品は美浜の景色と

して、私たちの暮らしの中に息づいております。再度この公園整備を契機に、これらの彫刻モニュメントの価値を町民の皆様にも知っていただき、これは先般広報みはまでも紹介をさせていただきましたし、地元の奉仕団体等もいろいろな活動をしていただいております。これを整備することで、誘客や町民の散策コースとして活用につながるよう、今ほど申し上げました町内の奉仕団体や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。

2 番 議長。

議 長 高橋議員。

2 番 この施設ができた当時というのは、私も非常にいいところできたなということで、鳴り物入りでできたなと、今後も維持管理されていくんだろうなと、さらに発展するんだろうなというふうな思いで見えておりました。それが30年ですか、たちますとこんなふうになると。どういう維持管理をしてきたんですかと。どういう仕組みでやってきたんでしょうねという疑問が非常にあります。

それは、この彫刻の森だけじゃなくて、今人口も減り、いろんなものが老朽化してきますから、その維持管理なり建て替えなり、いろんなことを考えなきゃいけないわけですけども、そういうものの維持管理と全く同じ、通じるわけですね。共通的な課題ですね。私が今申し上げたこの2点は、北陸新幹線の敦賀開業に間に合うようにやったらどうですかというぐらいの提案なんです。そんな5年も10年もかかるようなことを、気が、ほんとに気が遠くなりますよ。もっと早く、スピーディーに物事をやっていくということを考えていただきたいというふうに思います。

話元に戻しますけども、アウトドア活動が増えている。コロナの影響もありましてですね。現在の観光拠点の整備は、非常に重要ではございますけども、今の計画はですね。コロナ禍前に計画されたものでございます。アフターコロナという時代になります。インバウンドも期待できません。そういう中で自然を生かすという視点で、基本構想とスケジュールを急ぎ立案いただき、これに基づいて広く関係者が熟議するというプロセスを大切にして、鋭意進めていただきたい。要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

美浜は美しい浜と書きますが、最近では漂着物が多くて、関係者の御努力にもかかわらず、必ずしも美しい浜とは言えなくなりました。道路についても、路肩には草が茂り、ごみのポイ捨ても見かけることが結構ございます。

7月に2日間、池田町に滞在しましたが、池田町の観光パンフレット、「池田のきほん」というパンフレットに「ごみひとつ落ちていない道」という1コマがございました。滞在中、注意深く観察してきましたが、道路の両端はどこも、少なくとも1メートルぐらいは草刈りがされて、ガードレールはきれいに露出しており、確かにごみも全く落ちておらず、清潔で気持ちのいいところだという印象でございました。

観光地として、また魅力ある居住地として、できるだけきれいでありたいと思いますが、美浜の現状についての御認識と今後の対応等についてのお考えがあれば、お尋ねいたします。

議長。

町長。

お答えする前に、施設の整備についてはスケジュール感を持ってという御指摘をいただきました。誠にそのとおりでございますけども、私は出来上がったものが、みんなのものだと愛着を持って管理も含め大事にさせていただけるということが非常に大事だと思っております。ですから、寺山公園のこの件につきましても、地元の奉仕団体は何かしようとして、これは貴重なものだと、そういう思いがしっかり注入をしていただける。そういう意識の醸成をされてるということ踏まえまして、そういったものをしっかり生かしていけるようなタイミングで整備を進めたいと思っておりますし、そういった意識醸成をしっかりと図っていきたいなというふうに思います。次からお答えするこの道路の件についても、そういった思いをしっかりと持っていただくということが重要なことというふうに思います。

道路の美化、この現状とこれからの在り方、その認識についてのお尋ねをいただいたところでございますけども、町では新幹線敦賀開業効果をしっかりと取り組みまして、交流人口の拡大によります町の活性化を踏るべく、三方五湖など観光資源の魅力アップに鋭意

町  
議  
長

取り組んでいるところでございます。

また、こうした個々の観光資源だけではなく、そこに至るまでのルートや風景を含め、観光地としての環境を整えることが、観光資源を生かす大切な要素でございまして、来訪者へのおもてなしの一つ、こういったものだというふうに考えております。とりわけ本町は、御案内のように景観や自然風景に恵まれた町でございまして、ドライブやサイクリングなどの町民や道路の利用者からの眺望に対する期待は非常に大きく、その声をしっかりと受け止める必要があると考えてございます。

しかしながら、主要な幹線道路にありましても、沿線には雑草が生い茂り、海岸には大量の漂着ごみが散乱するなど、観光地としてのおもてなしとは程遠く、期待を裏切る状況も見受けられるところでございます。そのため、昨年より県に対し、観光のおもてなし環境整備として、海岸ごみ処理対策の支援強化、観光ルートに係る道路を観光道路として位置づけ、維持管理を強化するなどの要請を強く行ってきたところでございます。

あわせて、本町では、先般美しい美浜の海岸を維持保全すべく、美しい浜プロジェクト、これを立ち上げまして、活動を開始したところでありますけども、町内外の多くの皆さんの知見と彼らのマンパワー、こういった御支援をいただきながら、この運動は町民運動として、持続的・機動的な活動になるよう努めていきたいなというふうに考えております。

道路につきましては、観光道路となります県道久々子バイパス、ここにつきましては、しっかり草刈りも行っておりますし、沿線にきれいな花が植えられております。また、老朽化した柵もございましたけども、県で更新をしてもらいました。あわせて、日向に向かいますと、タコつぼを道路沿いに花壇として、しっかり展示、景観整備をやっていただいておりますし、美浜駅の西側道路の花壇もございます。こうした県や地元の皆さん方の御理解と御協力により、道路環境美化運動も進んでおります。

今後は、こうした活動をほかの路線や地域に拡大していくことで、町としましても選択と集中によるきめ細かな道路管理を行うことで、観光地として、また住んでいる居住地としても魅力ある地域づくり

に取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

2 番 議長。

議長 高橋議員。

2 番 時間も迫ってきましたので、あまり申しませんが、物事をやるのに、じっくり住民の賛同を得るということ、これ非常に大切なことだと思いますけども、やはり物事にはタイミングがあります。ずっと長くなればなるほど、その思いは薄れていきますので、そのときに懸命に考えて、すぐに姿形にしてしまうと、完結をするというようなスタイルで進めていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

先ほど、池田町の話ですが、池田町は約 2, 400 人の町で道路も少ないと思います。どこにでも、それでどこにでもある寺社等を観光スポットにして磨きをかけているというふうに思いました。きれいで清潔であるためには、費用もかかりますし、住民の一層の協力も不可欠だとは思いますが、また、国道・県道・町道等が交錯して、管理も難しいのだとは思いますが、町の発展につながる重要な施策だと認識していただきたいというふうに考えております。

次の質問に移らせていただきます。

最近運行ダイヤが改正されたコミュニティバスですが、新型コロナウイルスの影響もあるとは思いますが、定刻便の乗降者が増えたというふうには見受けません。背景には、年々高齢化が進み、高齢の方にとって「決まった時刻に決まった停留場へ出向いて待つ」という仕組みには限界があり、利用者のニーズは「必要なタイミングでのドア・ツー・ドアの運行（デマンド運行）」であり、感染症対策の面でも、第三者が乗り合う方式は推奨できるものではないと考えます。

いろんな地域でデマンド運行の検討や採用がなされていますが、美浜町においても観光や集客の足・二次交通としての運用も視野に、タクシー等を活用した住民に優しいデマンド方式への移行を進めるべきだと思いますが、お考えをお尋ねします。

町 議長。

議長 町長。

町 長

ただいまのコミュニティ交通のオンデマンドタクシーの導入についてのお尋ねをいただいたところでございます。

本町のコミュニティバスでございますけども、御指摘のとおり、年々利用者が減少しております。こういった状況を受けながら、町では地域公共交通会議や利用者等の声を踏まえながら、利用者増に向けた取組を進めているところでございます。昨年11月にこういった声を受けて、小浜市の福鉄バスとの接続ダイヤを見直した結果、高校生や勤労者などの新たな利用につながった事例もございますし、また、運転免許を返納された方のコミュニティバス利用券等の利用者数でございます。これは平成27年度の5人から、昨年度、今38人と大きく増加をしております。今後ともそういった傾向が続くものというふうに予測をしているところでございます。

町といたしましては、これからも地域の足として、しっかりと維持運用をしていくため、高齢者の通院や買物など移動の実態、また道の駅、さらには新幹線の敦賀駅開業、これに向けました観光誘客、二次・三次交通としての需要見込み等を定性・定量、需要・供給の両面から把握分析をすることで、効果的な運用計画は下より、御提案をいただきましたデマンドタクシーの活用など、美浜町の地域特性、利用者ニーズに沿った適切なモビリティサービスの検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

2 番

議長。

議 長

高橋議員。

2 番

住民に優しい町、これが人を呼び込み、元気と活気を生み出すというふうに考えます。高齢化が進み、免許返納も増加します。特に高齢者の医療や買物、スポーツ等の社会参加の足として、そして、観光面での二次交通の拡充を視野に、さらに利便性の高いデマンド方式への移行を御検討いただきたいというふうに思います。

いろいろ申しましたけれども、24年春の新幹線敦賀開業をチャンスとして、地域間競争の様相で各自治体が集客施策を進めています。東京方面から新幹線で来られる観光客の中で、金沢で降りなかった観光客が小松で降り、加賀温泉で降り、芦原温泉で降り、越前武生で降り、残りの方が敦賀まで来られます。そこから、さらに嶺南地域、そして美浜に足を延ばしてくれる魅力。それをどのように

つくり出すのか。そしてまた、お客様が来ていただくことによって、どのように地域の活力、発展ということに貢献をしていただけるのか。アフターコロナという環境でございます。そこををよく考え、加味して、急ぎ、総合的に施策を見直してみる必要があると考えております。要望をいたします。よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

議 長

以上で、高橋修議員の一般質問を終わります。

次に、7番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

7番

議長。

議 長

川畑忠之君。

7番

7番、川畑。

私の一般質問をさせていただきます。

それでは、1番目のエネルギー基本計画についてですが、細かく3つほど質問させていただきます。

一つ目に、第6次エネルギー基本計画素案について。二つ目に、美浜町としての意見要望について。三つ目に、立地地域の将来に向けた共創会議についてです。

最初に、一つ目の第6次エネルギー基本計画素案について質問します。

今年の7月に入り、詳しくは7月21日ですが、国の経済産業省資源エネルギー庁が、エネルギー基本計画の素案を提示されました。それから2週間後の8月4日には、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、計画素案の修正が了承され、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入を目指す内容となり、再生可能エネルギー主力電源化へ大きな一歩を踏み出すことになりました。

この素案内容は、2030年の電源達成目標が示され、再生可能エネルギーの割合を2019年度実績の約2倍に相当する36から38%に拡大することとし、原子力は20から22%で現行目標を維持することとなりました。火力は、41%と大幅に減少する中、初めて水素とアンモニアによる発電も1%の割合で盛り込むこととなりました。今後はパブリックコメントでの意見公募を経て、10月までに閣議決定される見込みであります。

今回のエネルギー基本計画修正案のポイントは、再生可能エネルギーを主力電源として、最優先の原則の下で最大限導入することとし、2030年度の電源構成を、22から24%を36から38%に引き上げることとしています。原子力では、可能な限り依存度を低減する。とした内容と、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくとし、電源構成を20から22%で維持することとなりました。その他では、燃焼時に二酸化炭素を出さない、水素・アンモニアの活用。産業部門や家庭での徹底した省エネと電化の推進を促しました。

このエネルギー基本計画修正案の原子力については、現在の内容は、原子力は可能な限り依存度を低減する。原子力は重要なベースロード電源とするとなっています。今回、新たに盛り込まれた内容は、一つに、原子力は必要な規模を持続的に活用する。二つに、原子力は長期運転を進めていく上で諸課題に取り組むこと。三つに、革新的な原発開発を進める企業を積極的に支援すること。としています。

詳しい内容としては、2030年に向けて、原子力比率を現在の6%から20%ないし22%まで引き上げること。2050年に向けて原子力を持続的に活用していくこと。研究開発や人材育成を積極的に進めること。使用済み燃料対策を国が政策当事者として主体的に進めること。共創会議によって国が主体的に省庁で連携して立地地域を支援すること。が記載されていて、現在の第5次エネルギー基本計画と比べて、国の対応がより明確になっています。

しかし、2030年の原子力比率は、現在の6%を、20%から22%まで引き上げる電源構成は、維持されたのですが、新增設・リプレースについては明記されておらず、将来にわたる原子力政策の方向性が見通しにくいものと受け止められています。

町長は、この第6次エネルギー基本計画の素案を見て、どのような考えでいるのか所見をお伺いします。

議長。

町長。

ただいまの第6次エネルギー基本計画素案、こちら特に新增設・リプレース等に係る町長の受け止め方ということでお尋ねをいただ

町  
議  
長

いたところでございます。

これ繰り返しになるかも分かりませんが、今回の素案で原子力の将来につきまして、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であり、必要な規模を持続的に活用していく。また、将来に向けた原子力利用の安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術の開発に努めるとされているものの、かたや、再生可能エネルギーの拡大を図る中で可能な限り原発依存度は低減する内容とされておりまして、この素案は原子力政策の方向性が見通しにくいものになったというふうに受け止めているところでございます。

今や、脱炭素、カーボンニュートラルは世界の潮流でありまして、我が国も2050年にそれを目指すと言明した以上、脱炭素社会の実現のため、そして、我が国のエネルギーの安定供給、安全保障のためにも、現実的な選択肢であります原子力の活用について、2050年の断面の議論だけでなく、その後を見据えた方向性を示す必要があるというふうに考えてございます。

そのため、原子力発電施設建設のリードタイムを考慮し、また、高いレベルの原子力技術、人材の維持・確保のためにも、今回の基本計画で新增設・リプレースを含め、その方向性を明確にすべきであるというふうに考えているところでございます。

7 番 議長。

議長 川畑議員。

7 番 日本国中にカーボンニュートラルの言葉がこれほど浸透して、脱炭素社会が叫ばれる今日。国のエネルギー政策には我々も努力していかなければなりません。原子力政策の方向性が見通せないことは、美浜町にとっても心配のところだと思います。新增設・リプレースの話が今後より多くこれからも進められることを思い、3年後の見直しのときには期待したいと思います。

次に、二つ目の美浜町としての意見要望について質問します。

我々、美浜町議会として、今年6月に「エネルギー基本計画の見直しに関する意見書」を議会決議して、国の各省庁に提出させていただきました。

これは、「脱炭素社会の実現と安定的なエネルギー供給の両立」

という高い目標を達成していくためには、再生可能エネルギーの活用と併せて、安定供給や経済性に優れる原子力発電を重要なベースロード電源として最大限に活用することが重要なためであります。

しかしながら、今回のエネルギー基本計画の素案には、新增設やリプレースをはじめ、将来にわたる原子力発電の位置づけが不透明であり、分かりづらいものとなったと受け止めています。

とりわけ我が町は、半世紀の50年にわたり、原子力と共生するまちづくりを進める中で、強い信念と誇りを持って国のエネルギー政策に協力してきました。

このような状況では、原子力との共生による将来像が描けず、町の将来に大きな影を落とすことになると感じます。

このことから、第6次エネルギー基本計画には、2050年以降も見据えた新增設・リプレースを含む原子力の明確な方針を盛り込むことを強く要請してきました。

しかし、今回のエネルギー基本計画素案では、梶山経済産業大臣は、新たなエネルギーミックス案により、原子力比率が20から22%に据置きされたことに関して、「これから2030年までの間に、どれだけ再稼働できるか、最大限努力する」と述べ、「原子力発電所の重要性や必要について、国民や立地自治体の皆様に丁寧な説明を尽くして、理解を得られるよう、粘り強く取り組んでいく」と強調しただけで、新增設・リプレースの明記には至りませんでした。

また、福井県知事が、エネルギー基本計画素案内容の中に必要な規模を持続的に活用するということと、可能な限り依存度を低減するとの内容は、矛盾していると問いただしたことに対して、「徹底した省エネと再生可能エネルギーの最大限導入を進めていく中で、可能な限り依存度を低減させ、必要となる規模の原発を活用するとの意味だ」と述べ、矛盾しないとの見解を示し、理解を求めています。しかし、到底納得はいかない状態です。

美浜町議会が今後も、国の原子力政策に協力していくには、この回答は到底理解できない内容となりました。

町長は、美浜3号機の再稼働に係る同意に当たり、梶山経済産業大臣から、原子力政策の明確化について、「前向きな回答があった

だけに、非常に残念な結果になっている」と述べています。

このとき、梶山経済産業大臣からは、2050年のカーボンニュートラルに向けて、「将来的にも原子力を活用していく。持続的に活用する」と表明され、また、次期エネルギー基本計画についても、「2030年度の目標数値をこれまでどおり2割程度まで、現実6%であるが、引き上げていく」と明言されています。あわせて、「2050年に向けて原子力の将来像、また、その道筋を具体的に計画の中に書き込んでいく」という意気込みを聞いています。

これらのことから、町長は、「今回の内容は、我が町として、国に対して説明を求めるとともに、引き続き、原子力政策の明確化を求める」と回答していました。

前美浜町長の山口治太郎氏は、「国は原発の安全性と必要性を説明し、地元で40年超え運転への理解を求めた。それなのに国はより安全な原発の新增設・リプレースに触れないのは矛盾している」と訴えています。

このように、美浜3号機の再稼働同意による国の回答内容と、今回の内容に大きな違いがあるのなら、国に対して意見を述べるべきだと感じます。

我が町のためにも、町長の意見要望による、国の説明責任は果たしてもらわなくてはならないと思いますが、町長の所見をお伺いします。

町  
議  
長

議長。

町長。

エネルギー基本計画素案に係る、町としての意見要望についての所見のお尋ねでございます。

第6次エネルギー基本計画の策定に当たりましては、本町はこれまでから原子力政策の明確化を国に対し、強く要望しておりまして、特に美浜発電所3号機の再稼働に係る同意に際しましては、判断要件の一つとして、国への要望事項に掲げてきたところでございます。

しかしながら、今回の素案では、原子力利用の新技术の開発に努めるなどの踏み込んだ部分も認められますが、原子力の将来が見通しにくいものと受け止めていることから、その方向性を明確に示されるよう求めていきたいというふうに考えております。

また、このような私自身の思いは、国、エネルギー庁側にしっかりと伝えたところ、今後とも、原子力を活用する方針に変わりはなく、意見は重く受け止めたいとのことをございますけれども、町として、国、関係機関などに対し、強力に要請活動を実施すべく計画をしてございますけれども、二度の延期を余儀なくされております。

コロナ感染状況が非常に厳しい局面にあることから、実施を見合わせているところをございますけれども、今後、状況を見極めながら、要請活動を実施したいと考えておりますけれども、素案に係る懸念は、国会議員の連盟や国の総合資源エネルギー調査会等でも議論をされておりました、国は一貫して責任あるエネルギー政策を実行するため、原子力を活用する方針に変わりはないとしており、成案に向けての動向についても、しっかりと注視をしていきたいなというふうに考えているところをございます。

7 番 議長。

議 長 川畑議員。

7 番 要望活動については、二度の計画をしていたということで、やはりこのコロナ感染症の状況下では仕方がない状況だと感じます。国の一貫した方針に逆らうことではなく、立地地域の町として、日本初の40年超運転の再稼働の町として、国に対しての説明責任は求めるべきだと感じますので、時期を考えながら、町長としての意見の要望をお願いしたいと思います。

次に、三つ目の立地地域の将来に向けた共創会議について質問します。

先日、長年、国のエネルギー政策に協力貢献してきた立地地域が、持続的に維持発展できるように「立地地域の将来に向けた共創会議」が開催されました。

既設発電所の40年超え運転終了後も見据えた立地地域の将来像を明確にし、具体的な地域振興策を講じることとした会議だとお聞きしています。町長も参加されたはずですが、我々議会としても、どういうものが計画されていて、どのように受け止めたらいいのか、美浜町にとっていいものなのか分かりません。今後はどのように利用していくのか、町長の所見をお伺いします。

町 長 議長。

議 町  
長

町長。

共創会議について、今後どのように利用していくのか、所見を伺うということでございます。

本町では、美浜3号機の再稼働同意に当たりまして、原子力政策の明確化や地域振興への支援について、国に対し、強く要望してきたところでございます。国はこうした要望等を受け止めまして、エネルギーの安定供給を支えてきた立地地域の将来に対する不安を払拭するため、国の主導により、立地地域の持続的な発展につながる目指すべき将来像の策定に向けた共創会議、これを本年6月に創設されたところでございます。

共創会議は、国、関係省庁や県、嶺南立地4市町、県、経済団体や電気事業者・有識者などで組織をされておりまして、将来像の実現に向けた国や事業者の取組を進化、充実させていく議論の場というふうになります。

また、共創会議では、20年から30年後を見据えた立地地域の産業や暮らし等の将来像、その実現に向けた国、事業者の対応の在り方を将来像に関する基本方針、これとして、また必要となる国の施策や事業者の取組内容、スケジュール等を行程表として取りまとめるということにしております。

今後は、6月に開催された第1回共創会議の議論を踏まえ、これ昨日開催されたところでございますけれども、副首長レベルでワーキンググループを設置し、基本方針等の具体化に向けての作業が進められることになってございます。

町といたしましては、この機会を美浜町が目指す将来像の柱としております「美浜町総合振興計画」や「美浜町創生総合戦略」、さらには「エネルギービジョン」等の実現に向けたチャンスと捉えておりまして、これに加えまして、20年から30年後の将来に向けた、立地地域に必要な戦略として三つ提案をしております。

一つは、原子力と共生する地域づくり戦略、二つ目が先駆的ゼロカーボンエリア構築戦略、三つ目が高速交通系ICT等先端技術を活用した地域創生戦略。

この三つを我が町から共創会議で提唱したところでございまして、これらの事項が共創会議における将来像に関する基本方針、これに

はしっかりと反映されて、実現につながるよう努めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

7 番 議長。

川畑議員。

議

7 番 この共創会議は、20年から30年後の日本の将来、または嶺南4市町の将来を考えたものだと感じました。我々の将来の暮らしが今から考えられるのなら、素晴らしいものになると思います。より充実した内容で持続できるように進めていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、2番目の美浜町の観光振興における新たな遊覧船運営についてですが、これも細かく三つほど質問させていただきます。

一つ目に、1隻目の遊覧船（電池推進船）について。

二つ目に、2隻目の遊覧船製造について。

三つ目に、理想的な遊覧船と理想的なコースについてです。

それでは、一つ目の1隻目の遊覧船（電池推進船）について質問します。

三方五湖観光の目玉として、新レークセンター建設と遊覧船（電池推進船）の整備が、昨年から進められています。これは、三方五湖の魅力を多くの観光客に体感していただくため、運営母体となる三方五湖DMO株式会社との連携の下、再生可能エネルギーを活用した電池推進船を建造して、船のターミナル機能のほか、レンタサイクルやボート、町歩きの拠点となる新レークセンターを整備するもので、美浜町エネルギービジョンに掲げる、地域に根差した脱炭素社会への取組として位置づけ、地域の活性化につなげていくものであります。素晴らしい観光開発の計画だと感じます。

まずは、昨年から電池推進による遊覧船の建設及び実証実験から入りました。昨年の10月までに遊覧船の建造が終わり、11月から今年の1月にかけて、三方五湖において、安全性や耐久性と性能を実証実験しました。

議会においても、現地視察で遊覧船の実証実験中に乗船させていただきました。外見は素晴らしいものでしたが、内部の天井は低く、後ろの一段高いデッキは、長時間立ったままの遊覧は少し怖い気がしました。

いろいろな指摘はあると思いますが、どのような結果として結論を出したのか、お伺いします。

観光戦略課長

議長。

議長

観光戦略課長。

観光戦略課長

私のほうから答弁させていただきます。

電池推進船の実証結果につきましては、本年2月の議会意見交換会で御説明させていただいておりますが、電池推進船としての安全性や耐久性、性能につきましては、小型船舶の公的検査機関である日本小型船舶検査機構の検査を受けておりまして、本年4月26日付で合格証の交付を受けております。

また、運営側が現在、想定している運航コースに係る1日6便の運航数についても可能であり、遊覧船として必要な実用域の速力も確保できることから、町が求める遊覧船としての登録性能が充足すると判断したところでございます。

また、居住性についてでございますが、客室の内空高は外的要因により制約がありますが、旧遊覧船とほぼ同等でありまして、着座にてゆったりと遊覧いただける空間は確保できるものと判断しております。

また、今年度の艀装工事で安全対策はもとより、内装、それから調度品を充実することで乗客の皆さんに少しでも御満足いただけるよう、整備を進めているところでございます。

現在、自船の建造に向け準備を進めておりますが、今回の実証実験で得られた課題、それから皆様から頂いた御意見等を生かし、より快適な遊覧船を建造していきたいと考えております。

7番

議長。

議長

川畑議員。

7番

今年4月に小型船舶の合格証が交付され、後はコースを決めるとされています。1日6便を運航して、約1時間の運航になるとしました。そして内装品などの設置をすれば、満足のいくものになると説明されていきました。待ちに待った遊覧船事業がすばらしい遊覧船観光になることを期待いたします。

次に、二つ目の2隻目の遊覧船製造について質問します。

レインボークルーズ船と名づけられる遊覧船は、1隻目の実証実

験結果により、現在、2隻目の建造計画に入りました。

コース設定による使用運航時間や、浦見川の運航をクリアするための船底検討。旅客定員40名とする船内検討。これらのことを踏まえ、どのようなコンセプトで建造していくのか、また、理想的な運航コースをどのように考えているのか、お伺いします。

観光戦略課長  
議 長  
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

私のほうからお答えさせていただきます。

2隻目の建造につきましては、先ほどの御質問でもお答えしましたように、浦見川の航行、それからリチウムイオン二次電池の配置という制約の中で、いかに解放感のある遊覧船とするかという点を重視、検討していきたいと考えております。

例えば、船内とデッキの段差をフラットにしたり、デッキ部分の拡大など、制約のある中でも解放感を得られる工夫をしていきたいと考えております。

また、運航コースにつきましては、本年2月の議会意見交換会で運営側が御説明されたように、海山ステーションですとか、気山ステーションへ寄港し、サイクリング等と連動した運営を行うことが理想であると考えております。

寄港地が増えることで、より一層、三方五湖周辺の周遊促進が図られるものと考えております。

今後も県、若狭町との連携を図りながら、三方五湖周辺の周遊促進に貢献する遊覧船となるよう、運営側とも協力し、進めていきたいと考えております。

7 番  
議 長  
7 番

議長。

川畑議員。

解放感のある遊覧船を目指していますね。そして、そのためにはデッキの部分も解放感のあるものにするとして工夫されています。また、本気で若狭町の海山や気山のステーションを考えていることがよく分かりました。今まであった遊覧船ではなく、よりいいものをお願いしたいと思います。

次に、三つ目の理想的な遊覧船と理想的なコースについて質問します。

新レークセンター建設には、レンタサイクルの機能を設けてあります。また、町では、三方五湖周辺にはサイクリングコースが道路に青い色で設定されています。

三方五湖一周は約30キロメートルあり、相当長いです。また、町内外からサイクリングをしながら三方五湖を一周するとなると、50キロ以上にはなるのではないかと思います。大変長いです。

湖の湖面を景色にしながらか、レンタサイクルと一緒に乗船して、海山にステーションを造り、そこで下船して、三方五湖一周の続きをする。もしくはレインボーラインや常神半島へのサイクリングというコースを考えると、観光客の幅が広がると考えます。

そうなると、2隻目の遊覧船では、後ろの1段高いデッキは必要なく、フラットにすると、安心して自転車を乗せられ、気持ちのいい遊覧になるのではないかと感じます。

また、昔の遊覧船のコースと同じなら、遊覧船が新しくなっただけで、観光客が増えるのか心配です。

2隻目のレインボークルーズ船（電池推進船）をこれから造りますが、このことも考えながら、建造していかなければならないのではないかと思います。どのように考えているのか、お伺いします。

議長。

観光戦略課長。

私のほうから答弁させていただきます。

さきの質問でもお答えしましたように、議員御提案のサイクリングと連動した三方五湖周遊観光は、様々な視点で湖を楽しんでいただき、さらに五湖周辺の観光地を周遊できる、理想的な形であると考えております。

また現在、杉本知事をトップとして、嶺南6市町や商工観光団体で構成する若狭湾サイクリングルート推進協議会では、嶺南地域を走るルートを設定し、国のナショナルサイクルルートの設定と自転車を活用した観光まちづくりを進めることとしております。

ルートの中でも三方五湖周遊がメインになるものと考えており、サイクリングとの連動は非常に重要であると考えております。

2隻目につきましては、このような状況も踏まえた上で、自転車の乗り入れ、それから解放感のある遊覧船となるよう、船内のフラ

観光戦略課長  
議長  
観光戦略課長

ット化やデッキ部分の拡大について工夫し、サイクリングとの連動を図っていきたいと考えております。

7 番 議長。

議

長

川畑議員。

7 番

三方五湖周遊のサイクリングルートを遊覧船と連動できるようにすることも考えていると説明してくれました。本当に美浜町にとって素晴らしい観光振興になると考えますので、三方五湖DMO株式会社との連携を密にして、頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次に3番目の美浜町のタブレット導入による学校教育についてですが、これも細かく二つほど質問させていただきます。

一つ目に、小中学校のタブレット導入について。

二つ目に、先生と生徒とのコミュニケーションについてです。

それでは、一つ目の小中学校のタブレット導入について質問します。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による休校時のオンライン授業を踏まえ、福井県内の小中学校に2020年度末までに1人1台のタブレット導入がされました。美浜町においても、全小中学校に導入されました。

議会においても、タブレット導入による予算承認がなされましたが、導入後の学校における事業の内容について、タブレット導入がよかったのか、お聞きしたいと思います。

このタブレット導入事業は、県では、予測困難なこれからの時代において、子供たちが将来、夢や希望を実現し、地域の担い手として活躍していくためには、一人一人の個性を発揮して自らの可能性に挑戦し、1人では解決が困難な課題についても、多様な人々と協働しながら超えていく力が不可欠としています。

こうした力を育てていくために、子供自身の個性に気づかせ、伸ばしていく「引き出す教育」や、教員が全て教え込むのではなく、知的好奇心や探求心を持って、学びを自ら進んで「楽しむ教育」を進めていくとしています。

そのためには、教員が一人一人の子供をよく理解し、明るく前向きな姿勢で共に学び続けることが重要とし、もちろん家庭や地域と連携・協働し、子供たちの成長を社会全体で支えていくことや、そ

のための環境を整えることも必要だとしました。

キーワードは、「引き出す教育と楽しむ教育」として、個性を伸ばし、探求心を深めていくのが狙いです。

町では、「この町で子供を育ててよかった」「この町の学校で学べてよかった」「この町に住んでよかった」と実感できるまちづくりを進めていくために、生涯にわたって学ぶ環境を整え、豊かな人間性と社会性、地域への愛と誇りを育み、自分の夢や希望に向かって、自らの可能性を伸ばしていくことができる「ひとづくり」を目指して教育を推進しています。

この、「ひとづくり」のキーワードに基づき、コロナウイルスの感染症対策のために、タブレット導入による学校教育はよくなっているのか、現状を踏まえ、成果をお伺いします。

教 育 長  
議 長  
教 育 長

議長。

教育長。

令和2年度に、国が進めておりますGIGAスクール構想に基づき、児童生徒の1人1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、本年4月から各小中学校でタブレットを活用した授業が始まっております。

導入後の活用状況につきましてですが、例えば、小学校では、理科の授業などで植物の観察を行うことがあります。対象となる植物の写真をタブレットに設定されておりカメラで撮影し、一人一人の子供たちが興味を持って、自分のそういった関心・興味に基づいて、調べたり、観察したりした、そこで発見した、そういった情報を基にその写真にコメントをつけるといったような、観察記録簿などもタブレットを使って作成をしております。

また、国語の授業などでは、文字の書き方を美しい文字判定アプリ、美文字判定というアプリがございますが、そういったソフトを使いながら、効率的な漢字の練習にも活用をされておるようでございます。

また、中学校では、全生徒にタッチペンというものを導入しまして、タブレットをノート代わりに使用したり、あるいは、プレゼンテーションの資料を作成するときに、書き込みを行ったりというような、そういった活動も各教科で少しずつ活動が進んでいるように

聞いております。

また、ほかにもグループ発表等でお互いの意見をタブレットの中で入力して、お互いにそれを見て確認し合う、そんな活動も進んでいるようでございます。

まだまだ始まったばかりでございますが、今の時点での成果といたしましては、情報量が極めて豊富なそのタブレットというものを活用することで、各学校がこれまでから取り組んでまいりました一人一人の子供に合った指導という部分において、子供たちの力をさらに引き出し、意欲を持って様々な活動の解決に取り組もうとする、そういった探求心や学習意欲、創造性などが今まで以上に醸成されつつあるという状況が見受けられます。

そのようなことから、学校現場からも導入してよかったというような声を聞いております。

町としましては、今後そのタブレットの持ち帰りによる家庭での活用なども含めまして、引き続き、ICT教育の環境を充実させ、子供たちが自分の夢や希望に向かって自らの可能性を伸ばしていくことができる、そんな人づくりを目指した学校教育を推進してまいりたいと考えております。

7 番 議長。

議 長 川畑議員。

7 番 小学校ではアプリを使い、授業に使っていて、中学校ではタッチペンを使い、ノート代わりに使ったり、各教科で使用させているとのこと。ICT教育がさらに進んでいくことを期待します。

町のキーワードは、人づくりとしていますが、学校教育の中ですばらしい人づくりができますようお願いしたいと思います。

次に、二つ目の先生と生徒のコミュニケーションについて質問します。

現在、今までの学習過程はドリル型、演習、テストなどでは、簡単に身につくものではなく、様々な道筋を探り、手間暇かけてこそ意味を理解し、納得のいく学びにつながると実践されています。

この学習過程のほかに、タブレット学習が増えました。先生は大変だと思います。タブレットの多様な機能に振り回されないようにすること。教員のスキルアップは欠かせないが、スキルによつての

格差が生まれにくいこと。また、タブレットに集中し過ぎて、子供と先生との対面的な会話がなくなるのではないか。そして、教えていく上で、タブレットの使用について、得意な生徒と苦手な生徒の間でいじめが生じないか。

このような内容は、どこでも起きることだと思いますが、町の学校ではどのように対処していくのか、考えをお伺いします。

教 育 長  
議 長  
教 育 長

議長。

教育長。

ただいまの川畑議員の学校での生徒や教師がタブレットに振り回されてはいけない。全く私も同感でございまして、その辺はしっかりと見ていきたいと思えます。

そのタブレット導入によって、子供同士、あるいは教師の間で格差が生じないか。また、そのことで子供の中にいじめが発生したりはしないかということですが、そのようなことのないように、まずは、教職員のタブレット活用能力をしっかりと高めるための研修を始めております。各学校でも現在も継続して、実施をしております。

また、そういった教職員、先生方が少しでも効果的にそのタブレットを活用できるように、町としまして、ICT支援員という方を各学校に配置をしております。

また、確かにタブレットの操作に集中し過ぎてしまって、生徒、子供たちと先生の対面的な会話が減ってしまうのではないかというような心配もございします。この点、タブレット学習におきましては、特に意識して子供たちと言葉を交わしながら、コミュニケーションを図るように、そのように努めているところでございします。

また、タブレット学習をする上で、児童生徒が自ら活用できるように、子供たち向けの仕様マニュアルというものも作っておりますが、やはり苦手な子供もおられます。そういった場合、学習支援員ですとか、生活支援員、そして先ほど申し上げましたICT支援員が個別に一人一人の子供に細やかなサポートを行うことで、スキルの格差が生じないようにしておりますし、また、タブレット学習によるその格差から発生するいじめなどが、こういったことが決して起こらないように、我々細心の配慮をしながら、進めておるとい

こととございます。

今後、ICTを活用した探求的な学びをさらに進めるために、学校情報化推進委員会を中心に、各学校の成果や課題をそれぞれ共有しますとともに、これまで以上に教職員や児童生徒のタブレット学習の支援を充実させてまいりたいと考えております。

7 番  
議 長

議長。

川畑議員。

7 番

ICT支援員を各学校に配置して、今、研修会などを開催して、先生の格差や生徒の格差が生じないように努力しているということがよく分かりました。学校におけるICTの活用はこれからのので、より進めて行ってほしいです。美浜の学校で学んでよかったと言えるような学びをお願いします。

次に、4番目の美浜町エネルギー環境教育体験館「きいばす」についてですが、これも細かく四つほど質問させていただきます。

一つ目に、エネルギー環境教育の原子力学習について。

二つ目に、きいばすのキャラクターについて。

三つ目に、きいばすでしか体験できないステップアップ計画について。

四つ目に、きいばすと併用した施設「水族館」は考えられないかについてです。

それでは、一つ目のエネルギー環境教育の原子力学習について質問します。

きいばすは、日本で唯一のエネルギー環境教育に特化した体験館であり、平成29年4月に美浜町営の施設として開館しました。現在4年が経過して、4月現在で延べ約8万6,000人が来館されています。場所は、丹生小学校の跡地を利用して建てられました。

丹生湾を挟んで対岸には、関西電力の美浜発電所が立地していません。現在3号機が運転中であります。

きいばすの触れ込みは、科学館の枠を超え、エネルギー環境教育に特化した様々な体験を通して、身近にあるエネルギーの特徴を理解し、日々の暮らしや地球環境について考える力を養う、日本で唯一の体験型の学びやです。

エネルギー環境教育を通して、未来を見据えて、自立した考えと

判断ができる「地球の将来に役立つ人材教育」を目指して、日々変化する世界のエネルギー情勢に合わせた体験プログラムやイベント・講座を実施することにより、「2050年温室効果ガス排出量ゼロ」を目標として、達成方法や課題など、エネルギー環境教育の分野において取り組むべき喫緊のテーマに沿った体験学習を提供しているところです。

議会でも、電気自動車の購入と、それを充電するV2Hと言われる蓄電システムの導入を承認しました。これは、きいばすの年間消費電力量を十分に賄える追尾式太陽光発電と連携した蓄電池と電気自動車を利用した蓄電設備（V2H）のことです。

これにより、電気自動車の充電と、きいばす館内の電力が賄えるようになりました。また、管内の電気のやり取りを分かりやすく表示したり、きいばすの姿を、今後の日本の姿に見立てたアニメーション等を使った、「太陽光発電による電力を最大限利用する仕組み」を学ぶことができる最先端のエネルギー学習プログラムを提供することができるようになりました。

2050年カーボンニュートラルに向けた教材の充実を図り、エネルギーと社会の在り方について、学び、体験し、そして考え、次代を担う子供たちの主体性、判断力、行動力を育む学習への支援・協力を、力いっぱい実施していくとしています。

先ほど、第6次エネルギー基本計画の見直しにおいて、2050年以降の原子力政策の明確な方針が示されない中、原子力政策を推進するためには、国民理解が進むことを願っていますが、それ以上にエネルギー教育の推進を願っています。

きいばすは、小中学生を対象にエネルギー環境教育を展開しており、原子力の理解促進はもとより、将来のエネルギー需給構造を支える人材育成にも寄与する大きな役割を担っています。

エネルギー基本計画に明記されている「エネルギー教育の推進」の拠点施設として位置づけ、施設の運営に対して、国の積極的な支援を要請するところまで考えられています。

そこまで考えられている施設なら、脱炭素社会の一翼を担う原子力のエネルギーに対して、より詳しい学習、体験ができることを進めてもいいと思います。

町  
議  
町

長  
長  
長

原子力発電のパイオニアの町として、臆することなく堂々と学習内容を取り組んでいってはどうですか。そこにエネルギー教育の光が見えてくるとはと思いますが、町長の見解をお伺いします。

議長。

町長。

ただいまのきいばすについて、原子力エネルギーに対して、より詳しく学習、体験ができるように強化したらどうかという御提案をいただいたところでございます。

地球温暖化によります気候変動問題やカーボンニュートラル、脱炭素化は取り組むべき世界的な課題となっておるところでありますけれども、世界的な潮流がこうして大きく動き出す中で、自然と人間が共生する社会を構築し、住みよい地球にしていくためには、一人一人がこれらの問題を自己の課題として理解し、考え、判断し、行動していくことが大切であり、そのように考えております。

町では、こういった視点に立ち、エネルギー環境教育を展開しておりますけれども、その拠点となります「きいばす」は、原子力のもとより、再生可能エネルギーと様々なエネルギーを、体験を通して総合的に学べる唯一の施設でございまして、学ぶための工夫を随所に施すとともに、ファシリテーターによりまして、子供たちが楽しく興味を持って学びや知識、情報が得られるよう努めているところでございます。

このところ、エネルギー全般に係ります取組が大きくクローズアップされている中で、原子力に限らず、次代を担う子供たちが幅広くエネルギー環境に係る見識を深めることがますます重要になっておりまして、この施設が果たす役割は大きいというふうに考えてございます。

こうした町のエネルギー環境教育の取組をしっかりと進めていくことが、ひいては原子力に対する国民理解の醸成につながっていくものと、このように考えております。

御意見をいただいた原子力エネルギーをより詳しく学習、体験できるようにしてはどうかとの点につきましては、エネルギーの安定供給や脱炭素化を進める上で、大切な視点であるというふうに考えているところから、より充実した内容となるように、努めていきます。

いなというふうに考えておりますし、近隣の原子力発電をテーマとしましたあっとほうむや、事業者が設置いたしますPR館との連携を強化し、エリアとしての機能を充実することで、しっかり取り組んでいきたいなど、このように考えているところでございます。

7 番 議長。

議 長 川畑議員。

7 番 関西電力のPRセンターがすぐ近くにありますが、環境教育としての連携はそう簡単にはできるものではないと感じます。子供を抱える父兄は、原子力発電をテーマにしたあっとほうむは、難しくない、簡単な幼稚園でも理解できる施設で、きいばすは、学習しないといけない難しい施設とうわさされていることを聞いております。

そう言われると、きいばすの施設はこれでいいのかという検証をする必要があるのではないかと思います。子供に対して、原子力教育はきいばすで、いるのかいないのかというところから始めていかなければならないと感じますが、よそに頼ることではなく、行政において、臆することなく堂々と原子力教育を進めていってはどうかと考えていますので、今後よろしくお願いします。

次に、二つ目のきいばすのキャラクターについて質問します。

エネルギー教育の推進の拠点施設として、積極的に様々な取組が考えられています。その中でも、広報活動としての情報発信は、美浜町のホームページ、フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ、インスタグラムなどのSNSを利用して多岐にわたります。

また、きいばすキャラクターバッジやボールペンの進呈があります。

その効果は、どのようなものでしょうか。人気があれば、入り込み客も増えているのではないかと思います。

そのような宣伝方法もあれば、等身大の「ゆるキャラ」による、キャラクター宣伝もあってもいいと思います。

ゆるキャラにできるキャラクターは、たいけん君、みえる君、ペるとん君、かける君、へつつい君の五つのキャラクターが現在ありますが、どれか一つでも等身大のゆるキャラとして、小中学生を迎えられたら、宣伝にもなり、楽しい気持ちになると思います。

S N Sにも一緒に載せていけば、これも宣伝にもなり、興味が湧き、楽しく思うのではないかと感じます。

そういった子供たちに対する興味が湧くものとして、「ゆるキャラ」を作成する考えはないか、お伺いします。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

ただいま御質問いただいた件につきまして、お答えさせていただきます。

五つのキャラクターにつきましては、開館当初の平成29年度に館の周知を広く図り、利用促進につなぎたいということから発生したものでございます。

現在も記念写真用のパネルであったり、クイズラリーの景品、先ほど川畑議員の中にもありましたように、缶バッジであったりとか、ボールペン等にも活用しておりますし、案内看板、懸垂幕等に活用してございます。現在、そのゆるキャラの効果等を見極めているという状況でございます。

川畑議員がおっしゃるように、ゆるキャラを活用いたしまして、楽しい気持ちになれるような雰囲気づくりというものは、非常に重要だと考えておりますので、御提案いただいた等身大のゆるキャラについても一つの方法として、承っておきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番

議長。

議長

川畑議員。

7番

このところ、コロナ感染症によるイベントなどがなかったために、今へしこちゃんとの御対面がほとんどありません。何かイベントがないと、表に出てこない状況になっておりますが、このきいばすのゆるキャラは、そこに行けば、いつでも会えるので、大変好評になるのではと思います。今後のきいばすのためにも、考えてほしいです。よろしく願いします。

次に、三つ目のきいばすでしか体験できないステップアップ教育について質問します。

きいばすのエネルギー教育体験学習をやってきましたが、今のままでは何か足りない気がします。きいばすにわざわざ行かなければ

学べないもの。そのほかに何かないか、考えられるものはないか。ずっと考えてきました。

現在までの来館者は、4年間で延べ8万6,000人です。1日当たり約60人になります。この人数を大幅に上げるには何が必要か。経営していくにはどうしたらいいのか。考える時期に来ています。

今の施設の維持管理費に年間相当な金額を要しています。ここ数年は、国の交付金により賄っていけますが、数年たてば、その交付金もなくなり、赤字経営は間違いなく訪れます。

今から、その対処方法として考えられるものはないか。行政は、その時期になれば対処方法を考えていきますが、ここに関しては、もう次のステップを考えても遅くはないと思います。

今後のきいばすのステップアップの計画をお伺いします。

議長。

町長。

今後のきいばすのステップアップの計画についてのお尋ねをいただきました。

きいばすでございますけれども、今お話にございましたとおり、開館以来、4年間で8万6,000人の来館者がございまして、令和元年度までは、増加をしておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症による休館とか、イベントの中止、こういったものによりまして、令和2年度は大きく減少しているというような状況になってございます。

設置当初より教育・勉学のみ機能では交流施設として単体で人を呼び込むのはちょっと難しいとの考えもございまして、ハートフル体験との連携や、その要素も取り入れ、未就学児にも楽しんでもらえるような工夫もしてきておりますけれども、本来の館の目的であります教育という面から、入館料や体験料を低く抑えていることから、校外学習や修学旅行などで来館者が増えましても、人件費をはじめとした経費がかさんでいるのがこれ現状でございます。

しかしながら、きいばすが、町へ来ていただく、こういうきっかけとなり、また、ほかの観光資源とも相まった効果によりまして、地域としての経済効果をいかに増大をさせていくかが、施設運営に

町  
議  
長

長  
長  
長

おける課題の一つであると捉えておりますことから、現在、きいばすと近隣施設を一体的なエリアとして人を呼び込めないか、検討を重ねているところでございます。

また、さきに示されました第6次エネルギー基本計画、この素案では、エネルギーに関します基礎的な知識を教育プログラムの一環として取り上げることは重要であり、エネルギー教育に取り組む自発的な取組に対して、後押ししていくというふうにしかりと示されているところでございます。

きいばすは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、先ほども申し上げましたけれども、一般の来館者は減少しておりますけれども、試行錯誤を重ねております。体験内容の充実強化を努めておる中で、昨年度、修学旅行で利用されました県内の小中学生はもとより、教職員の方々からも、体験プログラムについて、高い評価をいただいております。その結果、本年度は、昨年度に引き続き、学校の利用が増加をしておりますして、徐々にではありますけれども、所期の目的、これが機能し始めているというような現状でございます。

なお、近隣のもんじゅサイト内では、試験研究炉の整備が計画されておりますけれども、町では、これまでから、国に対しまして、きいばすを含むこの地域を新技術等の研究エリア、また学習エリアとして活用するように求めておりまして、現在は、小中学生を対象にしておりますけれども、将来的には高校生や大学生も学べる施設として、機能を充実強化することで、次世代エネルギー環境教育の拠点として、機動的な活動が図れますように、国に積極的な支援を求めてまいりたいというふうに考えております。

7 番 議長。

議 長 川畑議員。

7 番 次に、時間がないので、四つ目のきいばすと併用した施設「水族館」は考えられないかについて、質問します。

美浜町は山あり、海あり、湖ありの風光明媚なところであり、農林水産業や観光の盛んな町です。

いろんな政策が施され、新庄山里ゾーンの発展、農業の担い手計画、三方五湖の遊覧船による再開発、レインボーラインの取組、水産業におけるブランド開発がされています。

たくさんの取組が、町長により発信されています。特に、美浜の魚は新鮮でおいしいです。水産業の町として有名です。

その町に、海の幸が見れる場所「水族館」があってもいいと思うのです。

きいばすの前は、丹生湾でいつでも海水は取れます。美浜の海の幸は漁業組合に依頼し確保できると思います。大きい駐車場は目の前の広場にあります。

水族館敷地は、目の前に大きな広場があるので幾らでも使えますし、きいばすに隣接するなら、体育館や隣の保育園の周辺地があります。条件はそろっていると思います。

昨年、敦賀半島が一周できる防災道路が開通しました。きいばすは半島を一周するためのメインにもなります。

小中学校の子供たちや観光客や町民が、水族館で海の見学をしながら、きいばすでエネルギーの学習をしていく。このことが、何回来ても飽きない水族館、何回学習しても飽きない体験学習になるなら、やってみる価値はあると思います。

きいばすに来ないと、そこでしかできない体験を考えていかなければ、これからは、きいばすの発展はないと思いますが、この考えを受け入れられないか、お伺いします。

議長 時間が来ておりますが、回答を簡潔にお願いして終わりたいと思います。

エネルギー政策課長 議長。

議長 エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長 ただいまの御質問につきまして、お答えさせていただきます。

美浜町観光振興計画の中にうたう、敦賀半島西海岸ゾーンとして、きいばすとその周辺地域がいかにして盛り上げていくかということが課題となっております。

水族館の整備につきましては、きいばすとその周辺地域に人を呼び込むための手段として、御提案いただいたものと認識しております。

現在、町のほうでは、周辺施設等を含めまして、この地域に人を集めるための検討を行っているところであります。御提案いただいた水族館の整備につきましては、経済的課題もございますが、一つ

の案として、受け止めさせていただきたいと考えております。

なお、きいばすのほうでは、現在、教育プログラムを使ったプログラム体験やインモーションなど、近隣の施設では体験できないプログラムを提供しております。

川畑議員がおっしゃる、きいばすに来ないとできない体験、飽きがこない施設づくりに引き続き、取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

7 番  
議 長

議長。

川畑議員、最後に挨拶だけ。

川畑議員。長くならないように、簡潔にお願いします。

7 番

敦賀半島西海岸ゾーンの観光開発を考えるなら、敦賀半島一周できる道路もできたことですので、きいばす自体を観光施設の場所としていろいろと考えていったほうが相乗効果があると考えます。

きいばすの役割をエネルギー環境教育施設だけではなく、観光としての役割も与えた施設としたほうがいいのではないかと感じております。

今、美浜町においていろんな観光開発が進められております。美浜駅の周辺、三方五湖の周辺を中心にされております。敦賀半島西海岸地域においては、水晶浜の海水浴場を中心に観光開発がされています。もう少し幅広く考えられないのか。今後もう少し考えながら、町長に対しても一般質問していきたいと思っております。

以上です。これで終わります。ありがとうございました。

議 長

川畑議員、時間を守るようにお願いします。

以上で、川畑忠之議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

引き続き、一般質問は午後 1 時から開会します。御苦労さまでした。

(休憩宣言 午前 11 : 56)

議 長

再開いたします。

(再開宣言 午後 1 : 00)

議 長

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6 番、辻井雅之議員の一般質問を許します。

6 番  
議 長  
6 番

議長。

辻井雅之君。

6 番、辻井。

議長の発言許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

コロナ禍の中、東京オリンピックが日本政府、国際オリンピック委員会（I O C）、日本オリンピック委員会（J O C）、そして東京都の苦渋の決断により、無観客という条件の下で開催されました。

日本勢は予想を上回る金メダルを獲得して、アスリートから感動と希望をたくさん頂きました。コロナがなかったら、世界中で感動と喜びをたくさん味わえたのにと、悔やむばかりであります。

8月24日からは、パラリンピックが始まっており、選手の皆さんの御活躍を御祈念いたします。

さて、早いもので、昨日から9月に入りました。今年の夏は例年になく、お盆の期間に日本列島の西日本を中心に大雨をもたらす前線が停滞し、梅雨が後戻りしたような天候が、北九州地区をはじめ、各地で災害が発生しております。これから間近に迫る稲の収穫にも影響がないか、少し気がかりです。

そこで、私の今回の質問は、町の防災に備える取組と防災伝達通信にも関わる美方ケーブルネットワーク・MMネットの工事進捗と今後の経営状況について質問いたします。

毎年、雨季や台風シーズンになると、日本のどこかで川の氾濫や土砂崩れ等による災害が起こり、尊い人命が犠牲となっています。今年も7月3日に静岡県の熱海市で大規模な土石流が発生し、生々しく見るに堪えないテレビの映像が何回も流れました。また、8月のお盆には、日本列島の西日本に大雨前線が停滞し、北九州を中心に記録を更新する大雨が降り続き、川の氾濫や家屋の浸水等の大きな被害が発生しています。

「災害は忘れた頃にやって来る」ということわざがありますが、今は「災害はいつでもどこでもやって来る」に改めたほうがよいのではと感じます。

少し前までは天気予報と言っていましたが、いつの間にか気象情報という言葉に換わり、より高度で正確なものになって、災害や人命の注意を促しています。しかし、予報や情報はあくまでも想定で

あり、確実なものではありません。

近年では、大気汚染による異常気象が科学者により証明されており、自然への人的横暴行為が世界の環境破壊をもたらしており、2050年のカーボンニュートラルの言葉で脱炭素に向けた取組が世界中で始まりました。

人間の科学では到底及ばない自然の力は、10年前の3・11東日本大震災の未曾有の津波で実証されました。そして26年前の阪神淡路大震災や、先ほどの東日本大震災の後、災害と防災に対する意識と関心が一層高まりました。美浜町でも災害に備える訓練の実施や、幾つかの貴重な体験やシミュレーションで防災整備が講じられています。

町では災害時における地域の初動体制と共助行動等を図るため、自主防災組織協議会を立ち上げている区が幾つかあり、行政の指導の下、取組を行っています。

区の大きさにより組織づくりが難しい区もあると思いますが、町の考えとしてどう自主防災を取り組むのか、町長の考えをお伺いします。

町  
議  
長

議長。

町長。

ただいまの自主防災組織の取組についてのお考えということでお尋ねいただきましたけれども、今、辻井議員の中で災害はいつでもどこでもと言われていましたけれども、我がほうとしては、それに加えて災害は必ずやってくる、町ではそういった思いで防災対策に鋭意取り組んでいるところであります。

こうした災害に備え被害を最小限にとどめるためには、自助・共助・公助がそれぞれ役割を果たすことが重要でありますけれども、過去の災害事例を見ましても公助には限界もあることから、特に自助・共助の果たす役割は大きい、このように言われております。

そのため町では自助・共助の意識醸成及び体制の整備が重要であるとして、集落や自治会における自主防災組織の設立支援や運営、資機材の配備に係る助成に努めてきたところであります。

現在、町内19地区で設立されておりまして、郷市地区や佐田地区、太田地区では独自の防災訓練や洪水警戒標示の設置、防災マッ

プの作成など、活発な活動を続けておられる組織もございますけれども、ほとんど機能していない組織もある、このように聞いているところでもあります。

そのため美浜消防署と連携した集落防災訓練の実施やハザードマップの活用、個別避難計画の作成を通して、いざというときに実効性のある組織として機能できるよう支援するとともに、設立に至っていない地区を対象にいたしまして、防災意識の醸成と自主防災組織の必要性を理解いただく取組を鋭意進めているところでもあります。

また地域防災の指導的役割を担う防災士の育成強化にも努めておりまして、資格取得への支援はもとより、町の防災士会を昨年9月に設立し、情報共有や研修等による技能向上、これによります専門人材による組織的な活動体制、これを整えたところでもあります。

今後は消防機関や防災士会としっかり連携することで、自主防災組織を中心とした自助・共助の意識醸成、機動力、実行力を高める取組を推進してまいりたいと考えております。

6 番  
議 長

議長。

辻井議員。

6 番

ただいまの町長の答弁で、災害は必ずやってくるという言葉をつけ加えて取り組んでいるということです。

そして防災士の話もありました。これもやはり重要なもので、地元の防災士を交えて地元独自のハザードマップなども作ると、大変よいのではないかと感じました。

災害の際には、行政が動く公助体制が遅れるという場合があります。東京都では大きな災害が発生した場合、3日間は公助体制が取れないと公言しています。やはり自主的な自助・共助ができる、地域の自主防災の心構えが一番重要であると考えます。

次の質問をいたします。

町では平成26年に3・11東日本大震災の津波を受け、津波ハザードマップを作成して町民に津波対策の周知を行い、避難所の海拔標示も取り付けました。そして今回、13年ぶりに土砂災害を含めた洪水・土砂災害ハザードマップを新しく作成しました。

今度のハザードマップは詳細にわたり見直しが行われ、町内のエリアを東側の敦賀半島エリア、中央の耳川水系エリア、そして西側

の早瀬川水系エリアの3つに分けたので、地図も大きくなり見やすくなりました。

降雨により洪水場所や浸水量、山沿いの危険斜面や地質による土砂災害の危険箇所を明確に表示してあります。地域別の避難場所はもちろん裏面には風水害のリスク、災害への備えや避難方法がイラストを添え分かりやすくなっています。

また我が家のメモ欄の記入は、いざというときの行動や決まり事を家族の間で話し合いで決めるように指導しており、大変よい企画だと思います。

また行政から出される避難行動については、令和3年の5月から避難勧告という言葉は廃止され、避難指示に変更されました。警戒レベルは早期注意情報のレベル1から緊急安全確保のレベル5まであり、避難指示の出る警戒レベル4までには必ず指定避難所に避難しなければなりません。避難行動についてはハザードマップの裏に掲載されています。

テレビのアナウンサーが「少しでも命の助かる行動を取ってください」を連呼するのは、後悔回避の正しい指示ではありますが、実際の避難行動は危険が目の前に迫らなければできないのが未経験者の心理であります。

今年のお盆の14日には、町内の丹生、竹波、菅浜にレベル3の高齢者等避難の警報が発令され、役場庁舎内にも警戒本部の設置と地域の避難場所の開設と、町職員の配備が行われました。その後、小雨になり警報は解除され、無事に高齢者等避難も解かれ、被害がなくよかったと思います。

後で確認しましたが、実際の避難者は皆無に等しかったというのも課題となります。

そこで今回、新しいハザードマップを土木建築課で作成し、議会の全員協議会で説明がありました。また町の区長会でも各区の区長様には配布方法も含めて説明報告があったと聞きます。

町民一人一人が自分の住んでいる場所や周辺の状況をしっかり把握して、危険箇所や危険回避の避難場所を明確に示す教科書がこのハザードマップです。

町としてどのような方法でこのハザードマップを活用して、町民

の防災意識の高揚を図っていくのかをお聞きいたします。

土木建築課長

議長。

議長

土木建築課長。

土木建築課長

この点につきまして、私のほうから御回答させていただきます。

近年多発します洪水、土砂災害に対応するため、町では県管理の2級河川に加えまして、町管理の中小普通河川におけます1000年に1度の降雨規模によります浸水想定区域図、これを反映しましたハザードマップを新たに作成いたしました。

このマップには、どのタイミングで避難を準備し、また避難を開始するかといったマイ・タイムライン、災害の備えなど必要な情報も掲載しております。もしものときに備え、町民の皆様に分かりやすいものになるよう工夫しております。

このマップにより身近な災害はもとより、危険区域を自らのこととして理解していただくことで、日頃から家族や隣近所、地域におきまして、いつどこに、どのようにして避難すればよいのか、また災害にどう備えればよいのかを議論、御認識いただくことで、自助・共助による適切な避難や対応ができるよう、機会を捉えて住民の皆様への周知を行ってまいりたいと考えております。また、避難行動支援者が避難する際の個別支援計画の作成や、自主防災組織の活動にも生かしてまいりたいと考えております。

6番

議長。

議長

辻井議員。

6番

ハザードマップの利点等、使い方についてよく分かりました。

現在はコロナ禍で、家族の方も家にみんなでいるので、ハザードマップ、危険箇所についてしゃべる機会も多々出てくると思いますので、マップの配布を早くしていただけたらいいと思います。

美浜町は原子力発電所の立地地域でもあります。あつてはならない原子力災害ですが、万一に備えて国・県と連携して避難訓練を定期的実施しています。

各区にある原子力広報の掲示板には原子力災害時の、おおい町と大野市への避難ルート地図と避難施設の写真地図が掲示して、避難広報を区民、町民に周知しております。これも原発立地町として町民は知っておかなければならない大事な避難ルートだと思っております。

いずれにしろ、災害に対してはふだんからどう行動するかを決めておくことが一番大事で、行動が確実に伴わなければならないと考えます。

次に、防災情報の伝達手段である音声告知端末機、戸別受信機の件で質問いたします。

これも防災に関する重要なシステムで、活用方法も多様的に使えて便利な伝達手段となっています。防災情報の伝達方法には、町では屋外スピーカー、各家に音声告知端末機、戸別受信機、個人的にはスマートホン等で利用できる美浜町防災アプリがあります。これらは災害時における重要な情報の伝達システムとなっています。

昨年(2022)の11月に、町内3会場で町長主催による地域あいあい・ほっとミーティングが開催され、ケーブルテレビ施設及び防災行政無線設備の更新についての説明も行われました。

平成14年にMMネットのケーブルテレビの開局と同時に、防災行政音声告知放送、戸別受信機の運用が始まり、18年以上が経過し施設の老朽化も進んでおり、令和4年12月1日の無線設備の規格改正により、今まで使っていた設備が使えなくなるため、MMネットのシステム改修と音声告知端末機の取替えを実施したいとの説明がありました。

また、一般防災だけでなく原子力防災にもつながる取組として、民間網を利用するシステムに改良する事業で、同時に行うことになりました。

この戸別受信機の町民説明と配付は、役場のエネルギー政策課が主幹となり、町内各区の協力を得て昨年(2022)の12月から各世帯に配付され、2月からの切替え放送に備えました。ところが試験放送時に端末機に思わぬ不具合が生じ、異常事態となりました。議会もさすがにメーカーに憤慨し、安全な対策処置と改良を求めました。不具合の原因調査と同時に全機回収と修理が行われ、その後、再出荷とメーカーによる戸別再設置と開通試験が同時に行われました。

最初の予定から半年遅れの8月1日から運用が開始されました。ところがこの時点で町民からの苦情の声が寄せられています。

それは今まで告知放送の音声は放送者の肉声でしたが、今回の声は機械音声のため一本調子で違和感があるとの苦情で、今までどお

りとは言わないが、もっと分かりやすい声に直してほしいとの声が聴こえています。

音声の出る値段の安い電気製品もあります。聞き取りやすい機械音声もあるので、変更ができないものかをここでお聞きいたします。

議長。

エネルギー政策課長。

それでは、ただいま御質問いただきました件についてお答えさせていただきます。

今年8月より運用開始いたしました戸別受信機につきましては、町や区長等により入力され、役場に設置した親局から配信するテキスト情報を、受信いたしました戸別受信機側のほうで音声に変換いたしまして放送する仕組みとなっているものでございます。

放送される音声につきましては、更新前の音声告知放送受信端末機からの肉声の放送から、音声合成による機械音声に変更しているというのが現状でございます。

今回導入いたしました機械音声につきましては、入力者の影響を受けず常に一定の水準で放送が可能であるということとともに、テキストでの入力であることから、放送内容を定型化することによりまして、放送様式の事前入力であったり、過去に放送した内容の修正、再利用が可能のため、入力作業の短縮、簡略化を図ることができるということでございます。

また、このテキスト情報を美浜町防災アプリで町内外の方に配信しておりますので、情報伝達の多重化も図っているということでございます。

御指摘いただきました聞き取りにくさや違和感につきましては、放送内容の入力方法により音声のつながり、発音等が変化し聞き取りやすくなることから、入力の際に配慮いたしまして改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長。

辻井議員。

今ちょっと課長のほうから答弁がありましたけども、ちょっと私は今、分かりにくかったんですけども、この現在の機械音声という

エネルギー政策課長

議長

エネルギー政策課長

6番

議長

6番

のは直せるのか直せないのかをちょっと今お聞きします。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

戸別受信機側のほうで受信したテキスト情報をそこで機械音声に変換して流しておりますので、これを直すことは今できません。

6 番

議長。

議長

辻井議員。

6 番

ちょっと戸別のほうで直さなければ直らないということで、今の状況は直せないという回答だったと思います。それでよろしいですか。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

戸別受信機側で放送する通信のことにつきまして、入力する際に工夫することで聞き取りやすさであったり、イントネーションとか、そういうことについても改善できますので、そのように対応していきたいということで考えております。

6 番

議長。

議長

辻井議員。

6 番

受信側ではできない、入力側では少し変更もできるということなので、今回答がありました。

慣れてしまえば今の声でも慣れるのではないかと思います。やはりいろいろな種類の放送内容があるので、聞き取りやすいのに変えるのが一番だと思いますので、これもできるだけ町民の要望に沿えるように、行政側としても考えてほしいと思います。

次に、防災無線の変更と同時に伝達改修工事を行っている、地元ケーブルテレビの美方ケーブルテレビ株式会社、MMネットについての質問をします。

MMネット設立と現在までの経過を調べますと、今から24年前の平成9年9月に美浜、三方両地区中山間地域総合整備事業推進協議会が発足し、翌年4月に県営中山間地域総合整備事業（美方地区）の採用が決定され、7月に美方地区ケーブルテレビ検討委員会が発足されました。

この美方地区農村情報化ネットワーク事業に乗り、平成11年1

月に美方ケーブルネットワーク株式会社、MMネットが設置されました。

2月から地元集落説明会、5月には加入申込みの受付も開始され、現在の建屋は農村情報化施設（センター施設）として建設が始まり、内部の放送システム設備も搬入され、平成12年に現在の放送管理局舎が完成しました。

各加入宅への引込み工事も同時に完了し、平成13年2月に美方地区農業情報化ネットワークとして開局し、MMネットのテレビ放送が始まりました。

また、翌年の平成14年からはインターネットサービスが開始し、平成23年にはアナログ放送から地上デジタル放送に移行し、番組の充実とサービス向上を図っています。

そして経年に伴い、伝送ケーブルも含め施設の老朽化から安定した放送、通信の改善が必要になり、昨今のケーブルテレビのテレビ施設の会社対応強化や、防災対応力強化のため早急な対応に迫られました。

よって令和4年度末までに町内のケーブルテレビ施設を更新し、ケーブルも高速で災害に強い光ファイバー通信方式に変え、インターネットサービスも向上させることになりました。

町の防災無線工事とケーブルテレビの施設変更工事を効率よく同時に行うことになり、昨年からの工事で第1期敦賀半島側は終了し、現在は2期の東地区の工事が行われ、順次第3期の小浜線以南の地域（新庄区も含む）までの工事が行われます。

最後の第4期エリア、小浜線以北（西郷地区）は最後の工事エリアとなります。

このエリアの請負工事については、令和3年度美浜町ケーブルテレビ施設更新工事（第4期）請負契約の議案で、昨日の議会の全員協議会で審議され、昨日の本会議採決で可決承認されたものであります。施設更新工事の終わった家庭から新しいプランの料金に変更されるということです。工事費等は国の総務省からの地域ケーブルテレビ整備事業と、高度無線環境事業の交付金からも充当されています。

今回、MMネットでは設備の更新に伴う大がかりな工事を行って

いますが、予定どおりの工程で進捗しているのか。また従来のお知らせプランから月額1,500円の地上波ファミリープランへの切替えが行われるが、これらのプランの変更に伴う営業活動も順調に行えているかをお伺いいたします。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

お問合せいただいた件につきまして回答させていただきます。

ケーブルテレビ施設更新工事につきましては、ケーブルテレビ開局から20年以上が経過いたしまして、施設の老朽化対策及び情報化社会への対応強化、耐災害性の強化を目的としてセンター設備、伝送設備等の全面更新を令和2年度から実施しているところでございます。

設備の更新に当たっては、センターから加入者宅まで全て光ファイバーで接続するFTTH方式での更新を進めておりまして、更新に伴い放送路事業者であります美方ケーブルネットワークにおいて、料金プランの見直しが行われているということでございます。

ケーブルテレビ施設の更新工事につきましては、町内を4期に分けてまして、令和4年度中の町内全期完成を目指し計画的に進めているところであり、丹生から北田までの第1期エリアにつきましては、今年度9月に完成し、佐田から坂尻までの第2期エリアにつきましても現在宅内工事を進めておりまして、今年度内の完成を予定しているところでございます。

耳地区、西郷地区のJR小浜線より南側の3期エリアにつきましては、現在幹線工事のほうを進めておりまして、同地区のJR小浜線より北側の4期エリアにつきましては、本議会において契約議案を上程いたしまして、昨日冒頭議決をいただきまして、近日中の着工を予定しているところでございます。

新しい料金プランにつきましては、ケーブルテレビ施設更新工事の宅内工事が完了した世帯、事業所から順次切替えをしているというところでございます。

新料金プランへの移行につきましては、既に新プランへの加入手続を開始している第1期、第2期エリアの実績でございますけれども、有料化に伴う大きな混乱や苦情等もなく、旧料金プランに加入

されていた方の9割強が新料金プランへ移行されていると、美方ケーブルネットワークのほうからお聞きしているところでございます。

また、美方ケーブルネットワークのほうでは、引き続き未加入者の方を対象といたしまして、プランの有料化やサービスの内容等について説明し、理解をいただきながら加入促進を図っていくということをお願いいたします。

6番 議長。

議長 辻井議員。

6番 工事の進捗状況については計画どおり行われているということ、それと有料化に伴うプランの切替えも順調に行われているという回答を得ましたので安心しております。

次に、MMネットのテレビ放送は、現在、美浜町と若狭町の旧三方町、そして旧上中町の一部地域、約200世帯は同じ放送内容で放映していますが、旧上中町地区の大方は、従来の上中の町営システムで視聴しているそうです。

ローカル放送は独自で行い、コミュニティチャンネルの番組作成は小浜市のケーブルテレビ、チャンネルO（オー）で行っているそうです。

旧上中地区もMMネットに統合されますと、上中地域の取材も仕事が増えると思いますが、加入者の数も増えて運営効率が改善されるのではないかと考えます。

新プランでは、従来無料から月額1,500円のファミリープランとして新設されました。ライトプランでも月500円の値上げが行われます。またインターネットのスピードアップに伴い、使用料も値上げすることになります。

何年か前には、MMネットは民間ケーブルテレビ会社か敦賀の嶺南ケーブルネットワーク、RCNに移行、吸収されるかもと心配する声も実際聞いております。

今回の設備の改修と新料金プランの変更で、今後の運営展望はどのようなになっていくかお伺いします。

まちづくり推進課長 議長。

議長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えさせてい

たきます。

美方ケーブルネットワークの今後の運営の在り方につきましては、これまでからも議会に説明させていただいているとおり、美浜、若狭両町で現在行っている施設整備更新完了後、令和5年をめどに近隣ケーブルテレビ会社との経営統合を行うべく準備を進めているところでございます。

現在は経営統合に係る具体的な内容や方法、スケジュールなどについて美浜、若狭両町と美方ケーブルネットワーク株式会社及び関係機関と検討を重ねているところであります。

6 番 議長。

議長 辻井議員。

6 番 今の課長の答弁で、令和5年に新しく再編されるということになるということであります。

現在、MMネットの社長は副町長が行っているということで、社長にもなかなか御苦労な点があると思えますけれども、この辺、令和5年、快適なケーブルテレビになるようお願いしたいとここで申し上げておきます。

議会においてもMMネットさんには大変お世話になっております。本日もそこにおられる2名の職員がテレビ収録に来ていただいております。本議会の一般質問や常任委員会の委員長報告も行政チャンネルで編集をしていただいております。

近年では、見える議会、見せる議会がより求められる時代となっており、本議会のライブ放送やスマホでの視聴も求められています。その節はMMネットさんにも絶大なる御協力をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、辻井雅之議員の一般質問を終わります。

次に、5番、河本猛議員の一般質問を許します。

5 番 議長。

議長 河本猛君。

5 番 5番、河本。

日本共産党の河本猛です。

まず、生理用品の無償配布について質問していきます。

近年、ジェンダー平等という言葉が広がっておりまして、社会的

な性別による格差をなくしていこうという取組が行われています。

そのような状況の中で生理の貧困問題が国会でも取り上げられまして、政府は新型コロナウイルス対策の予備費の中に、生理の貧困に対応して生理用品の提供など、相談活動に46億円を計上したというような資料を見ました。

これを受けて全国の自治体で公共施設、また小・中・高等学校などに生理用品を無料で配置する動きが広がっておりまして、福井県でも支援の一環として8月18日から、これは福井市内で生理用品を無料で提供しているような取組を始めています。

美浜町の公共施設、小・中学校の状況について、支援体制というのはどのようになっているのか伺います。

議長。

教育委員会事務局長。

御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

保健福祉センターはあとぴあにおいては、生理用品を急に必要になったときや持参し忘れたとき用に、平成26年度より配備しており、年間に1から2点の利用頻度となっております。

なお、なびあす、総合体育館、公民館等の社会教育施設や役場庁舎につきましては配備はしておりません。

また小・中学校におきましては、学校生活を送る中で生理用品が必要になった際には、養護教諭がそれぞれ児童生徒の相談を受け保健室で配付しております。

議長。

河本議員。

社会的格差や新型コロナウイルスの影響で、社会問題となっている生理の貧困問題というのは、これは女性議員がいる議会とかでは積極的に一般質問や委員会などで取り上げられていまして、女性議員がいないこの美浜町議会では、町行政に問題や課題について認識を問うことが遅くなってしまったと思っています。

それは今年の4月14日には、文科省から地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について、内閣府より各都道府県の担当へ周知していますので、その内容をお知らせしますと。それで教育機関における連携についても御検討くださいとい

教育委員会事務局長  
議長  
教育委員会事務局長

5番  
議長  
5番

う事務連絡が文科省のほうから各都道府県、指定都市、教育委員会総務課、学校保健担当課に出されています。

その中には、提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所等の工夫などを御検討いただきたいとの内容が記載されておりまして、県内自治体でも生理の貧困問題を受けて、公共施設や学校で生理用品を無料で配布することを始めた自治体があります。

美浜町はこのような通知を県からも受けていると思うんですけども、交付金制度などを補助金も含めてですけども、活用してどのように対応していくのか、その点を伺いたいと思います。

議長。

教育委員会事務局長。

地域女性活躍推進交付金につきましては、民間支援団体での相談支援の一環として生理用品等の提供を可能としておりますが、物品の提供が主となる事業については対象外となっております。

また、地域子供の未来応援交付金につきましては、自治体からNPO等への子供の居場所づくりなどの委託内容に、支援対象の貧困家庭への子供に対して生理用品を提供することを含めた場合に対象となっており、学校での生理用品提供は対象外となっております。

町ではこれまでの利用実態等を考慮しまして、小・中学校におきましてはこれまでどおり、希望者に対し保健室での配付を続けてまいります。役場庁舎や他の公共施設におきまして、今後の社会的ニーズ等を踏まえ、配備の必要性の有無についても見極めていきたいと考えております。

議長。

河本議員。

これから見極めていきたいとおっしゃるんですけども、もう議論を始めて実行しているところはあるんです。

それでこのような何で通知が来るかという、やはり国会でも問題になって、生理の貧困問題というのは、やはり女性だけじゃなくて子供たちのところまで広がっているという認識を持っていますので、国は予算を計上しましたけれども、そういう交付金や補助金がまだ使えないような状態であるならば、やはりその一般財源とかを

教育委員会事務局長  
議長  
教育委員会事務局長

5番  
議長  
5番

使って、やはり町の政策として取り組んでいくべきだと思うんです。

それで実際に交付金、補助金が使えないのであれば、やはり先駆的にやっている自治体というのは、自分たちの一般財源を使ってそういう政策を掲げているわけですから、美浜町もいち早く予算化を検討していくべきじゃないですか、どうですか。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

他市町で動きがあるというのは確認しております。まだ社会的ニーズとか、あと児童生徒等の今後のヒアリングとか、そういうのも踏まえまして、その辺は研究していく余地もあるのかなとは考えております。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

生理の貧困問題というのは、他人に言い出しにくい問題であるので、調査しようとしてもなかなか表に出てこない、声なき声なんです。それが子供たちの問題であることを考えれば、その声は大人よりも小さいということは、考えればすぐに分かることなんです。

生理の貧困問題が子供たちの中にあるということは、やはりそれを支援している団体とか、女性のNPO団体とか、やっぱり国会でも問題を取り上げられてますように、そういったところをしっかりと検討すれば、やっぱりうちの自治体でも早急に対応していかなければならない課題なんです。

先駆的な自治体の事例では、学校での配付について保健室に設置されているところもあったんですが、それをトイレに設置できるように政策的な課題として議論が交わされています。

それで保健室からトイレに設置場所を変えた自治体では、議会において保健室での配付方法について生徒からの声が紹介されているので、幾つか例を挙げますと、家庭のことを探られたくないとか、毎回だと言いにくくなる、ほかの生徒がいると恥ずかしくて言えないとか、先ほど要するに生理用品がどうしても必要だとか、もらいにいくとか言ってましたけども、もらったら返しにいく惨めさがあると、そういう声が生徒から上がっているといえます。

子供たちが非常にデリケートな悩みを抱えていることを考えれば、

トイレで自分が使いたいときに使えることが一番大切だと考えますけども、こういった問題に行政は本当に真剣になって、課題として取り組むべきだと考えるんですが、その辺はどうですか。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

子供たちにとりまして非常にデリケートな問題でございます。トイレへの設置に対する必要性につきましては、社会的ニーズを踏まえ見極めていかなければならないとは考えてございます。

あと町内各小学校に対しまして、生理用品の配付状況等、ヒアリングを行っております。その中でトイレへの設置につきましては、誰が触ったか分からないなどの衛生面での心配や、誰でも使えることになり、経済的な理由で購入できない児童生徒だけが使うわけではないなど、生理用品の補充管理の面が課題との声を各養護教諭からもお聞きしておるところでございます。

町といたしましても、子供たちにしっかり寄り添いしっかり声を聴きながら、必要な対応について今後も検討していきたいと考えております。

5 番

議長。

議長

河本議員。

5 番

検討はしていただきたいのですが、いろんなやはり衛生面とか理由をつけて、やらない方向に持っていくということがあるんですけども、よくよく考えてほしいのが、衛生面で生理用品をトイレに設置できないとか理由をつけるのであれば、トイレットペーパーというのはトイレに常備されているのに、衛生面が問題視されることはないんです。それで生理の貧困の問題でもう明らかになっているのは、生理用品を買えない女性や子供たちが、トイレットペーパーを生理用品の代用として使っているという現実があるんです。

それでこのような状況をやっぱりなくしていこうというのが全国的な取組なんです。それでこれらも既に進んでいるんです。そういったところをやはり美浜町でもいち早く検討していただきたいというのが私の思いなんです。

これが本当に女性議員がいれば、こういったことをいち早く取り上げてやっていただいているはずなんですけども、まだまだ私もそのの

アンテナが低くて、なかなか遅かったというのが反省点なんですけれども、これはぜひ課題というのに美浜町もしっかり向き合っていたらいいと思います。

国は既に予算化に動いて、文科省も事務連絡を出しているわけですから。それで福井県や県内自治体の中にも支援を実行している自治体があるので、美浜町でも学校施設から優先してトイレに生理用品を設置するべきだと思うんですが、今検討していきたくてか言ってますけれども、ぜひこれは実行していただきたいと思うんですが、どうですか。

教 育 長  
議 長  
教 育 長

議長。

教育長。

それはですね、河本議員がおっしゃることは非常によく分かりますし、そして声なき声に耳を傾けるということの大切さというのも、本当に私も感じております。

ただ、今は美浜町内の小・中学校ぐらいの人数規模でございますと養護教諭とか、それから担任の教師、これが男子の場合は女性の教師ですけども、それが一人一人の子供たちとのコミュニケーションを非常に密に取っているというような状況がございます。

例えばですが、1人の子供が保健室へ来て、そういった用品、用具を先生に申し出て借りるようなときに、やはり養護教諭というのは本当に学校の中にいる、小学校ですと百二、三十名、中学校ですと200名ほどになりますけれども、その一人一人の子供たちとしっかりコミュニケーションを取る機会にもある意味なっております。

それで中には、この子は自分のことが本当に困っていても言いにくい、そういうタイプの子だからとか、その子に対してはこちらから、本人、子供が言い出せなくてもこちらから声をかけようとか、あるいは毎回来なくてもいいように幾つかの数をまとめて渡すよというような、そういった配慮をしているわけです。ですから生徒数が500名とか1,000名とかいう学校もございますし、そうなりますと確かに思いが至らないとか、子供の声なき声がかんがえなくてこないとか、そういった現状というのがあると思うんですけれども、今のところ美浜町内において、あるいは小・中学校においては非常にそういう子供たちと教師との信頼関係の中において

やられているのかなというように考えておりますが、しかしながら、これはあくまでも我々の思いでございますので、せつかくのこの機会ですので、もう一度しっかりと子供たちの様子を確認してまいりたいなというように考えております。

5 番 議長。

議長 河本議員。

5 番 ぜひ子供たちの気持ちに立って考えていただきたい。それでコミュニケーションを密に、人数が少ないので取れてるというんですけども、密であればあるほど言い出せなくなったりするんです。だからそういう状況もしっかりと考えていってほしいと思います。

衛生面とか、男子生徒のいたずらということも全国的な課題としては挙げられているんですけども、やっぱり衛生面などでは既にプラスチックのケースに入れて衛生面を克服している、そういう工夫で解決しているところもありますし、男子生徒のいたずらの心配ですけども、これはまさしくジェンダー平等とか、性の格差をなくしていくという問題で、これこそ教育の問題で解決していく課題であるということで、教育面の取組をしっかりやっていけば解決できる問題でありますし、そういうところは全国的な事例で克服できているので、国のほうも保健室だけじゃなくて、やっぱり利用される人が使いやすい場所に置いていただく努力をしてくださいよと、こういう通達を出しているんです。だからそういったところをしっかりと受け止めていただいて、美浜町でも無償配布できる環境を整えていっていただきたいと思います。

現在、政府がやっている対策の中でも生理用品の無償配布というのは、新型コロナウイルス対策の中での困窮支援という一過性な側面が強い政策なんです。

だからこそ社会的に貧困と格差が広がる中で、生理の貧困の根絶に向けて一過性のない制度として、これは毎年やっぱり自治体として予算化していくべき支援事業だと考えるんですが、これから検討してぜひともやっていただきたいんですが、その毎年の予算化について行政の考えを伺います。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長

ただいまの質問でございますけれども、本町におきましては生理の貧困に特化した取組はなく、生活困窮者としての相談、支援等を行っております。

生活困窮の相談等におきましては、直接生理の貧困についての相談はなく、生理用品の配付も行っておりません。デリケートであり声を上げることが難しく、表面化しにくい問題であることから、困窮等の相談があった際には、このような問題を抱えていないかを意識して対応してまいりたいと思っております。

また、生理の貧困による支援を必要とされる女性の声は、なかなか拾いにくい状況ではありますが、まずは生活等に困っておられる方の状況等を含め、実態把握のための手だてや具体的な支援方法について検討を進めていく必要があると考えております。

5 番

議長。

議 長

河本議員。

5 番

実態調査から進めていくというのは、行政の手法として分かるころはあるんですけども、やっぱりその声に出にくいという部分を全国的に根絶していきましょと。生理の貧困が広がっていく中で各自治体がどういう政策を打ち出していくかというのは、実態調査よりも早く政策によってそういった方々、困っている方をなくしていこうというのが取組の出発点なんです。

だからこそ毎年予算化していくべきだと、こういう事業に、今ないからこそやるべきだと言っているんですけど、その点はいかがですか町長、必要だと思いませんか。

町 長

議長。

議 長

町長。

町 長

生理の貧困について、いろいろ御意見等をいただいております。

確かにそうかなという部分もございましてけれども、ものを無料で配付するというのとは一つの方法だとは理解されますけれども、抜本的にはこの生理の貧困というのは、やっぱり経済的な理由によるものだと思っております。

ですから今担当課長が答えたように、そういったところに対して養護教員、またはソーシャルワーカーがしっかりその対象となる家庭、または子供たちに寄り添いながら、その背景とかこの実情をし

っかり相談し、また受け止めること。それによる解決の方法というのも、これは抜本策として僕はあると思います。

一旦そういうものを添えてしまえば、これはずっと続けていかなければならないということもありますので、我々としては、教育長も申し上げました、しっかりこれは寄り添うこと、そういったところが心の通う行政だと我々は思っていますので、ものを提供するだけがそうじゃないと思いますし、いろいろな状況を踏まえながら、御提案を含めて今後を考えていきたいなと思います。

5 番 議長。

議長 河本議員。

5 番 考えるんですけど、何か結局は実態調査して、規模が小さいような方向に、何か一部限定されるようなことになっていくんじゃないかと思うんですけども、やはりこれは女性全体の問題、子供も含めてですが、そういう課題として持ち合うために、やはりしっかりと自治体の政策として、毎年予算化というのをぜひともやっていただきたいと申し上げておきます。

ジェンダー平等の社会を実現するためには、男性ばかりの偏った議会編成に現在はなっているので、こういう状況も変えていかなければならないと考えています。

今、議会の構成に求められているのは、やはり多様性です。行政にとっても多様性ある議会と厳しい議論を重ねていったほうが、町民の意見を幅広く反映できて、主権者である町民の信頼に応えられる行財政運営ができると思います。

議会の構成というのは4年に1回、主権者である町民の中から代表者を選ぶわけですが、女性や若者、障害者などの多様な人材が立候補できる環境を整えていくというのは、現職にある我々の責務であると私の考えも述べておきたいと思います。

次に、米価下落の問題の対策について質問していきます。

現在、水稻農家の間では、米を作って飯が食えないという声が上がっています。コロナ禍の米の需要激減で在庫が増大し、2020年産の米の価格が下落していることに加えて、秋に収穫される21年産の米の価格も暴落が懸念されています。

農家が安心して米作りに励めるようにすることは、重要な政治的

課題であります。しかし政府はその解決を生産者の自己責任による米減らしに求めておりまして、史上最大の減反拡大を自治体や農業団体を通じて、米農家にその達成を迫っています。

このままでは大多数の農家が赤字生産を強いられ、この実態を放置すれば中小農家の多くが離農に追い込まれ、後継者不足の解消どころか、水稻が中心の美浜町の農業に大きなダメージを与えることになります。

今、国の支援を待つだけでは、美浜町の米作りが総崩れになりかねません。水稻農家を直接支援する町独自の支援事業が今必要なきだと考えますが、町の考えを伺います。

町  
議  
長

議長。

町長。

水稻農家を直接支援する、町独自の支援事業が必要ではないかというお尋ねをいただきました。

水稻を含みます農産物価格の大幅下落によります、農業経営の影響を緩和する措置といたしまして、農業共済によります収入保険制度が運用されております。農家の5年間の収入平均額の最大9割まで補填される仕組みとなっているところでございます。

また、農産物の自然災害に係る共済制度も運用されておりまして、いずれも任意となりますけども、町内の担い手農家をはじめ農業者が減収等に備え加入されているほか、この制度に対する国の一定の支援も行っているというようなところでございます。

さらに水稻、転作によります農地の有効活用を図るため、また農業収入を確保するため作物等の、これは転作の作物でございませけれども、種別や面積に応じ、国から農業経営所得安定対策等支払交付金が農家に交付されているところでございます。

このように国が主体となりまして、農産物価格の変動等に対処するための支援制度が、これまでからしっかりと整えられているというところでございます。

一方、町といたしましては、こうした直接の支援ではなくて、町の農業基本計画に基づきまして、足腰の強いもうかる農業の確立に力を入れておりまして、水稻単作の農業経営から収益性の高い園芸作物等を取り入れた複合経営の転換を進めるべく県と連携し、この

ほど町独自の農業人材育成拠点施設、こういったものを整備したほか、機械の購入や施設の整備に対する支援を充実、強化しているところでございます。

また生産性の向上、コストの低減を図るための区画の大規模化、農地の適地適作化など基盤の整備を進めていくことで、さらなる農家の経営支援を進めていきたいと考えております。

5 番

議長。

議

長

河本議員。

5 番

水稲農家を行政機関が直接支援して、地域農業を守れというようなかつての保守本流のようなことを共産党の私が言っているんですけども、美浜の農業は水稲が中心という考えの方は非常に多いんです。それで水稲農家が米作りから作物とか複合経営とかおっしゃっていましたが、野菜や果樹へ転換するというのは容易なことではありません。

米作りを辞めたら農業そのものを辞めると考えている方が多い中で、後継者不足や耕作放棄地の問題を考えれば、地域農業を守るためにやっぱり行政機関が直接水稲農家を支援するしか道がないんじゃないかと考えるんですが、本当にその米作りと作物づくり、野菜や果樹へ転換させていくようなことが現実的に実現できるんでしょうか、どうなんでしょうか。

町

長

議長。

議

長

町長。

町

長

これは先ほども申し上げましたように、確かに施設園芸、これに転換しようということになりますと初期投資がかかります。

そういったものに対しまして国、また県、町のほうでも支援制度を設けておりまして、そういった施設の初期投資に対する支援を行っておりますし、その栽培、そういう技術、これが非常に重要でございます。美浜町の場合は水稲がほとんどこれまで農業の主要な部分を占めておりました。

野菜をどうつくるか、果樹をどうするかというところまで技術が非常に醸成されているわけではございませんので、今回の農業人材育成施設では篤農家に来ていただき、もうかる作物、それからおいしい作物のつくり方、こういったものをしっかり指導してもらおうこ

とで、それは農業をやる方の、本当にやるんだという意気込みが、これは非常に重要でございますけれども、そういったところを引き出せるような支援の仕方等は我々がしっかり取り組んでいくことで、それが実現に近づくかなと思っております。

5 番 議長。

議長 河本議員。

5 番 農業改革とは急進的な改革で非常に難しいと思うんです。今、美浜町が実際に、気候自体が作物とか果樹に適した気候になりつつあるということもありますし、人材育成でハウス農業とか観光農園とか、そういったところで若い人材を育てようとしている取組も非常に分かるんですけども、今やはりこれまで美浜町の農業を担ってきた水稻農家の皆さんが、米のやはり下落によって危機に瀕している。この状況をしっかり考えたら、やはり今の水稻農家の皆さんを守るために自治体が力を発揮すべきじゃないかと思うんですけども、これは供与してでもと思うんですが、町長どうでしょうか。

町議長 議長。

町議長 町長。

町議長 今の水稻農家を直接支援すべきだということでございます。

非常に本年産の米価についても下落するという見込みがいろいろ報道されておりますけれども、それに対してはこれまでの収入に対し9割まで、いわゆるその収入を保険で対応しますという、この共済または保険制度が確立をされております。

それについても国のほうからの支援等もございますし、規模を拡大してきた場合にあってのプラス加算、収益をこれまで上げていた、そういった農業者へのプラス加算なども充実しておりますので、そういったところで当面は対応していただくということを私は思っておりますし、これから足腰の強い基盤をつくるというところを町としてしっかり担っていくべきかなと思っております。

5 番 議長。

議長 河本議員。

5 番 国の支援が当てにならないという怒り心頭農家さんもいるので、そういったところの気持ちもしっかり受け止めていただきたいと思います。

全国知事会は6月に、政府の買入れによる米の市場隔離を提言しました。米の需給環境を改善し米の価格の下落を防ぐには、コロナ禍による米の過剰在庫を政府が買い取って市場から隔離するべきだと私も考えるんですが、町長の考えと、全国町村会は米の市場隔離について提言を出していないのか、全国町村会の状況も踏まえて伺います。

町  
議  
長

議長。

町長。

米価の下落を防ぐための方法としての市場隔離、または全国町村会の動きについてのお尋ねをいただいております。

県は令和2年12月及び本年6月でございますけれども、コロナ禍の影響による民間在庫量の増加分については、備蓄米や海外援助米として新たに政府買入れを実施するなど、主食用米の価格安定に向けた対策を講じるよう、国に要請していると聞いてございます。

また全国町村会でございますけれども、米価下落対策の充実を図ることや、農業者が収入保険制度を有効に活用するための適切な措置等について、本年7月に国に要請をしておりますけれども、お尋ねの米の市場隔離について言及してはおりませんと聞いてございます。

おっしゃるとおり農業は本町の重要な産業の一つでございますし、自然景観の保全など大きな公益を担っていることから、持続的に安定した農業経営を実現するためにも、米の需給改善と米価下落対策について、県と連携しながら強く要請していきたいと考えております。

5番  
議  
長

議長。

河本議員。

5番 例えばですが、国が過剰在庫を買い取ったとしても、買い取ったお米をコロナ禍で広がる生活困窮者や学生への支援、また子ども食堂などで活用することを進めれば、生産農家や卸小売業者、生活困窮者にも救いとなるような対策になるんです。

それで美浜町からもお米の過剰在庫を政府が買い取って、市場から隔離すべきだという声を強く町長としても発信していただきたいと思いますんですが、やはりコロナ禍の状況でも福井県知事とかが、

国に対して東京に出張して原子力の要請とかを行ったりしてはいますが、農業については何か非常に温度差を感じるんです。

コロナ禍で町長に農業の要請をしに東京に行けとは言いませんけれども、非常に何か住民としたら、原子力の問題と農業政策の問題を比べると非常に温度差を感じるんですけれども、町長はどう思いますか。

町議町長

議長。

町長。

農業と原子力と違いがあるんじゃないかという、そう聴こえるんですけれども、農業は、これは全国的な大きなものです。とにかくこの食は国の基ですから農業は、ここを守るための構造というのは、やっぱりいろんな組織を挙げて一斉にやるということが、僕は非常に大事だと思っていますので、さきにお答えさせていただいてますように、県とも連携しながら声を上げていきたいと思っております。そのように理解していただきたいなと思っております。

5番  
町議  
5番

議長。

河本議員。

町長には頑張っていたきたいと思っております。

先ほど私は国の支援が当てにならないと言ったんですが、なぜ国の支援が当てにならないかというと、水稻農家が減反とか赤字生産を強いられて苦しんでいるときに、国内需要には全く必要のないミニマム・アクセス米などの外国産の輸入米が、一切削減されることなく77万トン全量を輸入されているというんです。これについても40万トンから60万トンが飼料用に販売されていまして、国内産の飼料米の需要を奪っているという指摘があります。

美浜町としても国内消費に全く必要のないミニマム・アクセス米の輸入の中止などを国に対して強く求めていっていただきたいと思うんですが、町長、この辺の考えはどうですか。

町議町長

議長。

町長。

ミニマム・アクセス米の輸入を中止すべきだというお声でございます。

このミニマム・アクセス米でございますけれども、WTO交渉に

よりまして、我が国の低関税での輸入枠として、これは国際的に義務づけられているものでございます。

今回、このミニマム・アクセス米が国内産飼料用米需要を奪っているというようなことではございますが、この現状につきまして県に照会いたしますと、飼料業界における令和2年度の飼料用米の年間使用可能量は、約130万トンでございます。

一方、国内生産とミニマム・アクセス米55万トン、これを合わせた飼料用米供給量は約112万トンでありまして、これは需要を供給が下回っている状況で、影響も現状では大きくないというようなことではございますので、今後これは注視すべき事項とは考えますけれども、この現状を踏まえれば議論の段階ではないんじゃないかなと考えております。

5 番

議長。

議

長

河本議員。

5 番

想定外ですけど、やっぱり今は地域農業、米作り生産者が本当に苦しんでいる中で、農業団体も外国産米の輸入を中止してくれと政府に要望も強めている中で、大丈夫なんだというような回答があるとはちょっと信じ難いですが、やはり国任せの農業政策では、地域農業、米作り生産者を守ることはできません。

中央政府に日本の地域農業、米作り生産者を守るためには、やっぱり強い、地方から強い声を上げていかないとなかなか現状を変えられません。農業団体と共に美浜町も地方自治体の一つとして政府に届く強い声を上げてほしいと思っているんですが、町長どうでしょうか。

町

長

議長。

議

長

町長。

町

長

直接声を上げていただきたいということでございます。

確かに農業を守るための取組をしっかりやっていきたいなと思いますけれども、現状を申し上げたように需要と供給のバランスを考えたときに、それをもってなかなか説明しづらいというところもあります。それを御理解いただきたいと思います。

しっかり改善できること、支援できることは町としてしっかりこれは展開させていただきまますし、国に対しての要望活動、これはや

らせていただきますけども、それは濃淡、強弱をつけてやるべきだと私は考えております。

5 番 議長。

議長 河本議員。

5 番 ぜひ地域の農業者を救っていただく政策をしっかりと掲げて、国に強く要望を行っていただきたいと思います。

次に、水上バイク（ジェットスキー）の規制について質問していきます。

水上バイクの無謀な危険運転が問題となる中で、兵庫県明石市の市長が水上バイクの無謀な危険運転を殺人未遂容疑などで刑事告発するという異例の対応を取ったことで、現在規制を求める声が高まっています。

水上バイクの騒音やマナーについては、以前から町内の各海水浴場や久々子湖周辺の住民から苦情が寄せられていまして、規制を求める声が上がっていましたが、法的な問題もありまして規制はなかなか難しいということをこれまで私以外の議員さんも一般質問や委員会でいろんな意見を出されていましたが、なかなか規制というところでは進んでいないような状況でした。

無謀な危険運転を繰り返す水上バイクに対して、殺人未遂に当たると判断した明石市長の判断は、現在世論を動かしておりまして、美浜町でも人の命のかかった問題として、水上バイクの規制について早急に再検討するべきだと考えるんですが、町行政の考えを伺います。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 水上バイクの規制について、早急に検討すべきだというお尋ねでございます。

これまで地元集落から久々子湖や早瀬川における水上バイク等による騒音等の迷惑行為について、その対応を求められてきたところでもあります。町では地元協力をいただきながら注意喚起の看板や、バイクの乗降を制限する柵の設置、周辺マリーナへの啓発や警察によるパトロールなど、こういった対策を講ずるとともに、条例による法規制につきまして県へ強く要望しているところでもあります。

しかしながらこの久々子湖、早瀬川は河川法で原則、誰もが自由に利用できる公共の水域であることや、県の実態調査では規制に該当する状況には至っていないというような判断から、条例制定は現状では困難な状況でございます。

そのため、まず県や町、地元関係団体、マリン事業者によります対策協議会、これをしっかり立ち上げ、水上バイク等の利用区域や制限行為等を定めた自主規制ルールを策定していくということにしております。

まずはこの対策協議会を介したステークホルダーが連携を強め、水上バイク等利用者に対してルール遵守を求め議会と協力を得ることで、みんながこの湖を楽しく活用することができる環境整備を進めてまいりたいと考えております。

5 番

議長。

議

長

河本議員。

5 番

先ほど柵の設置ということをおっしゃられていましたけど、柵の設置というのは現状、計画段階なんでしょうか、もう実行済みなんでしょうかどうなんでしょうか。

町

長

議長。

議

長

町長。

町

長

柵の設置の内容のことでお答えしていいですか。

5 番

すみません、もう一遍。

議

長

計画段階か、それとももう設置してあるのかということですか。

町

長

現状ですか、すみません。柵は具体的に申し上げますと、久々子湖の笹田から苧に向かう湖岸沿いに道路がございます。あそこの道路から久々子湖へそのプレジャーボートを降ろして遊ぶ、そういう団体なり若い人が結構おられまして、非常に地元としても農業活動、いろんな漁業活動を行う上で、騒音も含めて非常に困っておられます。

そこに地元のほうでワイヤーロープによる柵を設置していただきましたけれども、それでも入ってくるというようなことで、現在町のほうで恒久的なその柵を今設置するべく関係機関、いわゆるあそこは名勝の指定区域でありますので、文化庁サイドと協議を進めながら設置を進めていきたいなと考えております。

5 番  
議 長

議長。  
河本議員。

5 番

私も現状は見にいつてきたんです。運動公園から逆の湖岸です。旧北小学校から道を入れていくところなんです、旧北小学校の部分から湖岸に50メートル行ったぐらいのところは、先ほど町長が言われたようにワイヤーロープで簡易的な柵があって、そこにも看板が立ってまして、この一帯はシジミとウナギの放流場所につき水上バイクや船舶の係留や乗り入れを禁止すると、こういう看板があるんですが、それより50メートルか100メートルぐらいのところを過ぎるともう柵もありませんし、現実的にやりたい放題、あまり効果があるような対策とはなっていないんです。

それでやっぱりバーベキューなどは消防法とかの関係で規制もしやすいと思うんですが、先ほど河川法とかいうことも言われてましたけれども、何で水上バイクは規制できないんだというのが住民の率直な声なんですけども、やはりこれからその恒久的な柵をつくるようにしても、いつ頃ちゃんと設置できるのかという時期的なものとか、効果的な対策になるのかどうかを伺います。

土木建築課長  
議 長  
土木建築課長

議長。  
土木建築課長。

その恒久的な柵につきましては、本年度から施工する用意をしております。ただ延長が長いものですから、その全てを塞ぐまでには数年を要するものと考えております。

5 番  
議 長

議長。  
河本議員。

5 番

住民といたしましても、あの場所に車をつけて団体がいるとなると、やっぱり散歩とかにも通りにくいですし、あそこはサイクリングロードの指定にもなっています。そうするとやっぱり近寄り難いような雰囲気があるので、一刻も早く対策をしていただきたいのですが、これを注意するにしても、やはり住民もなかなか声をかけてトラブルに巻き込まれたくないと思っていますので、そのあたりもどういう注意喚起をしていくのか、対策をどう考えているのかちょっと伺いたいと思います。

町 長

議長。

議  
町

長  
長

町長。

水上バイクにつきましては、近くのマリーナが3か所ほどございます。そこから上げ下ろしをされている、そういう若い方もいらっしゃいます。

先ほど申し上げたように我々としてはですが、地元のいろんなその状況をお伝えする中で、まずは協力していただくというところから進めていきたいなと思います。

それで降ろすところが限定されれば、いわゆるそのマリーナからの上げ下ろしということになりますので、マリーナを介したそういう理解、協力、これをしっかりまずは進めていきたいなと思っていますし、久々子湖畔の柵に加えまして寺山の周り、あそこも道路に自動車を置いてという方もいらっしゃいましたけども、ああいったところについても違法の駐車がないような取組をこれまで進めておりますし、他のところについてもしっかりそういった取組も併せてやっていきたいなというように思います。

5 番

議長。

議

長

河本議員。

5 番

これは前町長のときも質問したことがあるんですが、やはり美浜町の海や湖というのは重要な観光資源でありますから、海のレジャーやマリンスポーツを全て規制することは、やはり現実的ではないと私も思っています。

だからこそ規制する場所と解放している場所をやはり明確化していく必要がありますして、マリンスポーツを特定の場所で行えるように整備して、そちらに誘導していくことで一般的な海水浴客や湖の利用客を分離していくと。そのことで安全を確保して、海や湖などのそれぞれの特質を生かした場所が存在することで、観光資源に磨きをかけていくということをやっぱりやっていくべきなんじゃないかと考えております。

それで久々子湖は特に漕艇場もありますし、新美浜町レークセンターでは手こぎボートと併せて小型電動船のカヤックを運航するような計画も今あることを報道で知りました。

それで久々子湖の利用客が増えていくことを考えれば、やはり水上バイクの問題というのは人の命がかかった問題であることをしっ

かり検討していただいて、一般的な利用客と水上バイクなどのマリンスポーツを分離するための行動をやはり今起こすべきだと考えるんですが、町長どうですか。

町議  
町長

議長。

町長。

久々子湖も含め、非常に貴重な観光資源だと思っております。

ですから、先ほどお答えしたようにみんなが楽しく湖上を使うという趣旨で進めたいと思っております。久々子湖は今言われたとおり、ボートの練習エリア、競技のエリア、それから久々子湖ではシジミも今は作っておられますし、発展的には今言ったようにレークセンターなどの水上での器具類、こういったものを使う場所もしっかり確保しないとないと思っておりますので、協力をいただくという、その発想の中には、エリアをしっかりと標示することによって、ここは自粛してね、ここで遊んでや、そういった形のルールづくりをイメージしております。

関係団体の皆さんに寄っていただきながら、どういう方法がいいのかというのを要請することで、実効性のあるそうしたルールをつくっていったらなというふうに思っています。こんな形で考えていますのでよろしくお願いします。

5番  
議長

議長。

河本議員。

5番

ぜひ町長がおっしゃるように、そういう方向で進めていただきたいと思います。

やはり水上バイクなどのマリンスポーツを楽しめることに特化した海水浴場があってもいいし、海水浴とバーベキュー、またキャンプなどを楽しめる場所があってもいいと思います。

それで目的のある場所でそれぞれ利益を上げていくということが非常にやはり大事になってきますので、やはり先ほど町長が言ったように民間の企業さんとか町内の団体と協力しながら、美浜町の観光資源を磨き上げてほしいということを強く申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長

以上で、河本猛議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

2時35分から再開いたします。約5分間の休憩をいたします。

(休憩宣言 午後 2:30)

議長

再開いたします。

(再開宣言 午後 2:36)

議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、4番、梅津隆久議員の一般質問を許します。

4番

議長。

議長

梅津隆久君。

4番

4番、梅津。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。とりとということで、よろしく願いいたします。

世界各国の海で、最近プラスチックごみによる汚染が拡大する中、深海底に大量のプラごみが押し寄せてきているということが、海洋研究開発機構の調査で判明しましたとメディアで報道されております。

このプラごみは海岸に漂着したマイクロプラスチックとなり、生態系への影響が懸念されていることから、プラごみ全体をいかに今後削減していくかが世界の課題となっております。

調査結果では、アジア諸国で排出されたプラごみは、ポリ袋や商品パッケージで海底で分解されることなく堆積する一方という深刻な事態となっていると言われております。

年間を通じて1,000万トン以上のプラごみが海へ流出していると言われていたが、海の表面で確認できるのは僅か44万トンで、多くは海底に沈むと考えられております。

我が国では、レジ袋の有料化の義務づけが制度化されて1年となりました。客の4人中3人が袋を辞退するなど、意識は向上しているという報道にもなっております。一定の効果が今は上がってきていると言われておりますが、プラごみ全体の排出量は増加傾向にあるとも言われております。

削減に向けて国のほうではプラスチック資源循環促進法が成立し、家庭から出る食品トレイなど市区町村が一括回収、使い捨てスプーンやストローを多く提供する事業者の有料化を義務づけるなどが要点とされております。様々な施策を通じて社会全体で削減する機運

を高め、海の生態系維持を含めた環境保全を積極的に推進すべきと考えます。

それでは、我が町の観光資源である敦賀半島西海岸ゾーンのプラごみ対策を中心に質問したいと思っております。

まず、一点目、第五次美浜町総合振興計画の自然環境の保全総合主要施策、地域環境の保全創出及び調和のとれた都市計画の推進主要施策、美しい自然環境の保全に関する進捗状況について質問していきたいと思っております。

7月10日の新聞報道記事によれば水晶浜での漂着物の96%がプラごみであると県の漂着物対策推進協議会で報告している内容でございます。調査ごみ1.3トンのうちプラスチック類が96.1%、ペットボトル、ポリ袋、食品容器、生活雑貨など日常生活が約6割であった。

また、文字で識別した場合、2割が日本、中国・台湾が5割、朝鮮半島が3割との調査で判明したと報告されております。

この現実の中で2月県議会定例会において小堀県議からの問題提議や6月13日に開催された、クリーンアップふくい大作戦in美浜によるボランティアの参加者で水晶浜のごみ回収、浜開き前の各地区住民による清掃活動を行い、環境改善と海水浴客を気持ちよく迎える努力をしているが、町の名にふさわしい、美しい浜を夏シーズンだけに限定するのではなく、年間を通して環境を守るため町としての主要推進施策をお聞きしたいと思います。

町  
議  
長

議長。

町長。

美しい浜を守るための町としての主要推進施策についてのお尋ねをいただきました。

美浜に漂着する海洋ごみでございますけれども、年々増加をしておりますして、国や県、地域の皆さんの支援、協力を得ながらその対策に取り組んでおりますが、限界があり抜本的な対策が必要となってきております。

とりわけ水晶浜をはじめとしました美しい浜は、美浜町の誇りでありまして、町民にふさわしい海浜をしっかりと保全していくことは私は重要課題の一つとして施策をしっかりと進めていきたいなという

ふうに考えております。

そのため、政策の柱として本年6月に美しい浜プロジェクトを立ち上げ、町民の皆様一人一人が自分のものとして、町の誇りであります美しい浜を守る活動への理解と協力をいただき、多様な主体の参画による町民運動として持続的かつ発展的な活動となるよう努めていきたいと考えております。

お尋ねいただきました取組の方向性と詳細につきましては、関係課長からお答えさせていただきます。

議長。

住民環境課長。

私のほうからお答えさせていただきます。

町では今年度より町が誇る美しい浜を守るため、美しい浜プロジェクトを立ち上げました。本プロジェクトでは海岸清掃活動を実施するだけでなく、清掃を省力化するための海岸清掃機械の実証試験や導入、企業との連携の検討、クラウドファンディングやふるさと納税を活用した資金調達、海洋ごみ問題の周知啓発、理解促進といった幅広い取組を実施してまいります。

6月13日には、水晶浜においてキックオフイベントを実施し、町内外140名に参加いただきましたが、町外に住みながらも美浜町を応援してくださる美浜応援クルーの方々が町民の皆様と共に、地域の課題解決を図り、町を盛り上げる応援ミッションの一つとしても参加いただいたところでございます。

また、7月22日には福井県と共催で町の海岸漂着ごみ問題を解決するためのアイデア展を開催いたしました。ここで全国各地5チームから提案された斬新かつ独創的なアイデアを活用した楽しく取り組める活動もこれから検討していきたいと考えております。

また、海岸漂着物の回収につきましては、例年海水浴場開設前までに実施しておりましたが、今年是一年を通じて美しい海岸を保全できるよう秋から冬にかけても一部の海岸で清掃活動を実施する予定としております。

一方、海洋ごみの7割から8割は陸上から河川等を通じて海洋へ流出していると言われており、また、そのほとんどがプラスチックごみであり、環境への影響も懸念されております。海洋ごみを回収

住民環境課長  
議 長  
住民環境課長

するだけではなく、原因となるごみを流出しない取組も非常に重要となります。

町としては、これから町民の皆様の理解と協力を得ながら、プラスチック排出を抑制するための施策にも取り組んでいきたいと考えております。

そのために、今年度改定を進めている美浜町環境基本計画に対策を位置づけ、マイボトル、リユースカップ、マイバッグの利用促進に向けた啓発やストロー、スプーン等ワンウェイプラスチック削減支援等、様々なプラスチックごみ対策に取り組んでいきたいと考えております。

4 番  
議 長

議長。

梅津議員。

4 番

ただいま町長のほうから美しい浜を美浜町の誇りということで、町民一丸となってきれいにしていこうという力強い答弁をいただきました。ありがとうございました。

このごみ問題はなかなかすぐ解決する問題でもございません。とつてもまた流れてくる。要は出す方向のものも対応しなければいけないということもありますし、そこの出す側の制限はなかなか難しいところがあるかと思えますけれども、きれいに我々とするという方向の対策を今住民環境課長のほうからいろいろと挙げていただきました。実効性のある、実のある対策を今後とも持続的にやっていただきたいと思えます。

今、課長のほうから秋から冬にかけてもやるということで、特に冬は海水浴が終わった後、サーフィンのお客さん、この辺が結構来ておりますので、継続してやるという方向でお願いしたいと思えます。

では、続きまして次の質問に入ります。

美しい自然環境の保全として、敦賀半島西海岸ゾーンを町民や関係機関等の連携により海洋ごみ、海岸ごみ、回収に関する意識高揚についてということで質問したいと思えます。

今の住民環境課長が答弁した中に対策が含まれるかと思えますがお願いいたします。

まず一点目は、7月22日漂着ごみ解決策についてアイデアを創

出するイベントとして、美しい浜アイデアソンが地元住民や学生約30人がオンラインで開催され、ごみ収集の省力化や問題の周知、処理と再資源化をテーマに知恵を絞り、ごみ拾いをスポーツ化し楽しんでもらう、Gスポーツが採用されたというアイデアに賛同したいと私は考えます。

私の提案では、地元住民に四季を問わず海岸に出向いたときに指定されたごみ袋に自主的に拾っていただき各区長さんに一袋1ポイントカウントしてあげると。ポイント制を設ければ何とか実績になる方向にもなるのかと考えます。

地域あいあいポイント事業に組み込むというような提案をしたいと思いますが、行政の考えをお伺いいたします。

議長。

健康福祉課長。

本年4月より実施をしております、地域あいあいポイント事業につきましては、本格的な高齢化社会を迎える中、町民が健康寿命を延ばし、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるようなまちづくりを進めるための美浜町独自の事業であり、8月31日現在、22団体、413人と多くの方に御登録をいただいております。

この地域あいあいポイント事業では、事前に登録した団体やグループが地域貢献活動等に参加した場合、その実績に応じてポイントを付与する事業となっております、この団体活動の中でポイントの管理をしていただく管理者を決めていただいております。その管理者が活動実績を確認し、参加者にポイントシールを配付しております。

各地区の区長などが団体登録をして管理者となり、グループで海岸の清掃活動をしていただく場合、ポイントは付与されますが、個人での清掃活動につきましては、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象にはなりません。

議員から御提案をいただきました地域あいあいポイント事業での海岸清掃の取組につきましては、まさに高齢者の社会参加やまちづくりの担い手として大切な地域貢献活動であるというふうに考えます。

健康福祉課長  
議長  
健康福祉課長

ぜひ、団体登録をしていただき、活動していただくことにより、仲間づくりの推進、地域貢献に対する生きがいややりがいを感じていただきたいというふうに考えております。

今後も皆様からいろいろな御意見をお聞かせいただき、地域ニーズにあった取組を進めていくとともに、事業の進捗状況や活動内容を検討する機会を設け、高齢者の皆さんの社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援できる事業となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

4 番 議長。

議長 梅津議員。

4 番 今、課長のほうから地域あいあいポイント事業の説明がございました。私の提案は、既にこれは地元でもいろいろとポイントに該当する事業に取り組んでいるんですけども、今の海岸ごみについてはなかなか自分で登録ができないということで、とにかく私は誰かポイントを証明する人がいないとなかなかポイントにはなりませんから、とにかく区長とか、誰か団体長。要は、観光組合の組合長とか、そんな形の人に私は今日何袋拾ったというのを写真でも撮るなりして見せてポイントをつけてもらおうと。ポイントが付けばまた励みにもなって、また、明日でも天気がよければ行こうかというふうになって、老人の方の健康の一つにもつながっていくのかなと思いますので、ポイントは必ずつける方向で検討のほどよろしく願いしたいと思います。

それでは、あともう一点、先ほどの説明にありましたけれども、今、8月末で応援人口といいますか。美浜を応援するクルー。これが157名登録されていたのかなと。今、玄関の掲示板ですけども、157名ぐらいの登録になっていたと思います。この応援人口の方もいろいろと今のごみの回収。要は、ごみ拾い、浜掃除、この辺をやっていただけるのかなと思っているんですけども、この辺はどうなんでしょうか。クルーの応援は求めることはできないのでしょうか。その辺を質問いたします。

まちづくり推進課長 議長。

議長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 応援人口の活動につきましては、応援ミッションとして、開催日

時等をお知らせして、それに町民と共に町外の方にも御参加をいただくという趣旨で開催をしておりますので、個々に今、例えば、サーファーの方とかが海岸清掃等をやっていたいておりますが、それが個人の活動としてやっていたいていう形になります。

4 番 議長。

議長 梅津議員。

4 番 今お聞きしたように、個人の活動でやっているという。ボランティアの精神でやられておると思いますが、これをまた地元の住民と共に一緒にこの日はこうやろうとか。何か月後にこうやろうかというまた計画をしていただいて、お互いに手を組んでやるという方向でお願いしたいと要望だけしておきます。

それから、もう一点ございまして、7月28日に若狭高校は台湾のナンナン高校と連携して、日本・台湾両国の砂浜で微粒子状のマイクロプラスチックの種類や量に関する調査・研究を進め海洋ごみ問題の解決に努めるとの記事を見て感動いたしました。

我が町としても台湾石門区との姉妹都市を活用し、美方高校等で意識高揚を図るべく活動を提案したいと思いますが、行政の考えをお伺いいたします。

まちづくり推進課長 議長。

議長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、県立高校である美方高校に対しまして、美浜町と台湾石門区との姉妹都市活動の一環として提案することにつきましては、少し難しい部分があるかなと思っておりますが、美方高校に活動の趣旨等を理解していただき、高校の自主的な活動として何らかの活動を実施していただければ、町としましても協力をさせていただきたいと考えております。

なお、美方高校生に関しましては、昨年度地域社会の持続可能な発展のため、私たちの未来と題した、探求学習発表会において、研究テーマとして、海洋ごみ対策を選択し、その成果について発表をされておりました。

また、6月13日に開催をした美しい浜プロジェクト in 水晶浜

の清掃活動にも町内1名、町外7名の生徒が自主的に参加をしていただきました。

美しい浜プロジェクトは町外に住みながらも本町を応援して下さる美浜応援クルーの方々が地域の課題解決を図り、町を盛り上げる応援ミッションの一つとしても実施をしております。この美浜応援クルーの活動のみならず、今後は町民や地域の学校を巻き込んだ活動への仕組みづくりを検討しており、美方高校生に対しましても情報発信をしながら、積極的に美しい浜プロジェクトへの参加を促すことで、海洋ごみ、海岸ごみの回収に関する意識の醸成を図っていきたいと考えているところでございます。

4 番 議長。

議長 梅津議員。

4 番 今のまちづくり推進課長の答弁でよく理解できたんですけども、できましたら高校生。これは夏休みぐらいしか活動はできないのかなと思いますけれども、できましたら四季ごとに分担を決めていただいて、美しい浜プロジェクトに参加し、四季ごとに清掃活動をするというようなアイデアを提供していきたいと思いますので、またよろしく計画のお願いをいたします。

それから、次の質問にいきます。

町内児童・生徒に対するプラスチックごみの問題解決に向けた学校教育の取組についてということで質問したいと思います。

7月25日の新聞記事によりますと、敦賀市の黒河小学校6年生道徳の授業において、自然環境保護への意欲を育むプラスチックごみ問題として、カップ麺の蓋留めシールを廃止する企業の取組や若狭湾の漂着ごみを児童が調査する記事等を勉強し、身近に感じ自分たちができることから始める大切さを学んだという記事がありました。

また、8月3日には、福井の坂井市内の全小学校4年生約800人が今夏の我が家のプラごみゼロ宣言と銘打ち、ごみ削減に向けた取組を実施しておりました。家族ぐるみで環境保全・美化に対する意識高揚を図る観点からポイ捨ては絶対しない、マイボトルの持参等の記事もありました。

我が町では、将来を担う子供たちに、きいばすをはじめ学校教育

の中でどのような取組をしているのかお伺いしたいと思います。

教 育 長

議長。

議 長

教育長。

教 育 長

先般、開催しました美浜町の総合教育会議という会議におきまして、各小・中学校の校長先生方に対しまして、美浜町を取り巻く海岸漂着ごみの現状について情報提供を行いました。その際に、プラスチックごみについても理解を改めて深めていただきました。

今年度も各小・中学校では、将来を担う子供たちに海岸漂着ごみをより身近な問題として感じてもらうために、総合的な学習の時間でこの問題には取り組んでいるところでございます。

中学校においては、美しい浜プロジェクトの一環として、一年生71名が去る6月2日に、自ら海岸清掃活動に参加し、漂着ごみの清掃作業やごみの分別作業に取り組むことで、美浜の海の現状を知る機会を持たせていただきました。

また、小学校におきましても、美浜東小学校の六年生は、この1学期から海岸ごみ問題について取り組んでおりますし、町内の3小学校の6年生が総合的な学習の時間に、それぞれの課題の解決を勉強いたしておりますので、来年の3月に、3小学校合同学習発表会というのをなびあすで開催する予定をしております。

今度も、美浜町内の児童・生徒たちが海岸ごみ問題をより身近な問題として捉え、将来の美浜像というものを思い描きながら、その解決に向けた取組ができるように、学校教育だけではなく、きいばすにおけるエネルギー環境の学習やまちの担当課からごみについての出前講座なども活用し、様々な角度から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

4 番

議長。

議 長

梅津議員。

4 番

ただいま教育長から力強い御答弁ありがとうございました。

これも持続していただかなければ一時的に精神論で終わってしまったのでは何もならないということで、やはりこの子供たちが大人になって、また、このきれいな美浜町の海岸を維持していこうというような意欲を持続していただけるような教育体制にもっていただきたいと思います。

それでは、きいばすでちょっと回答がなかったと思うんですけども、今、美浜町のきいばすで環境を教えるようなプログラムがあるのかどうか。CO2問題は当然入ってきますけれども、こういった海岸保全とかいったこういうプラごみに関するような教育は、きいばすの中に含まれているのかどうかお伺いしたいと思います。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおりきいばすにつきましては原子力はもとより、水力、火力、太陽光であったり、様々なエネルギー体系をもって学べる施設ということでございます。

中で提供しております体験プログラムにつきましては、エネルギー環境教育カリキュラムに基づいてプログラムを作成しております。現在、きいばすのほうで提供しております中には、ごみ問題等についての環境を学べるそういうものはございません。

ただ、その中で環境問題について触れるようなことはございます。以上でございます。

4 番

議長。

議長

梅津議員。

4 番

環境エネルギー体験施設ということなので、今の地球環境の一環ということで、ごみ問題も今後入れるようなプログラムにしていく方向で要望ということにしたいと思います。要望は基本的にはあれですから、考えはないかどうか。取り組んでプログラムの中に入れていくというような計画はないのかどうかお伺いします。

エネルギー政策課長

議長。

議長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

御意見として受け止めさせていただきたいと思います。

4 番

議長。

議長

梅津議員。

4 番

それでは、次の質問に入ります。

海岸ごみ回収重機。私が勝手につけたんですけども、ビーチクリーナーの導入についてという質問をしたいと思います。

1997年1月に発生しました、ナホトカ号重油流出事故で美浜

町の海岸に大量に漂着した重油。この回収作業後の水晶浜の砂に混じった油の塊をすくい上げ、砂と分離するビーチクリーナーというものを国のほうから導入されまして、当時は活用したんですけれども、故障等でうまくいかないということで廃棄されたと聞いております。

このビーチクリーナーは本当にコンバインを改造したようなすくい上げてふるいにかけて砂と油の塊を分離するというような装置でございました。この夏には、町の除雪用大型ペイを活用しまして、海岸走行しながらごみの回収をしましたがけれども、どうも砂とごみとの分離が悪く、かつ、走行もスムーズに行かないということが判明いたしましたし、当然、これからペイを使うのであれば、改良を加えたり、砂に混入したマイクロプラスチックも回収できるビーチクリーナー。この辺を大学や機械メーカーと共同研究開発できないか検討をお願いしたい。

省力化と自然環境の保全に貢献できると考えますので、この辺の機械の開発。この辺の行政のお考えをお伺いしたいと思います。

土木建築課長  
議 長  
土木建築課長

議長。

土木建築課長。

御質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

町では美しい浜プロジェクトの活動目標といたしまして、海岸清掃活動を実施するだけではなく、清掃活動、省略化のための海岸清掃機械の実証、導入、そして、様々な企業との連携などを掲げてございます。

また、その取組の一つとして、人の力では撤去が困難な大型の木材や漁網、ロープなどを夏場使用していない除雪車のバケット部分を砂浜清掃用に改良しながら撤去する実証試験を行っていくところでございます。

また、砂浜に大量に混在しておりまして、人力では取りきることが困難なマイクロプラスチック等の除去につきましても、協力していただける企業を募集し、連携を進める中で省力化を図る方法などについて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

4 番  
議 長

議長。

梅津議員。

4 番

今の土木建築課長の答弁では、今の行政がお持ちである大型のペイを改造するというふうな御意見ではなかったかなと思いますけれども、今の大型ペイはやっぱり四輪駆動ではあるんですけども、どうも砂の中へ走行中に砂の中に潜り込んで行って走行できないというのがこの8月の水晶浜でちょっと走らせてみたところそういう実態が分かりました。オペレーターもこれでは埋まってしまって動けないということで、掃除もせずにすぐ道の上に上がったんですけども、ということで、やはり走行するのであれば、キャタピラの付いた装甲車でないとなかなか砂浜は走れないというのも分かりましたので、その辺は改良を加えるのであれば、そのような車両の構造とも含めて検討をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

土木建築課長

議長。

議長

土木建築課長。

土木建築課長

先ほど御説明がちょっと足らなかったのかもしれませんが、町の除雪車を改良した部分につきましては、議員のおっしゃるように、砂の質、また、水分を含んでいるか含んでいないか。そういうものによりまして走行が可能、また、走行しづらいという場所によって使い勝手が変わるものでございます。

先ほども申しあげましたけれども、この美しい浜プロジェクトの中には、様々な企業との連携の検討という部分もございます。そういうところがございますので、こういうマイクロプラスチックの除去についても協力していただける企業などを募集いたしまして、これは大学になるかもしれませんが、企業かもしれません。そういうところとの連携を進める中で省力化を図る方法などについても検討を進めてまいりたいというところでございます。

4 番

議長。

議長

梅津議員。

4 番

今のいう美しい浜プロジェクトの中に、いろいろな企業がいるとかいうことも聞きました。開発していくに当たっては、いろいろとメーカーの協力も必要だと思いますが、これをいつまで。検討していきますということでありまして、午前中の答弁にもありましたように、いつまでたってもなかなか実効性につないでいかないということで、どれぐらいの年度で実現できるのかどうか。その辺をちょ

っと御確認しておきたいと思います。

町  
議  
長  
長  
長

議長。

町長。

こういうビーチクリーナーの機械を今から改造について目標を持ってやるべきだということでございますけれども、我々のまずの発想は、冬場に使って夏場を遊休しているそういう機械を有効に使えないかという発想からまず始めております。

ですから、届かない部分については、新たな機械の導入については、これは検証なり、研究なりが必要だと思いますし、既存の機械については、相当な費用もかかると思います。市販されているものについては。そういうものについても国やら県の支援ということもこれから並行して考えながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、いつまでにやるとか、能力がなかったからすぐまた別に切り替えというのではなくて、理解していただきたいのは、あるものを有効に使うという発想からまずスタートしたということで理解をいただきたいなというふうに思います。

4 番  
議  
長

議長。

梅津議員。

4 番 今、町長の答弁は分かりました。

冬場の除雪のペイを有効に使えば、また、今の夏場にもバケットを改造すれば夏場のごみ回収にも利用できるということが分かりましたので、できるだけ早急にバケットの改造等もお願いしたいと思っております。

それに併せて今のまた新しい装置の開発もお願いしていくということをお願いします。

それでは、次に質問を移らせていただきます。

6月29日、千葉県内の路上で飲酒運転のトラックが下校中の小学生の列に突っ込んで5人がはねられ、うち2人が死亡するという痛ましい交通事故が発生した件でございます。

被害にあった児童が通う小学校では、5年前に通学途中の児童がトラックにはねられ4人が重軽傷を負っており、周辺住民からは、また、子供が被害にという声広がった。本事故に対する現場は畑と住宅が混在する地域で、センターラインはなく、大型車だと擦れ

違うのにもゆとりがない。歩道やガードレールもなく、児童たちは路肩を歩いていたと。近くには学童注意等の看板もあったと言われている。

我が町では、この事故の後、町内の通学路類似箇所等、危険箇所の調査を実施したと思うが、調査結果内容と安全向上対策についてお伺いいたします。

教 育 長  
議 長  
教 育 長

議長。

教育長。

先般、千葉県にて下校途中の小学生の列にトラックが突っ込むという本当に痛ましい交通事故の発生を受け、7月2日に美浜町でも地元関係者やPTAの代表の方、そして、学校、その他関係機関等による通学路安全推進会議を開会し、合同にて点検作業を行いました。

こうした合同点検や各小・中学校への聞き取りにより、現時点では類似危険箇所は町内にまず4か所あるということを確認をいたしました。これら確認済みの箇所につきましては、県道については県への要望による歩道工事。歩道の改修工事を既に予定している箇所もございますが、その他の箇所につきましても関係機関や地元関係者の方々と相談の上、場合によりましては、通学路の変更というようなことも含め、さらなる安全対策を講じていきたいと考えております。

また、この9月を目途に各学校から、または地区からさらに情報を取りまとめ、新たな危険箇所についての通学路合同点検を予定しております。

町といたしましても、引き続き道路管理者の方に対し、早期整備の要望を行うなど、児童・生徒の安全を第一に考えて通学路の点検整備を継続してまいりたいと考えております。

4 番  
議 長

議長。

梅津議員。

4 番

PTAとか、関係団体で合同調査をいたしましたということで、今、お聞きすると町内に4か所あったということでもございました。それに合わせて歩道の整備とか、通学路の変更ということも今継続中というふうに理解したいと思います。

ということで、早期にこういうような事例にならないように、ひとつ早急に公安委員会、警察のほうに要望していただきたいと思います。

次は、これに関連しましてもう一点質問があるのですが、美浜東小学校の児童のうち、菅浜区内の児童通学路を2学期からの9月から制圧道路を利用することから、区内の安全確保も含めて通学路の安全対策会議をもとに、PTA、教育委員会事務局、土木建築課の協力を得て、区内、制圧道路横断箇所の危険箇所等を抽出し、路面への一旦停止線の追加、注意喚起掲示板を設置しました。

ところが、保護者のほうがいまだに解消されていない大きな課題がございます。それは、今の制圧道路を渡る横断歩道に信号機がないと。横断歩道には信号機がついていないと原子力関係事業者の車の往来が激しいということで、横断歩道には信号機が未設置なので非常に不安であるということをおっしゃいます。

ということで、県会の先生方も含めて公安委員会に強く設置を要望してきましたけれども、公安委員会のほうは、費用対効果面でどうも実現性がないということをおっしゃいます。

そういうことで、教育委員会のほうからも事故が起きてからでは遅いんやということをもう一度、安全第一で強く県のほうに要望していただきたいと思います。

議長。

教育委員会事務局長。

御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会では、昨年11月に敦賀警察署、福井県公安委員会に対し、当地区の通学路の安全確保を図るため、県道横断に係る信号機設置等の要望を行っております。

それを受けて県では、速度注意の路面標示や交差点注意の看板設置をしておりますが、さらなる安全対策の充実と強化を図るため、注意喚起の掲示板等の設置を重ねて要望をしております。

教育委員会としましても、通学路での児童・生徒の安全を第一に考え、引き続き関係当局に対しまして、信号機設置など安全対策全

教育委員会事務局長  
議長  
教育委員会事務局長

般にわたります要望をしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

4 番 議長。

議長 梅津議員。

4 番 ありがとうございます。

一応、ハード面で地元の我々ができるような対策は土木建築課を含めて何とか対応はできたんですけども、今、一番問題になっているのは、横断歩道の信号機ということでございますので、この辺をぜひともつけていただく方向でお願いできないかということで、何か信号機をつける手だてを考えているのかどうかお聞きいたしたいと思えます。

教育委員会事務局長 議長。

議長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 先般、菅浜区のほうにも寄せていただきまして、いろいろなお話をさせていただいておるところでございますが、いろいろ条件等が県は県なりにあるみたいでございます。それをクリアできるかどうか。また、そちらのほうは学校、校長先生もはじめ、菅浜区とも話し合いをもちながら、また今後も粘り強く対応していきたいなというふうに考えております。

4 番 議長。

議長 梅津議員。

4 番 今、粘り強く要望のほどよろしく願いしたいと思えます。

以上で私の一般質問はこれで全て終わりました。どうもありがとうございました。

議長 以上で、梅津隆久議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日は予備日で、9月6日月曜日は午前10時から、予算決算常任委員会が開催されますので、皆さんよろしく願いいたします。

本日はこれにて解散いたします。

お疲れさまでした。

(散会宣言 午後3:26)

令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和3年9月17日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和3年9月17日 午前10時23分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	仲 嶋 正一	8番	松 下 照幸
	2番	高 橋 修	9番	崎 元 良栄
	3番	寺 田 順一	10番	山 口 和治
	4番	梅 津 隆久	11番	藤 本 悟
	5番	河 本 猛	12番	兵 庫 賢一
	6番	辻 井 雅之	13番	北 村 晋
	7番	川 畑 忠之	14番	竹 仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 川崎 宏和			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸 嶋 秀樹	健康福祉課長	浜 野 有美
	副 町 長	西 村 正樹	子ども・子育て サポートセンター所長	山 本 英子
	教 育 長	森 本 克行	観光戦略課長	早 見 明哲
	総務課長	伊 藤 善幸	産業振興課長	今 安 宏行
	まちづくり推進課長	丸 木 大助	土木建築課長	野 村 治和
	エネルギー政策課長	片 山 真一郎	上下水道課長	浜 野 利彦
	会計管理者兼 税務課長	瀬 戸 睦	教育委員会事務局長	瀬 戸 慎一
	住民環境課長	山 口 れい子		

## 令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第3日)

### 町長提出議案 の 題 目

#### [議案]

- 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定について
- 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第3号)
- 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

## 令和3年第5回美浜町議会定例会会議録(第3日)

	○ 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定について		
	○ 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第4号)		
議員提出議案 の 題 目	○ 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について		
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。		
	6番	辻井 雅之 議員	9番

## 令和3年第5回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和3年9月17日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 3 議案第 56号 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 4 議案第 57号 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 5 議案第 58号 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 6 議案第 59号 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 7 議案第 60号 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 8 議案第 61号 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 9 議案第 62号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 10 議案第 63号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 11 議案第 64号 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 12 議案第 65号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 13 議案第 66号 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 14 議案第 67号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)
- 日程第 15 議案第 68号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
(討論・採決)

- 日程第 16 議案第 69 号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(討論・採決)
- 日程第 17 議案第 70 号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算  
(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第 18 議案第 71 号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第 19 議案第 72 号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(討論・採決)
- 日程第 20 議案第 73 号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(討論・採決)
- 日程第 21 議案第 74 号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(討論・採決)
- 日程第 22 議案第 75 号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について  
(討論・採決)
- 日程第 23 議案第 76 号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定について  
(討論・採決)
- 日程第 24 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について  
(討論・採決)
- 日程第 25 議案第 77 号 令和3年度美浜町一般会計補正予算 (第4号)  
(質疑・討論・採決)
- 日程第 26 議員派遣について

## 令和3年第5回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和3年9月17日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

追加日程第 1 発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

(提出者の説明、質疑、討論、採決)

議長

本日は、全員出席されております。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:08)

議長

ただいまより、令和3年第5回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

6番 辻井雅之君

9番 崎元良栄君

の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてまでを一括して議題といたします。

去る9月1日、各常任委員会に審査を付託いたしました議案及び陳情の審査結果報告を各常任委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長

議長。

高橋予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長

ただいまから予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年9月6日及び7日の午前10時から美浜町議会全員協議会室において、委員13名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、9月1日に本委員会に付託されました議案18件の審査を行いました。当日は説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について。

総務課長より、令和2年度美浜町歳入歳出決算書及び令和2年度一般会計決算の概要（町の財政状況）の説明を受けた後、質疑に入りました。

令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算書及び決算の概要についてでございます。

質疑：昨年度は、コロナ対策や緊急経済対策のため商品券を発行する等の事業を実施したが、積立金の状況を見ると、財政調整基金を取り崩さずに実施することができたと判断すればよいのか。

回答：いろいろな経済対策を打ち出し、財政調整基金の取崩しという話もあったが、国から令和2年度のコロナ対策の臨時交付金として総額約2億3,000万円の交付を受けたことにより、財政調整基金を取り崩さずに実行することができた。

質疑：財政調整基金は平成30年から11億6,000万円程度を維持しているが、これは災害などの緊急事態の対応等に使用する基金だと思うが、将来の各種の緊急事態に備えて、取り崩さずに維持していくということなのか。

回答：財政調整基金の目的は、災害等の対応で一時的な歳入不足があった場合に取崩すことになっている。

質疑：昨年度は、コロナ禍の緊急事態宣言下であっても、財政調整基金を取り崩すことなく国からの臨時交付金等を充当して運用することができたが、この基金の性質については、将来的に新たに発生する緊急事態に備えて、できるだけ取崩さずに、しっかり維持していくという考えなのか。

回答：財政調整基金は、確かに緊急事態に備える目的で積立てをしている。昨年度の予算段階では国の交付金を充てておらず、この基金を取り崩して対応したいと考えていたが、国からの交付金を受け取ることができ、それを充当して元に戻したという経緯があり、大事に残しておこうという思いは持っていない。状況に応じて、議会に相談しながら、こ

の基金の活用について、しっかりとイメージを描き、議論していきたいと思っている。

質疑：給食費未納に対する対応と未納原因についてお聞きしたい。

回答：令和2年度においては、52万9,270円の未収となっている。5人の方が対象で、分割納付等に同意いただいております。再度お願いに伺うと、「ちょっと今家計が苦しいので」というようなこともあり、未納となっている。これからも継続的に個別に対応し、完納に努めてまいります。

質疑：高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金事業基金とあるが、これはきいばすの関係の基金で、当初から10年間程度はこの基金の充当で運営、維持管理ができると聞いていたが、昨年度の取崩しが4,800万円あり、残高は令和元年度で約4億3,200万円となっている。これらの金額は当初の計画どおりとなっていて、今後の維持管理費は賄っていただけるのかについてお聞きしたい。

回答：今回の4,800万円の基金取崩しは、きいばすの人件費と運営事業に充てており、計画どおりに運用している。

次に、令和2年度主要施策説明書についてでございます。

総務費。

質疑：庁舎ウェブ会議ネットワーク整備事業344万円は、無線LANの環境を構築し、ウェブ会議用のタブレットを3台購入したとあるが、会議用のタブレットの運用について説明願いたい。

回答：庁舎内の無線LAN環境の整備については、令和2年度では6か所の無線LANができる場所を整えたもので、その部屋でのウェブ会議等の使用については、総務課でタブレットを貸し出し、それを使用して、例えば県庁などとのウェブ会議やウェブ講演会などに参加する形で活用している。

質疑：こるば来訪者の実績が令和元年度では約1万3,000人強、2年度で約3万人ということであるが、営業日数を年間約300日と想定すると、2年度では1日平均100人ほどの来訪者になるが、その内訳の詳細を説明願いたい。

回答：令和元年度に施設に来られた方は1万3,864人で、内

訳としては、レストランや直売所など、実際に利用された方は8,658人である。令和2年度においては、施設全体で2万9,843人の方に来ていただいたが、レストランや直売所を利用された方は1万7,503人という実績である。

質疑：広報事業643万円のうち、広報強化業務委託料として73万円とあるが、現在、行政・議会ともに情報発信力が求められており、その広報強化業務委託というのは、どのようなことを実施したのか。

回答：これからは情報発信が大事だということで、職員研修として、新聞記者等を招き、正確な情報を伝えるために注意すべき事項や、メディアからの視点、あるいは地域側の発信リレー等を含めて、ウェブ会議あるいは講演会を開催した経費である。

質疑：行政ホームページ更新事業1,300万円で、ホームページをリニューアルして非常に見やすくなっているが、1,300万円というのは一般的な相場よりも高いと感じられるが、どのような事業者へ委託し、何に経費がかかったのか説明願いたい。

回答：システム構築費ということで800万円程度かかっており、その管理費ということで100万円ほどかかっていることから、このような金額になるということである。また、事業者は福泉株式会社という会社である。

質疑：このシステムを導入した後、ホームページの利用に当たり、住民からの意見や行政側からの使い勝手等の意見はないのか。

回答：旧システムでは、検索システムが分かりにくい、思ったところにたどり着かないという意見等があり、その辺りをいろいろな工夫をさせていただき、現在のところ、町民の方々からは使いにくい等の声は聞いていない。また、各課においてもワード感覚で入力することもできるので、その辺りも便利になっていると認識している。

質疑：集落づくりサポート事業の267万円は、講演会などを実

施したということで、集落元気プラン作成の支援に3集落、集落元気プランに基づく活動の支援に7集落と書いてあるが、実際に元気プラン事業を実施し、既に実績が生まれた集落はあるのか。

回答：昨年度末で元気プランは15の集落で作成いただき、そのプラン作成のために3集落を支援している。また、具体的に活動をしていただいた集落が7集落あり、実績は出てきていると考えている。

質疑：美浜ふるさと納税推進事業で寄附額が約1億8,000万円も集まったということだが、楽天のような会社を入れると寄附額もさらに増える可能性があると思うが、導入する考えはないのか。

回答：現在、さとふる、楽天でも実施している。また、ふるさとチョイスというのがあり、今後、ふるさとチョイスを取り込み、流れをつくりたいと考えている。現状のランキングでは、楽天、ふるさとチョイス、さとふるという順番になっていると考える。

質疑：広報・調査等交付金事業1,180万円の中で、各地区に設置されている原子力掲示板の修繕を実施しているが、進捗状況はどうか。

回答：原子力広報掲示板は町内に35か所あり、修繕実績として、令和元年度に10か所、令和2年度に10か所実施している。今年度も10か所を予定していたが、コロナ禍で調査事業を実施できない場合は、その財源を活用して、残り5か所を実施できないかと考えている。

質疑：千鳥苑前の原子力関係の電光掲示板が現在稼働していないが、今後、この掲示板はどのように活用していくのか。

回答：パネル等の老朽化で使用できない状況となっており、修繕にかなりの金額が必要である。道路整備により交通量も減少していることから、撤去も含めて検討中である。

質疑：健康楽膳拠点施設運営事業のこるばであるが、メニューも増え、テレビ等でも取り上げられるなど、コロナ禍でも利用客を維持しているが、指定管理者の運営状況を四半期決

算ごとに厳しくチェックしていく体制を継続していると思うが、事業経営の健全性は保たれているのか。

回答：こるぱの経営状況は、四半期ごとに委員会を設けて分析している。税理士からは、現時点では特に問題があるという指摘は受けていない。

民生費。

質疑：身体障害者更生医療給付事業は、腎臓等の機能障害の方への医療費給付であるが、人工透析は敦賀、小浜まで行かなくてはならないということで、医療費だけではなく、そこまでの通院費用の負担が大きいと思うが、交通費の支援というのはあるのか。

回答：人工透析をされる方には、医療費の助成はあるが、通院途中の手当はなく、交通費の助成として身体障害者としてのタクシー利用の助成がある。80歳以上の独り暮らしの方についても助成があるが、人工透析をされる方には独り暮らしの方よりも多くタクシー割引券を発行している。

衛生費。

質疑：楽膳の里運動推進事業472万円であるが、受講登録者140人でセミナーなどを実施しているが、実施数が11回に対し、延べ参加者数が235人というのは少ないように感じるが、どうか。また、この事業は、活動によるしかりとした運動習慣などの確立といった実績は上がっているのか。

回答：げんげん歩楽寿の運動部門の強化を目的として実施しているもので、コロナの関係でセミナーが思うように開催できなかったことにより、この参加者数となっている。

ただ、活動量計の平均歩数については、参加者全体で増加しており、それぞれ個人的に運動を進めているという結果が出ている。今年度については、仲間と楽しく継続できるように、各公民館単位でミニハートフルウォークを開催する計画をしている。

質疑：町の健康診断で血液の数値が分かるので、人工透析等の要否も分かると思うが、結果の通知に併せて食事療法等を管

理栄養士が個別指導するといった対応はできないのか。

回答：特定保健指導という仕組みがあり、生活習慣病等の発症リスクが高い方については、個別に保健師や管理栄養士等が自宅へ訪問し、指導させてもらっている。

質疑：今後、団塊の世代が高齢化し、レイクヒルズ美方病院へ行く場合に交通手段が課題となり、行きたくても行けない状況も出てくることになる。その結果、やむを得ず敦賀の医療機関へ流れることにもなり、病院経営にも悪影響が出る。レイクヒルズ美方病院への交通手段の確保が重要と言ってきたが、どう考えているのか。

回答：現在、コミュニティバスがあるが、その利用のみでは解決できないと考えている。今後、デマンドタクシー等の導入を含めて対応を検討していきたい。

労働費。

質疑はありませんでした。

農林水産業費。

質疑：緑のふるさと協力隊受入事業であるが、この事業は3年ほど実施しており、この事業を通じて、若者の定住化に関する展望や地域活性化に関する経験が蓄積できたと思うが、その経験が受入事業に反映されているのか。

回答：令和2年度については、青森県から来られて、農業や畜産、福祉活動等に参加していただいた。地域貢献という部分では一定の成果はあったと思うが、そこからさらに美浜に定住したいというまでには至らなかった。事業的には地域貢献という意義はあるが、町としては定住していただくことを主眼に考えていることにより、この事業は3年間で終わらせていただいた。来ていただいた方が将来の出口をしっかりと描けるような環境づくりを町として十分できなかったことを反省しており、今後はできるだけ定住につながる方法でしっかりサポートしていきたい。

質疑：農業エネルギー利用計画策定事業の763万円は基本計画の策定に使用しているが、その調査でどのような農業エネルギーの利用の可能性が明らかになったのか。

回答：調査内容としては、保温性の向上、暖房効率の向上、自然エネルギーの利用、代替燃料利用、省エネ装置利用、栽培方法改善、燃料暖房機の利用、自然エネルギーの利用といった部分で検討を進めていただいた。

結果としては、バイオマス燃料と石油や化学燃料とのハイブリッド利用については可能性が残されるということであったが、それぞれに課題があり、施設規模が見えてきた段階で、さらに検討を行う必要があるという結果であった。

質疑：小さな農業チャレンジ応援事業の310万円であるが、狙いとしては、新たな園芸品目の導入や女性農業者の感性豊かなアイデアの実現とあり、実施内容にパイプハウス2棟ということであるが、このパイプハウス2棟というのはどこに整備されたのか。

回答：野口と興道寺地区に各1棟ずつで、規模的には間口6メートルの30メートルと20メートルという大きさになっている。その中で新しく果樹等に取り組みたいという意向である。

質疑：農業エネルギーに関連する件であるが、新庄地区の政策提案の1つに、2030年の脱炭素への貢献と、今後どんどん増えていく状況にある荒廃田の活用策として、何町分もある大日、大谷原で低コストでのソーラー発電事業を企画しているが、農地の利用に関する規制緩和や農業エネルギー政策という国の新たな組織の設置等を農水省に働きかけるべきだと思うが、町行政の考えをお聞きしたい。

回答：施設の設置場所をある程度特定していただき、現状を見て、そこを農用地として守っていく必要がないことの見極めが前提になっていくと思う。農振農用地であっても、今後活用することがないということで、その農振指定を外すことができれば、御提案の施設を建設することは可能と思う。

商工費。

質疑はありませんでした。

土木費。

質疑：町道佐柿・郷市線道路改良事業で、建物補償費322万円

は民家1軒分だと思うが、この建物補償工事費の全額と理解すればよいのか。

回答：耳川橋建設工事に伴い、近隣1軒の住宅に損傷を与えたことによるものであり、その損傷部分の補修費用を全額補償したものである。

質疑：現在、町営住宅に居住している人が高齢となり、3階の人が体調を悪くして1階へ移りたいというケースが出てきた場合の対応を何か考えているのか。

回答：町営住宅にはエレベーターがないので、高齢化すると3階まで行くのは大変だと思う。足が弱くなると下の階に移りたいという希望も多く聞いている。1階の部屋が空き次第、入居済みで移動を希望する方を含めて改めて応募していただき、仮に1つの部屋に何件もの応募があった場合には、地元の区長を含めた選考委員会の中で、どの方が一番妥当かを判断させていただこうと考えている。

質疑：美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業で、道の駅と駅前広場関係の用地取得はこの決算で終わりになるのか。それとも、本年度まで用地取得の計画があるのか。

回答：道の駅と駅前広場に関しての用地取得は、この令和2年度で終了している。

消防費。

質疑：洪水ハザードマップを作成し、このマップは区長会でも説明したと聞いているが、町民への配布はいつ頃を予定しているのか。

回答：現在も町民の皆さんの手元に届いていないのは非常に申し訳ないが、単に届けるだけではなく、内容を町民の皆さんに説明し、平常時にこういう準備が何より大切だということをお伝えした上でお渡ししたいという思いがあり、遅れている。今後、MMネットの説明が始まるので、それに合わせて各地区へ説明に回らせていただく予定である。

質疑：避難所防災備品購入事業820万円であるが、内容を詳しく説明していただきたい。

回答：避難所における新型コロナウイルス感染防止対策として、

1人4平方メートル以上の避難エリアを確保するためのワンタッチパーティションと着脱可能なパーティション用屋根、その中で横になるためのエアマットを購入した。あわせて、冷房設備がない施設用にスポットクーラーと換気対策のためのスタンド扇風機を新たに購入し、活用できるように整備した。

教育費。

質疑：GIGAスクール整備事業で、学習タブレットが児童・生徒全員に各1台割り当てられているが、これは各自の自宅に持ち帰りができるのか。

回答：タブレットについては、現在のところ、学校での使用に限定している。今後は自宅での学習等もできるように、Wi-Fi等家庭環境の整備も必要であると考えている。

質疑：福井県立艇庫維持管理事業であるが、美浜町が県から指定管理を受けて実施しているが、その費用は美浜町の一般財源で負担している。県から何らかの補助があるべきと思うが、そうっていないのはなぜか。

回答：県立艇庫が整備された当初は県で直接管理をしていただいていた。そのため、当時は使用時間や運用の面で制約がたくさんあり、例えば町民レガッタ等での活用についても非常に使いにくい施設であった。それを県と協議し、美浜町で指定管理を受ける話が整う条件として、管理に係る経費については美浜町で負担することになり、一般財源を充当している。また、これまで、国体、インターハイ等の誘致に係ること等についても、県と町が連携をしながら取り組んでいることも多くあり、そのような一連の背景の中で県立艇庫を活用させていただいていることで御理解をいただきたい。

公債費。

質疑はありませんでした。

定額資金運用状況。

質疑はありませんでした。

歳入。

質疑はありませんでした。

議案第56号 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：決算としては黒字だが、患者数や診療収入が漸減しており、利用者が遠ざかっているような状況は改善すべきだと思う。町民にとって利用しやすい診療所であることが重要だが、利用者が診療所に行きたいという雰囲気や、利用者の使い勝手等に問題はないのか。

回答：患者数は年々減少しており、特に昨年度については、コロナの影響で大幅に減少している。診療所としても、職員の育成等に力を入れ、皆さんに来ていただける地元町内の医療機関として信頼できる体制を整えていきたい。

質疑：美浜町の1人当たりの医療費は県下で一番高くなっており、原因は何かという調査が必要と思うが、診療している年齢層はどうか。

回答：昨年度はコロナ禍ということもあり全体的に減少してはいるが、診療収入全体での後期高齢の方が占める割合は、丹生診療所で約48.5%、東部診療所では約46.1%であり、年齢の高い方がかかりつけ医として利用されていると思われる。

議案第57号 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：美浜町の1人当たりの医療費が依然として高いと言われてはいるが、要因は何か。

回答：令和元年度の情報が最新であるが、美浜町の1人当たりの医療費は52万4,775円で、前年度と比較して8.14%増加しており、ここ数年、県内で一番医療費が高いという状況である。

医療費が高い要因の主なものとしては、被保険者数が少ないこと、前期高齢者が多いという年齢構成といった構造的な要因や、病院に行かれる回数が多く、多剤を服用されて

いることである。

質疑：美浜の医療費について、例えば疾患別など、医療に対してどのように費用がかかっているかの資料を示していただきたい。その上で努力目標を示すべきだと思うが、どうか。

回答：今後、資料をしっかりと整理して提示したいと思う。

議案第58号 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第59号 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：最近、老人介護等の民間事業者が増えている。近隣市町にあるものを含めて、美浜町に関係するこうした施設や会社はどのくらいあるのか。

回答：美浜町内には、居宅介護支援事業所は、湖岳の郷と社協の2か所。小規模多機能型居宅介護は、弥右エ門さん家、吉右エ門さん家、でんでんむしの家の3か所。地域包括支援センターは、役場内に1か所。短期入所生活介護は、湖岳の郷、やはず苑の2か所。地域密着型通所介護も湖岳の郷、やはず苑の2か所。地域密着型老人福祉施設は、やはず苑1か所。通所介護は、ほほえみ、ダブルアールの2か所。グループホームは、グループホーム湖岳の郷1か所。介護老人福祉施設は、湖岳の郷1か所。訪問介護は、社協1か所。訪問看護は、すまいる、えんという事業所の2か所。合計で町内18事業所となる。ちなみに、敦賀市は、このようなサービスをしている事業所が126事業所、若狭町においては49事業所である。

議案第60号 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：上水道に切り替えるために管路も着々と整備されているが、配管の耐震化工事の進捗状況はどの程度か。

回答：令和3年3月末で、上水道施設では耐震化率51.69%、簡易水道施設では50.37%で、合計で51.21%となっている。

議案第61号 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：浄化槽設置工事費300万円であるが、この浄化槽とは、下水道管につなぐことができない場所に設置するものなのか。

回答：下水道の処理区域内にありながら、本管の引込みが高額でできないところに対して、浄化槽の設置を町のほうでさせていただいている。

議案第62号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第63号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

産業振興課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：産業団地の道路用地にブロックで区画工事を実施したと思うが、その費用はこの決算に含まれているのか。

回答：ブロックの施工については、令和2年度の産業団地整備事業の中で一緒に施工させていただいている。

議案第64号 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

土木建築課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第65号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

土木建築課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第66号 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定について。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第67号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）。

総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：乗ろうよ！小浜線利用促進事業とあるが、この企画は一般観光客にのみ料金の3分の2を補助するというが、美浜町民にもこのような事業を実施するとよいと思うが、どうか。例えば、美浜町民がイチゴ園を利用する場合、大人が3,000円で、子供が1,500円、一般観光客であれば3分の2が補助されるので、大人が1,000円、子供が500円になる。美浜町民にもイチゴ園を利用してほしいと思うので、町内の子供たちだけでも補助企画をするべきと考えるが、どうか。

回答：この事業に関しては、観光農園（イチゴ園）の利用料金を予定する価格に維持した中で、小浜線の利用促進を図る目的もある。観光農園（イチゴ園）の利用料金については、現在、予定価格の中で一番高い3,000円に設定しているが、これから運用していく中で、町民に還元できる施策を検討していく必要があると考えている。

質疑：小浜線利用促進のためのクーポン券を配布しても、果たして観光農園を利用しようと思う人が本当に小浜線を利用して来るのか相当疑問である。

例えば、今、おおい町等で実施しているイチゴ園に、小浜線を利用しておおい町までイチゴ狩りに行こうとは思わない。マイカーで行くと思われ、この企画は実現性がないように思う。真剣に検討して事業化に向けて予算計上したのか、見解をおききしたい。

回答：今回のJR小浜線の関係については、二本立てで事業組みをしている。1つは、美浜町民が小浜線沿線の自治体に出かけていき、駅周辺の観光等をしていただくきっかけづくりと、この機会を通じて小浜線の状況を理解していただきたいというものである。もう一つは観光農園についてであるが、美浜町に来ていただいたときに、駅周辺にあり、オ

オープン時期とも重なることから、これをチャンスと捉えて、小浜線の利用促進を図るものである。

議案第68号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第69号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑：地域包括支援センターは、いろいろな活動をして頑張っている。げんげん歩楽寿運動をしながら体操を指導し、健康を維持することを伝えながら、介護サービス向上に努めている。しかし、例えば、MMネットで放映されているへしこドンパ体操を見ても、誰も実践しないと思うので、もっと簡単にできる健康体操はないのか検討が必要であると思う。いろいろと事業は実施するが、継続してやっていく方策が進んでいないように思う。高齢者であっても誰もができる体操や、いつでも簡単にできるものを真剣になって考えていったほうがよい。このようなことを課長だけが考えるのではなく、町長以下、職員全体が一体となって考え、今後の老人福祉に関する方針をつくっていくべきと思うが、意見を伺いたい。

回答：町では、いろいろな運動や体を動かす活動を進めている。

へしこドンパ体操は作製してから年数も経過しており、3分ほどの長い体操となっているが、作製した当時は、高齢者の転倒予防、認知症予防、姿勢の改善などを目的に、インストラクターの指導の下に作製した。また、げんげん運動に野菜摂取と運動を加えたげんげん歩楽寿を実施しており、日常生活の中で取り入れやすい運動として、ウォーキング、ラジオ体操、筋力アップの推進強化を図っている。秋には公民館とコラボして、ミニハートフルウォークを開催する予定をしている。

また、健康づくり推進協議会のワーキング部会の中に運動

班というものがあり、日常的に簡単にできる運動の普及に努めており、いただいた御意見をこの部会にも伝え、検討したいと考える。

議案第70号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第71号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第72号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第1号）。

産業振興課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採択を行いました結果を報告いたします。

1、議案第55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数をもって認定することに決しました。

2、議案第56号 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

3、議案第57号 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

4、議案第58号 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

5、議案第59号 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

6、議案第60号 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決し

ました。

7、議案第61号 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

8、議案第62号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

9、議案第63号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数をもって認定することに決しました。

10、議案第64号 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

11、議案第65号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数をもって認定することに決しました。

12、議案第66号 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

13、議案第67号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

14、議案第68号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

15、議案第69号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

16、議案第70号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

17、議案第71号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

18、議案第72号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、7日の午後3時15分、本委員会を閉会しました。

これをもって予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

ただいま予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長

議長。

議長

梅津総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長

ただいまから総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年9月8日午前10時から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席の下に本委員会を開催し、9月1日に本委員会に付託されました議案3件と陳情1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長、教育委員会事務局長の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る9月1日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

1、議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑：個人町民税の非課税の範囲等の見直しで、個人町民税の均等割の税率軽減及び所得割の非課税限度等について、その基準判定に用いる扶養家族の範囲を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するということが書かれているが、内容は詳しくなっただけで、前の条例の定義と同じではないのか。

回答：控除対象扶養親族の定義が所得税法の改正により変わった。例えば外国から移住された方など国外の親族を扶養していると、確定申告、年末調整の申告を行うと国外居住者

の所得等は未確認のまま控除することができたが、所得税法の中で国外居住者については、30歳以上70歳未満の者を原則除くと規定された。

質疑：セルフメディケーション税制（特定医療品等購入額の所得控除制度）の見直しで、適用期限を5年延長して令和9年までにするとあるが、特定一般医療品等の購入に当たり、医療控除が受けられる薬品は購入できるスイッチOCT医薬品に転用された医薬品のことであり、それは購入する際に識別できるようになっているのか。

回答：ドラッグストアで購入すると、識別するためにレシートに星印など表記されている。現在、厚生労働省のホームページで対象の薬品が紹介され、約2,480種の薬が示されている。このセルフメディケーションの医療費控除と比較していただいて、どちらかを受けていただくということになる。

質疑：固定資産税関係で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規設備投資を行う中小事業者を支援するための特別措置に係る先端設備等導入制度関係規制が生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法に移管されたことなどによる見直しを行うということで、町では中小企業等経営強化法の引用を加えるだけのことか。

回答：そのとおりで、今までの法令が今年6月に廃止となったので、移管先の中小企業等経営強化法のほうで対応させていただくことになる。

2、議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑：条例要綱の部分に書かれている個人番号カードというのはマイナンバーカードのことか。

回答：そのとおりで、マイナンバーカードのことである。

質疑：法律の中で地方公共団体情報システム機構という法人が再発行などの手数料を徴収するようになり、町が根拠とする手数料徴収に関する条例の部分が必要になったので、不要の部分を削除するということか。

回答：これからは地方公共団体情報システム機構（J-R I S）が再発行等の手数料を徴収するように法律で明確化されたため、手数料条例を削除させていただく。

質疑：個人番号カードの有効期限は5年となっているが、更新の際にはこの手数料は要するのか。

回答、更新の場合の手数料はかからない。

3、議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関わる条例を廃止する条例の制定について。

質疑：建物は解体せずに物置、倉庫として残す説明があったが、設置及び管理に関する条例を廃止したら、管理責任の所在はどうなるのか。

回答：町の教育委員会が所管し、倉庫として管理していく。

質疑：この体育センターを利用する団体が幾つかあり、これらの団体には、教育委員会の方から、こういう理由で使えなくなると丁寧に説明を行ったのか。

回答：使用していた3団体については、担当から連絡させていただき、1団体については代替場所が決まったが、2団体は今後の話し合いで詰めることになる。

質疑：中学校の施設が空いているという話もあるが、そこを利用できないものか。

回答：学校の施設利用は校長の判断等も必要となるので、今後は学校も含めて団体長に説明をさせていただく。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

1、議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

2、議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

3、議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、陳情について協議を行いました。

陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について。

議会事務局長から陳情の説明を受けた後、審査に入りました。

意見：陳情の内容は、地方自治体の財政確保を国に対してもっと手厚くする要請であるので、提出すべきである。

意見：市町村合併の算定特例の終了への対応とあるが、美浜町は未合併のため対象外である。この部分を削除すれば、全体的に提出することに賛成である。

以上の審査を終え、委員会採決を行った結果、陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択については、全員賛成をもって採択することに決しました。

この陳情第1号は、議会最終日の本会議において採択された場合は、委員長を提出者として発委することに決しました。

なお、意見書の提出に当たっては、「市町村合併の算定特例の終了への対応」という字句を削除することとしました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時50分、本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員長

議長。

議長

川畑産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長

ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年9月8日午後1時30分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席の下に本委員会を開催し、9月1日に本委員会に付託されました議案1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、産業振興課長、同参事、課長補佐及び担当者の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る9月1日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

1、議案第76号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理の指定について。

質疑：農業人材育成拠点施設の指定管理業務に要する経費は、「管理運営業務から得られる収入及び施設の利用料金収入によって賄うものとする」とあるが、施設の電球の取替えのような修繕・補修が必要になった場合はどうなるのか。

回答：管理運営費の中で賄うものと考えている。

質疑：管理運営に関しては、行政からの支援金は出ないと考えてよいのか。

回答：現在、指定管理料の支払いは考えていない。

質疑：株式会社みはまアグリチームの住所にある建物は何か。

回答：日向にあるファンファンクションの加工場が住所になっている。

質疑：代表取締役は美浜町在住の方なのか。

回答：住所地は埼玉で、ファンファンクションの会社役員である。

質疑：指定管理者の公募は1社だけか。

回答：幾つか問合せがあったが、指定管理の公募に関して出てきた業者は1社である。

質疑：株式会社みはまアグリチームと書いてある資料にはいろいろな会社の代表取締役の名前が記載されているが、この人たちは社員になるのか。

回答：社員という位置づけではなく、その会社と委託契約を結び、アドバイザーリングをやっていく立場の方々である。

質疑：農業人材育成拠点施設に対して責任を持ってやる人は誰なのか。

回答：現在、農場長と副農場長は研修生と一緒に活動を開始している。

質疑：農場長と副農場長は株式会社みはまアグリチームの社員という立場なのか。

回答：農場長と副農場長は会社の社員と聞いている。

質疑：指定管理の業務があるからつくったような会社と受け止めているが、これまでの経営の実態、売上げ、従業員の数

を詳しく聞きたい。

回答：昨年、プロポーザル方式で包括的に委託する業者を選定する際に公募をかけている。その公募に基づいて、今からつくる会社についても実績のある方を中に入れて構成するという条件つきで会社を設立し、町の公募に臨んだという経緯がある。

質疑：提出された新しい資料を見ると、農場長と副農場長は後に取締役になるということだが、この2人は県内在住の方なのか。

回答：農場長は埼玉出身で、株式会社ヒロファームでイチゴを作られていた方であり、現在敦賀市に住んでいる。副農場長は埼玉出身で、農業系の大学を卒業し、ファンファンクションで仕事をしてきた方であり、現在美浜町に住んでいる。

質疑：条例には「農業の担い手の育成及び確保をする」ということで、人材育成の施設をつくって、県外の方が美浜に定住して農業を行い、農業を活性化させようという狙いがあると思う。農場長と副農場長は美浜で仕事をしているが、ほかの方はまだ美浜の地に密着している方ではない。本当に当初の目的である農業の担い手の育成及び確保や地元とのつながりはできるのか。

回答：現在、アドバイザーで働いている方は何度も美浜に来ている。株式会社みはまアグリチームが地域に密着することで、美浜の農業に貢献してくれると思う。

また、現在、2人の研修生が美浜町に住所を置いており、来年も2人の研修生を受け入れる予定である。

町としても、農業経営をできる若者が育ってほしいという思いがあり、就農していける環境をしっかりとつくりたい。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

1、議案第76号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後3時41分、本委員会を閉会いたしました。

議長

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。  
産業厚生常任委員長の報告は終わりました。  
ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、産業厚生常任委員長の報告を終わります。  
以上で、各常任委員長報告を終結いたします。  
これより討論を行います。  
議案第55号について、討論はございませんか。

5番

議長。

議長

河本議員。

5番

5番、河本。

日本共産党の河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

令和2年度の一般会計歳入決算額は、113億6,774万8,000円、歳出決算額は106億4,518万5,000円で、歳入歳出の差引額は7億2,256万3,000円の黒字であります。この1年間で黒字をどれだけ増やしたのかを見る単年度収支は、前年度と比べ466万5,000円増の6,442万9,000円となっています。

今決算では、積立金はゼロとなっており、実質単年度収支は前年度と比べ1,696万5,000円増の7,672万9,000円であります。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字はなく、実質公債費比率も8.8%と、早期健全化基準の25%を大きく下回るものでした。

標準財政規模に対する一般会計などが、将来負担すべき実質的な負債の割合を示す将来負担比率は、前年度と比べ17.6%上昇し92%となり、今後の比率に注視する必要があるものの、健全性は保たれていると言えます。

これらの決算額や財政指標の状況を見ますと、財政に関しては健全に運営されていると評価することができます。

しかし、個別事業については、令和2年度当初予算で道の駅の施

設整備、三方五湖ゾーンの電池推進船の事業を中止し、町民の支援強化に財政資金を投入すべきであると考えることから、予算案に反対しています。

また、補正予算では、美浜町スマート・コンパクトシティ魅力創造拠点化事業、電池推進船開発コンサルティング業務委託料、三方五湖ゾーン整備事業、エネルギー環境教育体験館運営事業などについても、不要不急の箱物であるとして反対しています。

また、突然、未収用地の存在が明らかとなった産業団地の未収用地境界ブロック設置工事に反対し、道路取得事業についても、道の駅の施設整備事業の用地取得などに予算が計上されていたことから、予算案に反対しています。

そもそも予算の執行を認めていない事業が多くあるので、本決算についても関連する議案第63号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計、議案第65号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計の決算についても認めることができません。

以上、3議案に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかにも討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第55号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第56号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第56号 令和2年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第57号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第57号 令和2年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第58号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第58号 令和2年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第59号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第59号 令和2年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第60号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第60号 令和2年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第61号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第61号 令和2年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第62号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第62号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第63号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、議案第63号 令和2年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第64号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第64号 令和2年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第65号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、議案第65号 令和2年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第66号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第66号 令和2年度美浜町上水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第67号について、討論はございませんか。

5 番

議長。

議 長

河本議員。

5 番

5番、河本。

日本共産党の河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第67号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第3号)に対し、反対する立場から討論を行います。

令和3年度美浜町一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出それぞれ6億4,398万1,000円を追加し、総額を101億8,671万5,000円とするものです。

中でも、民生費の地域支え合い体制づくり事業や農林水産業費の猿バスター活動支援事業など、必要性を認める事業はあります。しかし、利用者の減少のために減便が決まったJR小浜線の利用を促進するため、町民には小浜線の沿線駅周辺の見どころ資料の配布や駅からの散策ルートの紹介と併せて、JR小浜線往復切符交換券とコミュニティバスの乗車券をセットにしたクーポン券を配布し、町

外の J R 小浜線利用者には、美浜駅前に開業する観光農園の利用希望者が J R 小浜線に乗って美浜駅まで来た場合、観光農園の割引クーポン券を配布するという、乗ろうよ小浜線利用促進事業の 2 0 4 万 8 , 0 0 0 円については、J R 小浜線を利用したくなるような期待感や魅力は感じられず、利用者にとって使い勝手の悪いクーポン券を配布したところで、J R 小浜線の利用促進にはつながりません。実態は駅前に開業する観光農園の集客が目的の行政視点の事業であり、利用者目線に立っているとは思えない事業であります。

また、道の駅から役場までの間に、休憩場所を兼ねた公園を整備するというポケットパーク整備事業については、道の駅から役場まで子供でも楽に歩ける短い距離に、休憩場所を兼ねた公園が必要とは思えません。道の駅と役場の施設に、利用者が休憩し、くつろげる機能を充実させれば十分であり、ポケットパークの整備は不要であると考えることから、本議案を認めることはできません。

以上、反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議案第 6 7 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第 6 7 号 令和 3 年度美浜町一般会計補正予算 (第 3 号) は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 6 8 号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 8 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、議案第68号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第69号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、議案第69号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、議案第70号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号について、討論はございませんか。

（なしの声あり）

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、議案第71号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第72号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号について、討論はございませんか。

5番

議長。

議長

河本議員。

5番

5番、河本。

日本共産党の河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第76号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

指定管理者の株式会社みはまアグリチームは、日向地区にある株式会社ファンファンクションの熟成魚の加工場に住所を置き、代表取締役と取締役の3人はファンファンクションの役員であります。

道の駅と連携した観光農園の運営や農業人材拠点施設の指定管理業務に要する経費は、管理運営業務から得られる収入及び施設の利用料金収入によって賄うということから、町が支払う指定管理料がかからないということに大きなメリットがあると考えます。

しかし、利益を生み出すための経営というのは、理想的な経営計画のようにうまくいくとは限りません。ファンファンクションの関係者に偏った事業展開は、メリットがある反面、大きなリスク、デメリットであることも考えなければいけません。

農業経営には大きな初期投資が必要になりますが、コロナ禍の状況では、個人・民間事業者が大きな設備投資に踏み出すことはしません。地元の町民であれば、なおのこと慎重な姿勢であることは容易に想像ができます。

農業人材拠点施設は、町が巨額の設備投資を行い、株式会社みはまアグリチームが指定管理業務を行うわけですが、ファンファンクションの経営が立ち行かなくなっただけで、道の駅や農業人材拠点

施設、観光農園の運営が頓挫してしまう可能性は高いと考えます。

また、指定管理料についても、黒字経営のときは不要だが、赤字経営に陥った場合は、町の財源からの補填が必要になることも考えられます。

美浜町とファンファンクションの関係は、ご当地酒場や道の駅に関係して連携も深まっていると感じます。農業人材拠点施設の指定管理者については、プロポーザル方式による公募でしたが、公募したのはみはまアグリチーム1のみで、他者との比較や競争はありません。みはまアグリチームの設立の経緯を見ても、農業人材育成拠点施設の指定管理業務を引き受けるためにつくられたような会社で、ファンファンクションやアドバイザー関連の事業者の実績、経験は豊富でも、みはまアグリチームとしての実績はありません。

みはまアグリチームの実績は、まさに美浜町行政と共に築き上げていくのだらうと思いますが、県外事業者に頼った農業人材拠点施設が美浜町民のものとして機能するのか、町民から遠い存在になるのかは、これからの運営にかかっているとと言えます。

私は事業の成功を望みますが、県外事業者頼り、ファンファンクションに偏った行政施策による事業展開は、町民から遠い存在の施設になると考え、指定管理者の株式会社みはまアグリチームに過度な期待はしておりません。

私は、町が示す農業人材育成拠点施設の必要性について、研修や観光農園などの必要性を理解してきましたが、ファンファンクションの事業拡大や利益のために、農業人材育成拠点施設の必要性に理解を示してきたわけではないので、本議案を認めることはできません。

以上、反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。  
よって、議案第76号 美浜町農業人材育成拠点施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、陳情第1号について、討論はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 討論なしと認め、これから採決いたします。  
この陳情に対する総務文教常任委員長報告は採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議長 起立全員であります。  
よって、陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択については、採択することに決定いたしました。  
これより、追加提出議案を上程いたします。  
日程第25 議案第77号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第4号)を上程いたします。  
町長からの提案理由の説明を求めます。

町議長 議長。  
町議長 町長。  
町議長 ただいまは令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ、23議案につきまして慎重な御審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。この上は、御審議の中で頂戴いたしました御意見等を踏まえながら、本町の発展と町民福祉の向上のため、鋭意施策を推進してまいりたいと考えております。  
それでは、本日、追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。  
議案第77号 令和3年度一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出それぞれ4,588万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ102億3,259万5,000円とするものであります。  
本町では、新型コロナウイルス感染拡大による観光をはじめとした経済への影響を緩和するため、町内での消費喚起による経済対策等に鋭意取り組んできたところであります。しかしながら、首都圏

を中心に7月8日に発出された緊急事態宣言等の区域が本県周辺にまで広がり、先般、今月末までとする3度目の期間延長に入るなど、長期化していることから、さらなる町経済への影響が憂慮される状況となっております。このため、県が9月補正予算で講じる中小事業者への事業継続を強化支援と併せ、町の支援を上乗せ実施することで、機動的な経済対策につなげてまいりたく、今回、必要な経費を緊急に追加補正するものであります。

これに見合う主な財源といたしましては、国から事業者支援分として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,089万3,000円、繰越金で3,498万7,000円を充当し、収支の均衡を図った次第であります。

本町といたしましては、今後とも感染動向を注視し、町内の経済情勢やワクチンの接種加速で期待される景気の回復に向けた国、県の対応などを十分踏まえながら、きめ細かく機動的に必要な対策を進めてまいる所存であります。何とぞ慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定によって議案表題部分についてのみとし、他は省略したいと思います。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。説明は議案表題部分についてのみお願いいたします。

総務課長

議長。

議 長

総務課長。

総務課長

それでは議案の表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第77号 令和3年度美浜町一般会計補正予算(第4号)。

令和3年9月17日提出、美浜町長 戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長

以上で、議案の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、  
ただいま上程いたしました議案第77号 令和3年度美浜町一般会  
計補正予算(第4号)を、理事者から詳細説明を受けたいと思いま  
す。

これより休憩いたします。  
直ちに行いたいと思いますが、よろしくお願ひします。

(休憩宣言 午前 11:37)

(再開宣言 午後 1:37)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
本日追加提出の議案については、既に提案理由の説明は終了し、  
さきの全員協議会において審議いたしましたので、これより質疑に  
入ります。

日程第25 議案第77号 令和3年度美浜町一般会計補正予算  
(第4号)を議題といたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

5 番

議長。

議 長

河本議員。

5 番

5番、河本。

日本共産党の河本猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第77号 令和  
3年度美浜町一般会計補正予算(第4号)に対し、賛成する立場か  
ら討論を行います。

令和3年度美浜町一般会計補正予算(第4号)は、新型コロナウ

イルス感染症の感染拡大に係る全国的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等により、経済的に大きな影響を受けた事業者に対し、県の支援と併せ、事業継続のためのきめ細やかな上乘せ支援を行う、がんばる美浜町事業者応援支援金事業の予算計上であります。

全員協議会では、一月の売上げが前年、または前々年同月比50%以上減少した飲食・宿泊業者に10万円の支援を実施するので、同様に売上げが30%以上、50%未満の範囲で減少している飲食・宿泊業者に対しても、5万円の支援を実施するべきだと支援拡充を求める意見がありました。本議案については、原案のとおり認めるものの、私も拡充を求める意見に賛同しているので、今後、行政にはさらなる支援の拡充を実現してもらいたいと申し上げ、賛成討論を終わります。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

それでは、本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

先ほど総務文教常任委員会委員長より、発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、発委第3号を追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって、発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

これより、暫時休憩いたします。

ただいま議事日程を配布しますので、しばらくお待ちください。

(休憩宣言 午後 1 : 4 0)

議長

再開いたします。

(再開宣言 午後 1 : 4 1)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発委第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提出者、梅津隆久君に趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長

議長。

議長

梅津隆久君。

総務文教常任委員長

発委第3号。

令和3年9月17日。

美浜町議会議長、竹仲良廣殿。

提出者、総務文教常任委員会委員長、梅津隆久。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び美浜町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。

それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政

出動が行われる中、2022年度以降の地方財政が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、とりわけ、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また、地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6、2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き、所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準

を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

9、地域間の財源偏差性の是正に向けては、偏差性の小さい所得税・消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分に検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

10、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

11、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月17日、福井県美浜町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上でございます。

議長

趣旨説明は終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（なしの声あり）

議長

討論なしと認め、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決いたしました。

本意見書は、直ちに各関係行政庁等に提出することにいたします。

続いて、日程第26 議員派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

議会議員派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ派遣  
したいと思っております。ただし、緊急を要する場合は議長において決定  
したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

よって、議会議員派遣についてはお手元に配付のとおり、それぞ  
れ議員派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程全部が終了いたしました。

これをもって令和3年第5回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後 1 : 5 1)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに  
署名する。

美浜町議会議長 竹仲良廣

署名議員 崎元良栄

署名議員 辻井雅之